

令和 2 年

第 1 0 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 2 年 12 月 11 日
至 令和 2 年 12 月 18 日

飯 舘 村 議 会

令和2年第10回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 11	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 12	土	休 日		
第3日	12. 13	日	休 日		
第4日	12. 14	月	休 会		議案調査
第5日	12. 15	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 16	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～8番） 3. 議案審議
第7日	12. 17	木	休 会		議案調査
第8日	12. 18	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会

令和2年12月11日

令和2年第10回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和2年第10回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年12月11日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和2年12月11日 午前10時00分				
	閉議	令和2年12月11日 午前11時24分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 長正利一		4番 佐藤一郎		5番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定によつて 説明した者 の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	総務課長	高橋正文	○
	村づくり 推進課長	三瓶真	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	教育課長	佐藤正幸	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
	代表監査委員	高橋賢治	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月11日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第10回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件6件、条例案件2件、その他案件6件の計14件であります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、議会運営委員会へ付託されました。

次に、監査委員から令和2年度定期監査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が12月8日に本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は8名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。なお、一般質問通告書の1ページに修正ございましたので、差し替えをお願いしたいと思います。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 長正利一君、4番 佐藤一郎君、5番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月18日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月18日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第118号から議案第131号までを一括上程し、

村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和2年第10回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般の議会臨時会において申し上げましたとおり、私の村政運営方針をお示ししたいと思います。

私たちが目指すべきものは、「明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと」であります。そして、このわくわくする楽しいふるさとを実現する原動力は、自らがふるさとに愛着を持ち、ふるさとを前に進める、前に向かって力強く進めていくことを楽しみ、喜びを共にするふるさとの担い手の営みそのものであります。かつて、山中郷と言われた時代、約180年前から約200年前の天明・天保の大飢饉の折、全国各地からの移民が新たな村民となり、生き残った村民とともに田畑を耕して復興を成し遂げた、そういった歴史を持つ本村であります。村民お一人お一人は、この歴史を踏まえた飯舘村の風土に育まれたからこそ、未曾有の災害を受けても、住まい方が変わっても、村への関わり方が変わっても、土を耕し、種をまき、花を咲かせ、実を結び、また次の年につなぐという農の営みに学んだ力強さを持っていると、そのように思っております。言い換えれば、本村には力強い開拓の精神が息づいていると言えると思っております。また、これまで、そしてこれから、本村に関わる方、移住してくる方、就業する方、起業する方など、その皆様がこの開拓の精神に共感し、新たにふるさとを開拓していくことを楽しむ方々であると考えております。したがって、私は、心根の奥に力強さを携える村民と新たなふるさとの開拓を楽しむ方々、その全てをふるさとの担い手と位置づけ、復興、すなわち再び興すという視点から、振興、すなわち振るい興すという視点に立ち戻って、ふるさとの担い手が主役であり、またプレーヤーでもある施策を展開してまいります。

また、東日本大震災から10年の満了を目前に控える現在、本村が進むべき方向は、帰る・戻ることを優先した帰還促進の段階から、自ら選んで関わる、自ら進む、自ら住み直す、そういったフェーズに変わってきております。このことを踏まえ、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを形づくるために、次の5つの方針に基づく施策を展開してまいります。

具体的には、まず生きがいとなりわいの力強い再生と発展を図るために、若者を交えたやりがいのある農業、なりわい農業、6次化を推進し、畜産振興等による農地を生かす取組を加速化させることで、飯舘ブランドの新生を図ります。また、飯舘村の元気を発信し、商工業の発展と新たな起業を推進いたします。また、次世代に向けた森林と里山の再生を推進します。

次に、健康でいきいきと楽しく暮らせるふるさと、すなわち、関わって楽しい、支えてうれしい、暮らして誇らしい村を実現するために、多様なニーズに対応したお買物環境の充実を図ります。また、様々な世代が活躍するみんなで福祉を広げ、あわせていいたてホームやいいたてクリニックの機能的な活用を推進いたします。

次に、情報通信技術ICTによる新たなふるさとを実現するために、新しいロボット技術やICT技術の導入により健康寿命を延ばす取組を推進し、老若男女がいつでもどこで

もつながりを実感する新たなICT農村の構築を図ります。また、ICTを活用して、村民がふるさとで育んできた感性や技術、伝統を、次世代に広める取組を推進します。

次に、ふるさと資源のフル活用を図るために、後世に伝えるべき風土、歴史、風景を再検証し、次世代につなぎます。また、親しみと愛着のある施設活用を推進します。

次に、いきいきとした学びの場を育むために、安心して子育てができる環境と就労の場を充実させます。いいたてっ子の交流を図ります。生涯現役のために、生きがい学習の場を構築します。

以上が、私の施策方針であります。来年度から復興・創生期間の第2期に入ることを踏まえ、復興そして振興のスピードを増すためには、国や県の施策事業を十二分に活用することが必要不可欠であります。このためには、これまで以上に国や県との緻密な連携が必要であり、そのための人員配置も必要不可欠であります。

今後、私の施策方針と、飯舘村第6次総合振興計画などの諸計画との整合性を図りつつ、明確な目標を定めながら、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを、ふるさとの担い手とともに形づくっていきたくと考えております。

飯舘村議会議員各位におかれましては、今後の村政運営におきまして絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、9月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず、総務課関係です。

まず、この秋の叙勲で前田・八和木行政区の只野博之さんが、瑞宝双光章を受章いたしました。只野さんは、元水戸刑務所主席矯正処遇官で、42年間にわたり受刑者の社会復帰支援にご尽力された功績が認められたものです。昨年、村にUターンしたということで、さらなる活躍を期待するものであります。

9月30日、令和2年度飯舘村表彰式典を交流センターで挙行いたしました。今年度、栄えある表彰を受けたのは、飯舘村消防団長などで功績があった八木沢の高野進さんに特別功労表彰が贈られました。また、功労表彰は、飯樋字大平の長正サツキさん、蕨平の越川幸さんに、善行表彰は関根の菅野敬さん、小宮の故・高橋利彦さんにそれぞれ贈られました。今後も村政進展のためにさらなるご活躍をお願いしたところであります。

次に、10月2日に、令和2年度第3回行政区長会議を開催しております。9月議会定例会及び臨時会の議案の報告や各課の各種施策について説明し、ご意見・ご要望をお聞きしております。

次に、10月4日に、村消防団秋季検閲式を挙行いたしました。約100名の団員が点検に臨みました。村内在住の消防団員の減少など様々な課題がありますが、その解決策についても検討を進めてまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

東日本大震災復興特別区域法に基づく飯舘村復興整備計画の変更についてご報告いたします。この度、関根・松塚地区における太陽光発電所整備のため、新たに農用地等約4.8ヘクタールの転用について、農林水産大臣の許可を得る必要があったため、去る10月12日に

国、県、関係機関出席による福島県飯舘村復興整備協議会を開催し、計画変更について承認いただきました。その後、11月18日には事業者主催による着工式が執り行われ、現在、現地において工事が進捗中です。完成は来年秋を見込んでおり、完成後は村及び地元に対し事業者より毎年収入に応じた寄附がなされるほか、地域貢献策が実施される予定となっております。収入は、今後の復興財源として活用してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、新型コロナウイルスの感染を予防するために、マスクや消毒液等の購入費用を支援する村民1人当たり1万円を支給する新型コロナウイルス衛生資材等購入支援給付金であります。基準日9月1日現在で、村に住民登録がある村民1,836世帯、5,280人に対して、5,280万円を9月末日に支給したところであります。

次に、税関係であります。家屋解体等に伴う現況確認の調査結果を10月上旬に納税義務者へ送付するなど、来年度の固定資産税の通常課税に向けて準備を進めております。

次に、村民の帰還状況ですが、12月1日現在の村への帰還者は644世帯1,255人で、帰還率は約23.9%となっております。これに震災後の転入者185人と、いいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は768世帯で1,486人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に197人、県内は福島市に2,347人、南相馬市に328人、川俣町に283人、伊達市に280人、相馬市に148人など、合わせて3,573人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

7月に村が実施いたしました集団健診につきましては、8月末に受診された皆様のお手元に結果を送付し、健診結果説明会を9月15日と18日に開催いたしました。また、健診の結果、生活環境の改善が必要な方のもとへ保健師が訪問したり、電話をかけたしながら状況を確認し、必要な対応について説明しているところです。

いいたてクリニックの利用状況につきましては、本年8月から10月の利用者は1日当たり18人となっており、前3か月と比較して1日当たり3.2人の増となっております。診療日数等については、今後とも利用者の状況を見ながら随時対応してまいります。

昨年度まで福島市内の子育て支援センターすくすくで実施しておりました乳幼児健診につきましては、今年度からいちばん館を会場として実施しております。生後4か月から3歳5か月までの健診の必要な年齢に達した乳幼児が健診を受けますが、今年4月から10月までに7回開催し、53人の乳幼児が受診しております。

帰村された皆様に対し、村内でのお茶会の充実を図りたいと開設してまいりましたサポートセンター事業も、開設以来4年で利用登録者も133人となり、様々な健康メニューなど参加者も多く盛況にて運営しております。さらに、高齢者の通いの場の一つとして村内6地区で地域サロンが運営されており交流の場が提供されているところですが、10月27日に新たに関根・松塚地域サロンが立ち上がり、村内の地域サロンが7地区となりました。7つのサロンを合わせた会員数も173人となり、身近な地区集会場での介護予防体操や健康教室、お茶会などを楽しまれております。

また、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金につい

ては、現在815件の申請となっており、うち795件が受給済となっております。

9月13日には、村敬老会を開催しております。コロナ禍ではあるものの、高齢者に少しでも喜んでいただける機会が必要と考え実施しております。当日は、3密を避け、感染防止対策を取った上での開催となりましたが、敬老者173人、金婚夫婦3組6人にお越しいただき、久々の再会に笑顔が見られたところです。

11月28日には、伊丹沢行政区の山田マキヨさんが100歳を迎えられました。現在のコロナ禍の状況で、福島県による賀寿贈呈式は行われませんでした。いいたて福祉会により賀寿及び記念品について本人に伝達贈呈されております。村からは、お祝い金と記念樹を贈っております。マキヨさんは、飯舘村では34人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をご祈念申し上げるものであります。

さらに、平成30年度より、村外のデイサービス等を利用される村内在住の方に対して、施設までの送迎を行う村外在宅サービス等送迎事業を開始しており、年々利用者は増え、現在月平均200人ほどが利用されております。

次に、産業振興関係です。

まず、農政関係では、避難指示解除後4度目を迎えたこの秋に、水田約129ヘクタールで稲刈りが実施され、うるち米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、コシヒカリやもち米のこがねもち、ひめのもち、飼料用米のフクヒビキのほか、酒米、ホールクroppサイレージが収穫されました。これらについては、11月下旬までに全量全袋検査等の県が定めるモニタリング検査を完了し、その全てについて放射性物質濃度が検出限界値未満であったため、主食用米のほとんど及び飼料用米の全量がJAに出荷されております。また、主食用米の一部については、昨年に引き続き道の駅までい館で販売されているところです。

次に、野菜等については、品目に応じて県の緊急時モニタリング検査または村の自主検査のいずれかを受けることとなっており、11月中旬までにキュウリ、ナス、大根など80品目約440点の検査を実施しております。

次に、農地の保全管理についてですが、長泥地区を除く地域で避難指示解除後4年目となり、福島県営農再開支援事業による除染後農地の保全管理、いわゆる10アール当たり3万5,000円の補助が終了し、代わりに県知事特認事業として担い手への農地集積に向けた準備、いわゆる10アール当たり1万2,000円の事業を実施しております。10月末現在、作業日誌の取りまとめによると、担い手への集積が見込まれる農地として約700ヘクタールの保全管理が実施されております。

次に、なりわい農業として取り組んでいる原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3補助事業については、昨年度までに95件の採択がありましたが、今年度は11月中旬までに13件が事業採択を受けており、施設等整備を進めているところです。さらに、被災地域農業復興総合支援事業についてですが、飯舘村ライスセンター新築工事については、3月竣工予定となっており、現在のところ建物の屋根工事が進捗し次第、プラントの内部施工を進めることとなっております。また、伊丹沢地区に整備を進めている肉用牛施設整備工事については、水源の確保の必要により、今回工期を3月まで延長させていただき、整備を進めてまいりたいと考えております。また、八木沢地区での施設整備を計画してい

る養豚施設については、3月までに実施設計を終え、新年度の工事着手に向けて準備を進めているところです。

次に、意欲ある担い手に農地を集積する農地中間管理事業についてですが、今年度は12月までに関根・松塚行政区の担い手が農地中間管理機構と約54ヘクタールの農地の貸借契約を締結する見込みとなっております。これにより、村内では昨年度の上飯樋地区と合わせて2行政区がこの事業により担い手5件に合計約169ヘクタールの農地を集積したこととなります。

次に、森林関係では、平成29年度から森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、あいの沢周辺において清掃、枝打ち、下刈り等を週3回の頻度で実施しております。また、本格的な森林事業の再開に向けて、ふくしま森林再生事業に取り組み、年度別計画の方針、策定並びに約53.4ヘクタールの森林施業の実施を進めております。

次に、鳥獣被害対策関係では、飯館村鳥獣被害対策実施隊21名により、4月から11月中旬までにイノシシ422頭、サル9頭の駆除を実施しました。また、村内で農業に携わる方の圃場については、ご希望に応じて順次イノシシ対策用フェンスや、サル対策用電気牧柵の導入を進めているところです。

次に、商工観光関係です。

まず、商工業者向けの村補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金がありますが、10月末までに7件の申請があり、796万円の交付を行いました。引き続き、各事業者に分かりやすい説明を行い、交付手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、県の事業再開・帰還促進事業によるいいたてプレミアム付商品券についてですが、6月1日から販売を開始し、10月末までに村民や村内事業所に勤務している方々に1万1,379冊を購入していただきました。今年度は、プレミアム付商品券に対する周知、関心の高さから、昨年同期に比べ売上げも大幅に伸びております。さらには、この交付金を活用して10月25日に道の駅までい館において、村商工会が主催者となり、いいたて秋まつりを開催しました。たくさんのゲストを迎え、飯館産農産物のふるまいや各種屋台、大抽選会などが実施され、多くの方々に秋まつりを楽しんでいただいたところです。

次に、県の「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用して、10月10日から11日に道の駅国見あつかしの郷で開催されたくにみ道の駅大交流フェスタに参加し、村の特産品のPRと販売を行っております。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から10月末までの全体利用客数は2,204人で、このうち宿泊利用者は351人となっております。村内、村外を問わずご利用いただいておりますが、今年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入館規制や一時休館などの措置を行ってまいりました。そのため、利用客が大幅に減少しております。きこりにつきましては、村内の数少ない宿泊施設の一つであり、今後も村内外にPRをしながら交流人口の拡大につながるよう、村振興公社と連携してまいりたいと思っております。

次に、飯館村の道の駅までい館の運営状況ですが、本年4月から10月末までのレジ客数は、までい館が6万5,722人、セブンイレブンが16万7,112人となっております。道の駅ま

でい館においては、このコロナ禍の中でも利用者数は増えており、今年度は従業員の努力もあり、現在まで経常的に黒字を続けているところでもあります。今後も、道の駅までい館を復興拠点施設として地域の活性化を図ってまいります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、オープン以来10月末までに3,635人のご利用をいただいております。風の子広場の完成以来、道の駅の客層も子供連れのファミリーが増加し、相乗効果が生まれております。現在、コロナ対策をしながらの運営となっておりますが、今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努力をしております。

次に、建設課関係です。

まず、建設課執行の工事委託関係の進捗状況ですが、発注件数179件、契約金額約54億2,300万円で、進捗率は約66%となっております。そのほか、移管された他課工事は発注件数19件、契約金額約33億600万円で、進捗率は約64%となっております。

次に、住宅関係の入居状況については、入居可能戸数111戸に対して96戸、153人が入居中で、65歳以上の割合が32%となっております。

次に、村道の舗装機能回復工事ですが、本年度計画している15路線、約28キロメートルは、今月末には全て完了の見込みとなり、快適で安全な村道管理はもとより、美しい村づくりの一環を担う事業となっております。

また、農地の基盤整備事業であります。村内12の行政区について委託21件、工事30件を発注し、早期完了に向け実施しているところでもあります。

次に、教育委員会関係について報告します。

まず、学校及びこども園の状況に関してであります。新型コロナウイルス感染症対策のため、学校等の行事については慎重を期して実施してきたところであり、4学年から6学年の宿泊活動については学校を拠点として実施し、9学年の修学旅行については感染拡大状況を鑑み、茨城及び栃木方面で実施する予定を変更し、栃木県の日光・那須方面としてきたところでもあります。

次に、本村の5・6学年生が川俣町の小学生との交流事業として9月30日に陸上競技大会を開催しております。陸上競技の交流事業は2年目であり、本村の児童についても多くの競技参加者の中、日頃の練習の成果を思う存分発揮し、生き生きと頑張る姿を見せてくれました。

次に、いいたて希望の里学園では、10月30日にいいたてっ子発表会「赤蜻祭」が開催され、までの里のこども園では、11月21日にこども園発表会が開催されました。今年度は、園児の発表時間を十分に確保したいことと併せて3密を避ける対策として、昨年までの合同形式ではなく、園と学校それぞれでの開催とするとともに、議員の皆様をはじめ来賓のご招待を極力控えさせていただいたところでもあります。いずれの発表も、それぞれの年齢、学年の発達段階や、学習の成果が十分に表現されたすばらしい内容であり、改めて先生方のご指導に感謝申し上げる次第であります。また、当日は会場制限がある中ではありましたが、村議会議長をはじめ保護者や教育関係者の方々にご覧いただき、惜しみない拍手など、子供たちへの心温まるご支援をいただきましたことに対し、重ねて御礼申し上げます。

次に、震災避難当初から学校でのワークショップなどによる支援をいただいております。

した画家のいせひでこさん作の絵画披露式を10月15日に行いました。今回購入しました絵画2点については、いいたて希望の里学園昇降口に掲額しており、明るく生き生きと希望に満ちあふれる子供たちの象徴として表現されておりますので、コロナ問題終息の際は多くの皆様のご来校により、ぜひご覧いただきたいと思っております。

次に、他自治体からの視察受入れ状況であります。いいたて希望の里学園及びままでの里のこども園において、2学期から本日までに7回の視察研修を受け入れてきたところでもあります。近年は、県内外において義務教育学校、認定こども園開設に向けての取組がますます進んでいる状況であり、学校現場においても本村が先進地として注目を受けているところでもありますので、さらなる教育の充実を図っていく必要があると思っております。

次に、生涯学習課関係です。

9月13日と20日に市町村対抗軟式野球大会が開催され、1回戦は不戦勝、2回戦で白河市と対戦しましたが、9回に逆転を許し3対4で惜しくも敗れました。

市町村対抗ソフトボール大会は、10月17日に石川町と対戦し、大接戦の末14対14の引き分け、規定により抽選で敗退となりましたが、来年への確かな手ごたえを残す健闘ぶりでありました。

9月20日には、村民の交流と健康維持を目的に整備を進めてきましたいいたてパークゴルフ場のオープニングセレモニーと、使い初め交流大会が開かれました。オープニングセレモニーには、関係者や来賓など約60名が出席し施設のオープンを祝いました。交流大会では、村内外から120名が参加し、新しいコースの感触を確かめながら交流を深めました。なお、芝養生のため、本格オープンは来春からとなります。

次に、10月20日から29日まで、第37回飯舘村文化祭を開催いたしました。今年の文化祭は、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底させるため、2か所に設けた受付での検温、手指の消毒をはじめ、3密を避けるため10日間の総合文化展のうちステージ発表は屋外ステージで10月25日の1日だけとしました。当日は、こども園、義務教育学校の児童生徒を含む村内外から600点を超える作品展示と、各種団体によるステージ発表があり、延べ1,000名を超える村民が来場いたしました。

次に、11月15日には、第32回ふくしま駅伝が開催されました。今年のふくしま駅伝は、コロナ禍の中での大会となり、区間も距離も例年のおよそ半分での開催となりました。飯舘村チームは、全区間に参加し完走することができました。今年の駅伝チームは、この春から義務教育学校に陸上部が設けられ、後期課程の7学年生から9学年生が熱心に練習に取り組んだことをきっかけに、世代を超えて切磋琢磨し、よいチームの仕上がりとなりました。結果は、設定時間より3分8秒早くゴールし、昨年より順位を7つ上げ敢闘賞を受賞しました。ふるさと飯舘村のたすきをつないでくれた選手の皆さんの姿は、多くの村民に希望と元気を与えてくれました。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第118号令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）です。既定予算総額に1億8,617万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を151億638万6,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費2,932万3,000円、農林水産業費の農業費に1億1,122万4,000円、土木費の道路橋梁費に3,629万7,000円、消防費の消防費に2,417万2,000円などを計上いたしました。歳入には、地方交付税国県支出金繰越金などを充てておりません。

議案第119号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)です。既定予算総額に253万4,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を12億3,989万8,000円としました。

議案第120号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)です。既定予算の総額から75万6,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を4億3,642万8,000円としました。

議案第121号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)です。既定予算の総額に65万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を4,832万2,000円としました。

議案第122号令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第3号)です。既定予算の総額に411万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億9,681万6,000円としました。

議案第123号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)です。既定予算の総額に4万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,390万7,000円としました。

議案第124号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準の軽減判定所得の判定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるなどするものであります。

議案第125号飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、還付換算金割合の引下げや語句の整理等を行うものであります。

議案第126号は、村道路線の認定についてです。これは、道の駅の東側、西側及び大西地内に整備した道路を生活道路及び産業振興上必要と認められるため、村道として認定するものであります。

議案第127号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事(伊丹沢西エリア肉用牛用施設)請負契約の変更についてです。

令和2年3月17日付で、株式会社アシストジャパンと工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に412万9,400円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は2億1,418万7,600円です。

議案第128号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事(伊丹沢南エリア肉用牛用施設)請負契約の変更についてです。令和2年3月17日付で、株式会社アシストジャパンと工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に552万7,500円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は2億5,852万7,500円です。

議案第129号は、令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更についてです。令和2年3月17日付で、後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に161万5,900円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は8,873万5,900円です。

議案第130号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約の変更についてです。令和2年6月16日付で、株式会社小野中村と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に1,634万7,100円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億1,424万7,100円です。

議案第131号は、福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更についてです。令和元年7月22日付で、荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に85万8,000円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は4億2,551万3,000円です。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時43分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時18分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまです。

（午前11時24分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月11日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

令和2年12月15日

令和2年第10回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和2年第10回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和2年12月15日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和2年12月15日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和2年12月15日 午後 3時20分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 欠公	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 高橋和幸		7番 渡邊計		8番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定によ りたため 者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	総務課長	高橋正文	○
	村づくり 推進課長	三瓶真	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	生涯学習課長	藤井一彦	△	教育課長	佐藤正幸	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
代表監査委員	高橋賢治	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月15日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月11日、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が所管事務調査報告取りまとめのため及び閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開催されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 高橋和幸君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 渡邊 計君。

7番（渡邊 計君） 皆さんおはようございます。議席番号7番 渡邊 計、12月定例会において一般質問をさせていただきます。

まず最初に、杉岡村長、10月の村長選、無競争でありましたがご当選おめでとうございます。改めてお祝い申し上げます。

さて、ここ数日、新型コロナウイルスの感染が大分広がっており、福島市辺りでもクラスターが発生するなど、我々のそう遠くない場所にも大分増えてきたなという思いでおりますが、しかしながらこれ、ワクチンや薬ができないうちはもうどうにもならないのかなと。もう自衛手段で、自己的に自分の体をうつらないように守っていかなきゃいけない。また、それなりに抵抗力を高めて、体力をつけて、全ての人がかかるというわけではないので、普通の風邪と同じで10人いたら全員かかるっていうわけじゃなく、抵抗力の弱い人、体力のない人、そういう人がかかっているのかなと。今後はそういうことで、皆さんに、村民の皆さん含めて抵抗力、体力をつけるようなそういう指導をしていただいて、とにかく薬ができるまでしのぐしかないのかなと思っております。また、薬ができましても、現在のインフルエンザと同じで、今後ずっと長い付き合いになるのかなと。このウイルスが死滅することはないと思いますので、その辺のところも今後、行政のほうとしてやっていかなければならない仕事の一つなのかなと思っております。

では、本題に入らせていただきます。村長が替わりましたので、これまでの政策と今後

の政策に関してということで、11点ほど伺いたいと思っております。

まず、1点目。原発事故直後の対応・対策をどう評価しているのか。これは、村長が当時先頭になってモニタリングしたりいろいろしていたので、最先端に立っていたということもありますし、放射線防護三原則を勉強してきたということもある中で、当時の対応、どうだったのかな、対策はどうだったのかなということに関して、どう評価しているのか伺うものであります。

2点目、放射線防護三原則を踏まえた上で国の指針、震災以降、原発事故以降ですね、年間1ミリシーベルト、そして緊急避難、そういうものは20ミリシーベルト、そして食品を100ベクレル以下という指針が出てきた中で、一番村民の中で放射線に対して勉強しているのは村長かなと思いますので、そういうことを踏まえた上で、この国の指針に対してどのように考えていらっしゃるのか伺うものであります。

3番目に、前菅野村長が6町村協議会から脱退したわけでありましたが、私はこれは復帰すべきものと考えておりますし、これまでいろいろな記者会見の中で村長も復帰をしたいというようなお話をしておりますので、この復帰についてどのような見解を持っていらっしゃるのか伺うものであります。

4番目、長泥地区、これが復興拠点ということで工事が始まり、その後今年春先から公園という形での家屋解体、あと軽度な除染ということで進めているわけでありまして、この長泥地区の解除、これが今後の村政に大きな要件というか起因を来すのではないかと考えておりますので、この解除、いつ頃の見込みなのか、そして解除要件としてどのようなものを要件としていくのかをお伺いいたします。

5番目として、これまで飯舘村、いろいろな復興アドバイザーがおりましたが、箱物行政、そういうものが大体終了したのではないかとこともありまして、次年度からのアドバイザー、これがどういうふうな形、村の復興再生に関してどのようなアドバイザーが必要になってくるのか、それに関して今までのアドバイザーと違うアドバイザーを雇うのか、お願いするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

6番目としまして、道の駅、今村の中では一番の拠点となっているところで、買物もあそこしかないという状況の中で、道の駅のセブンイレブン、あるいは風の子広場、今年出来上がりましたが、まだまだいろいろな改装、改善の余地があるのかなと思っております。それと、セブンイレブン等での生鮮食品の販売、それから道の駅の食堂でのメニューや時間帯、こういうものに関しても改善の余地はあるのかなと。それと、道の駅ができたときにトイレの数が少な過ぎるということもありまして、それらの改修に関して増設するのか、改修するのか、そういうことに対してもどう考えているのかお伺いするものであります。

7番としまして、村民への支援措置、特にここでは運転免許証、これ私が一般質問の中で提言しましてつくっていただいたわけですが、この自主返納や、佐藤議員が常々おっしゃっている学童保育の支援等、村外村内差別するなということがある中で、村長がやっぱり記者会見の中でこれまで村内外問わず支援していきたいということをおっしゃっている中で、この隔たりを解消する考え、どのような考えを持っていらっしゃるのか、それをお伺いしたいと思います。

8番目としまして、今年度カメムシが大量発生したということで稲作に多大な影響を与え、今現在飯舘村はライスセンターがないので、原町区のほうのライスセンターでそのカメムシの、抛出米の区別というんですか、それをしているということでもありますけれども、カメムシの対策として前から野焼きをしてほしいという話があったわけでもありますけれども、今年度春は部分的にも、いろいろな条件付であったわけですが、これがまだまだ足りないのかなど。全体的にやらないと、カメムシ駆除が難しいのかなということもありません。このカメムシの、野焼きに対して、どのように対応するのかをお伺いするものであります。

9番目、令和3年度予算、これから、もう始まったかなと思うんですが、これはどこに重点を置いて、どんな事業を進めていく、そういう編成になるのかをお伺いいたします。

10番目として、震災前から過疎高齢化は進んでおったわけでもありますけれども、この震災により20年後、30年後に来るべき過疎高齢化がもう短年で来てしまったと。本来なら、徐々に手当をする時間があつたはずであります。もうこの原発避難ということで何の手当もすることもできず、非常に激しい過疎高齢化になってしまう。特に、帰村された方、高齢化、それと、帰村した人数が大分少ないと。今後、その対応をどのようにしていくのか、現状とともに伺いいたします。

次、最後11番目になりますが、蕨平のバイオマス事業について、これは単にバイオマスを目標としたのではなく、山林の除染、そして里山再生、森林再生、これを目的として環境省の、ただ今燃やしているということじゃなく、その熱エネルギーを何とか利用できないかというところで付随してきたものがバイオマスエネルギーという考えで私はおります。そこで、このバイオマス事業について、今後村側が支援があるのかどうかというところについて伺いいたします。

以上、11点、答えを求めます。

村長(杉岡 誠君) 7番 渡邊 計議員のご質問11点のうち、3点についてお答えいたします。

まず、1の1、原発事故直後の対応・対策をどう評価しているのか伺うについてお答えいたします。

約10年前の平成23年3月11日、東日本大震災の地震直後は、村役場及び行政区の方々による情報収集により、停電や断水、道路や農地の崩落等があつたものの、火災や家屋倒壊などの被害がなかったことが判明しました。このため、他市町村からの避難者の受入を優先することとし、までいな家、いちばん館、各小学校の体育館を避難所として開放いたしました。この際、最大時には避難者は約1,300人に達しておりましたが、村婦人会の方々を中心に毎日おにぎりの炊き出しをしていただきましたこと、村消防団の方々に停電の中で大渋滞となった車の避難誘導などを率先して実施していただきましたことなど、多くの村民の方々に災害対応のご協力をいただきましたこと、改めて深く感謝申し上げたいと思います。

村では、3月14日朝まで続いた停電の中で、一般の電話やファクスが使えなかったことで情報が限られておりましたが、停電復旧後はテレビ報道による東京電力株式会社福島第

一原子力発電所事故の映像を含めて膨大な情報もたらされることとなりました。その後、4月の全村計画的避難指示までの約1か月間は、原発30キロメートル圏内で国による屋内退避指示がなされた蕨平地区、国によるモニタリングで高線量が確認された長泥地区の住民の方々の一時避難のため、「やすらぎ」の開放のほか、鹿沼市への自主避難、水の摂取制限に伴う飲料水の配布など、矢継ぎ早の対応を求められる事態が重なりました。支援者であるべき飯舘村、飯舘村民自身が被災者となる状況に一変したということになります。

この誰も経験したことのない広域にわたる大混乱と、様々な困難や課題に直面しながらも、国による計画的避難指示の後には村民の避難先の確保と並行しての事業者や特別養護老人ホームの営業継続、賠償を確約させての特設家畜市場での和牛の売却、大型農業機械の預かり、見守り隊の編成など、全職員が村民の生命と財産を守る取組を最優先に対応に当たったことは、他に比肩するものがない事実であり評価に値するものと考えております。

いずれにしましても、これまでの対応や対策については、村議会議員の皆様の深いご理解とご支援がなければなし得なかったことと考えているところです。今後につきましても、長期ビジョンを見据えた様々な施策の展開が必要不可欠と考えておりますので、これまで以上に議員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いをいたします。

次に、1の3、6町村の協議会への復帰についてどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

これまでの経過としては、国が令和2年2月26日付村要望を受け、特定復興再生拠点区域外における内閣府による家屋解体を含む線量低減実証事業が実施されるに至ったことにより、村と他の町村の帰還困難区域に対する考え方に差異が生じていることが分かり、協議会会長との協議の結果、それぞれに進めたほうが今後お互いにとってよいであろうとの判断に基づき、帰還困難区域を抱える町村の協議会を離れたものです。

一方で、村の復興・振興は村単独ではなし得ないものと認識しております。被災12市町村との連携・協力は非常に重要であります。したがって、今後、双葉地方の町村とも足並みをそろえて取り組むものについてよく協議して進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問1の11点目の蕨平のバイオマス事業についての村の考えについてお答えいたします。

村は、震災と原発事故以降、森林整備や林業生産活動が停滞しておりますが、これは森林施業の基準として空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルト以下であることとされているためであり、最近ようやく村の北部から間伐等の施業が可能となってきたところです。森林施業を行う際に問題となるのが、放射性物質が多く蓄積されている樹皮の扱いで、福島県の木材は現在樹皮部分を幹などとは別に処分をしている状況です。こうしたことから、木質バイオマス施設を整備することにより、樹皮を円滑に処理するスキームが構築されれば、主伐、間伐を進めることによる森林資源の活性化と環境改善、雇用の場の創出が合わせて期待できるものと考えております。また、将来的には施設から発生する熱を利用した新たな農業展開と、飯舘村の特産品づくりも期待できるものと考えております。

一方で、放射性物質の拡散やその他公害などはあってはならないことですので、

バグフィルターの2段設置、排ガス、排水、空間線量率のモニタリングなど、各種対策の徹底と情報公開を条件とし、安心・安全を確保する計画づくりを事業者に求めているところでもあります。また、施設から出される放射性物質を含む灰の処理については、国や県、関係する市町村と連携した協議が必要不可欠であります。この事業は、村を含む被災市町村のみならず、福島県全体の森林の再生に資する可能性があるものと考えておりますが、地域の皆様の意向を十分に確認し、見定めていきたいと考えております。

他のご質問については、担当課長からお答えいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、3点ありますので、一つずつお答えさせていただきます。

まず、ご質問1の2点目、放射線防護三原則を踏まえた「国の指針についてどのように考えているのか」というご質問についてお答えいたします。

国においては、避難指示する際の被ばく線量の基準を年間20ミリシーベルト、除染における長期的に目標とする追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト、食品の放射線量を1キログラム当たり100ベクレル以下としております。村としましては、この国の指針を踏まえ、これまでガンマカメラ測定や線量計の貸出しと面談による相談の受付などを実施してきておりますが、これらは村民自身が自ら線量を把握する、または把握しやすくするための取組であり、今後も継続していきたいと考えております。また、さらに、放射線源から離れる、遮蔽する、近くにいる時間を短くするという放射線防護の三原則、リスクコミュニケーション事業などを通じて村民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、1の6番目、道の駅及び周辺の施設についての考え方ということでお答えいたします。

道の駅及び周辺の改善、改修についてであります。道の駅までい館」につきましては、今年度展示販売ホールの増床工事を行い、従来の1.8倍ほどに拡大をいたしました。この増床工事により、中央の花玉が彩るメインホールと展示販売コーナーとのつながりがよくなり、お客様により多く足を運んでいただけるようになりました。また、取り扱う商品も大幅に増えており、利用者の方々から好評を得ているところでございます。また、道の駅北側に新設しました「ふかや風の子広場」もオープン以来、多くの家族連れが訪れ、道の駅との相乗効果が出ております。また、食堂のメニューにつきましても、株式会社までいガーデンビレッジによる新たなメニューの開発や、材料や経費の見直しを行った上で、価格反映など、日々努力を重ねているところであります。今後は飯舘産の農産物を使用したメニューづくりや、以前から住民からの要望が多い生鮮食料品の取扱い提供など、さらなる経営進展を求めてまいりたいと考えております。

次に、トイレの増設についてですが、管理者である県に対し度重なる要請を行ってきた結果、男子トイレの改修が決定し、現在工事を行っているところです。

今後の道の駅周辺の整備であります。風の子広場の東側にドッグランの建設を進めており、来年春から夏にかけてのオープンを予定しております。

これからも、「道の駅までい館」、「ふかや風の子広場」など、周辺施設が一体となり、

村の復興拠点施設としてさらなる情報発信と、交流人口、関係人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、1の8についてお答えをいたします。

まず、令和2年度の飯舘村内での水稻作付状況であります。全体で昨年度の44.8ヘクタールより83.8ヘクタール増え128.6ヘクタールとなっており、内訳としましては主食用米48.8ヘクタール、飼料用米37.6ヘクタール、ホールクroppサイレージ41.7ヘクタールとなっております。主な品種の収穫実績についてであります。 「里山のつぶ」が約30ヘクタール、「ひとめぼれ」が約14ヘクタールとなっており、平均単収については「里山のつぶ」が513キロ、これは8.6俵に当たります、それから「ひとめぼれ」が530キロ、約8.8俵となっております。また、品種ごとの出荷数量及び等級内訳であります。 「里山のつぶ」が2,239俵で、うち1等米が1,503俵、2等米が691俵、1等米の比率は67.1%となっており、「ひとめぼれ」については1,624俵出荷したうち、1等米が708俵、2等米が756俵、1等米比率は43.6%でありました。等級格付が落ちた理由の95%がカメムシによる着色米となっております。

過日開催されました飯舘村オペレーター連絡協議会においても、この状況についての情報の共有がなされ、カメムシ防除対策の徹底の必要性が再認識されたところであります。現在、県やJAと対策について協議しているところですが、登熟期の幼虫防除と、出穂期それから穂ぞろい期の成虫防除の2回の薬剤による一斉防除及び早春の野焼きの実施、出穂期前までの畦畔と周辺の休耕田における草刈りの徹底に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の野焼きにつきましてですが、延焼につながらないような対策を取りつつ、実施期間の拡大や実施方法の簡便化を図り、地域で取り組みやすくすることにより、カメムシ防除につながるよう進めたいと考えておりますので、新たなルールを検討した上で行政区に周知してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは質問の3点をお答えいたします。

まず初めに、質問の4点目の長泥地区の解除要件及び解除見込みについてのご質問にお答えをいたします。

長泥地区の特定復興再生拠点区域につきましては、さきに避難指示が解除された他の区域と同じく3つの要件により解除の判断がされるものと考えております。

1つ目は、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること。2つ目は、この後の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗し、日常生活に必要なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧していること。3つ目が、県、市町村、住民との十分な協議であります。解除の時期につきましては、この要件を踏まえながら特定復興再生拠点整備計画に記載の令和5年春を目指し、現在進められている除染や環境再生事業の状況を見定めた上で、今後県や住民、議会と解除に向けた協議検討をしてまいりたいと考えております。

次に、質問の5点目、次年度からのアドバイザーの人選についてのご質問にお答えいた

します。

現在、村では村づくりアドバイザー1名、復興アドバイザー2名、教育アドバイザー1名、移住定住アドバイザー1名の計5名を委嘱しております。これまで、各アドバイザーからはそれぞれから専門的な知見や人脈などを生かしながら、ふるさと納税制度やラオス国との交流、復興拠点整備をはじめとする様々な村の新しい取組への提案や、除染や環境再生事業など、国県との専門的知識を伴う協議検討への助言指導、全村避難以降環境が大きく変わる子供たちの教育に対しての助言指導をいただいております。

なお、次年度からのアドバイザー委嘱につきましては、原子力災害からの復興という特殊事情や、第6次総合振興計画における重点事業等、これからの村の重要課題を踏まえながら助言指導をお願いする目的や期間を明確にしていきたいと思いますと考えております。

次に、質問の10点目、過疎高齢化に関するご質問にお答えいたします。

過疎高齢化の問題は、人口減少が進む日本において、本村のみならず全国的な問題であります。特に本村においては、このたびの原子力災害と全村避難により一気に過疎高齢化が進んだ状態です。村独自にまとめております避難者情報によりますと、今年12月1日現在、避難者、帰村者合わせての村民全体数5,259人のうち65歳以上は2,040人であり、高齢化率は38.8%であります。また、村内居住者だけを見た場合、村内居住者1,486人に対し65歳以上は838人、率にして56.4%ということであります。このことにより、医療、介護福祉、交通手段、地域行政区の機能、その他様々な分野に高齢化による課題、問題が表れてきております。村としては、この現状を踏まえた対応がこれからさらに必要になると考えております。例えば、医療体制については、今年度薬剤の院内処方を始めたところですが、診療時間は毎週火曜日と木曜日の午前中にとどまっております。また、介護福祉見守り体制の一つとしては、社会福祉協議会によるサロン活動の支援があり、現在7地区まで活動が増えましたが、全体的な活動に広げていくためには地域内外の元気なサポーターを増やしていく必要があります。また、買物環境の充実、交通手段の確保については、移動販売及び近隣のスーパーまでの買物バス、社会福祉協議会によるお助け合い事業などを実施中ですが、スーパーなどの店舗誘致に向けては引き続き努力していく必要があります。

いずれにしましても、高齢者の方が健康づくりをしながら生きがいを持って暮らせるような取組が必要と思っているところであり、生きがい農業の推進や趣味活動の発表の場づくりなども検討してまいりたいと考えております。高齢化によるこれら多くの課題を一気に解決することは困難ですが、村民の帰村、移住定住の取組による若者の定住促進を進めながら、高齢者の方が安心して暮らせるよう、地域住民の協力をいただきながら対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の7点目、支援措置に係る帰村者と避難継続者の隔たり解消についてお答えいたします。

村が支援をしている事業の中で、支援の対象者を帰村者に限定した事業は、ご質問にありますとおり本年度から実施しています満75歳以上で運転免許証を自主的に返納された

方に対してのバスやタクシーの利用券、シニアカー等の購入に係る費用を補助する運転免許自主返納者支援事業があります。この事業の対象者を帰村者に限定した理由は、村内には電車が運行していない、タクシー事業者がいない、バス路線の区域が少ないなど、避難先の自治体と比較して村内の公共交通環境が恵まれていないことからであります。なお、福島市の例では、市に住民票を登録していない村民であっても75歳以上の高齢者を対象としたバス等の無料の支援制度があります。また、帰村した高齢者がやむを得ず避難先の家族の方と離れて居住している実態もあり、現在村内居住者の高齢化率は約60%となっていることも踏まえ、今年度事業化したものです。

なお、マイナンバーカードを取得していない高齢者においては、顔写真入りの公的証明書として運転免許証しか所有していないケースも想定されることから、今後はマイナンバーカードの取得の推進などと併せて、可能な限り村内外の隔たりを生まない事業構成を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、1の9の令和3年度予算について、どこに重点を置いた編成になるのかというご質問にお答えいたします。

まず、令和3年度予算は、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを築き上げる予算、これをキーワードにふるさとに愛着を持ち、自ら楽しみ、その喜びを共有するふるさとの担い手が主役かつ文字どおり担い手であることを実感する施策展開ができるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。このことを踏まえて、去る12月3日、4日に、各課の重点事業ヒアリングを実施いたしました。詳細につきましては、来年1月に各課の予算ヒアリングを行うスケジュールで編成を進める予定をしております。なお、予算要求の期限は今年12月25日までとなっております。

さきの、11月24日に開催いたしました職員に対する当初予算編成方針の説明会では、次の4点について指示をしたところでございます。

まず、1点目は、全ての職員が村の将来を担うふるさとの担い手の一員であることを自覚し、財源の確保と捻出、投資効果の最大化を図る経営視点に立った予算を編成する。2点目は、選択と集中を念頭に無駄を徹底的に省き、継続事業であっても新たな方針と第6次総合振興計画に基づき成果目標の見直しを図るなど、復興事業、自治業務の効率化、統廃合を含めた総合的な見直しを図ること。3点目は、新たな方針と第6次総合振興計画に基づく新たな提案、提言を含めた施策展開に必要な予算を編成すること。4点目は、新型コロナウイルス禍に対応した予算を編成する。

このような事項を基本に、令和3年度予算は、第6次総合振興計画等に基づき、職員一人一人がコスト意識を持ち、精度の高い予算編成に努めるよう指示したところでございます。また、引き続き健全財政を維持することはもちろん、村民の福祉向上につながる施策には予算を重点的に配分していくことが重要であると考え、編成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） では、これより再質問をして、もう少し深く探っていきたいと思っております。

まず、第1点目の原発事故後の対応・対策をどう評価しているのかということですが、当時私も覚えていますが、夜ちょっと遅い頃、介護施設に用事があって来たところ、他市町村からの車が列を連なって上がってきたと。私が、反対方向に走っていったらそこに何かあるのかと思って私の家のほうまで車がついてきたということもありまして、そのときは役場周辺あるいは元の公民館周辺、大分村外、特に南相馬周辺からの避難者が来ていたと。飯館村民は一生懸命炊き出しをしたりしておったということですが、杉岡村長は、その当時たしかモニタリング、要は県からモニタリングが来たこと。ある、ふくしま復興支援フォーラム、2018年9月8日に行っておりますけれども、その中でいろいろおっしゃっているわけでありまして、3月14日に、それまで各行政職員不眠不休で働いて大変な思いをしていたわけですが、現村長は家に帰ってシャワーを浴びていたと。そうしたら電話が鳴ったと、突然に。県庁の依頼で青森県の原子力センターの職員がモニタリングポストを設置しに来ているという電話が入ったと。要は、公民館のところに設置したわけでありまして、そのときその方々は白装束、要は完全防護の対策を取ってきたと。これに関しては驚かれたことかと思えます。当時、区長をやっていたある方も、毎日役場に来ていたところ、突然自衛隊の人やそういう人たちが完全防護で来た。何なんだろうと、我々住民、何も知らされていない中で。そういう驚きの声が寄せられておりますけれども。その中で、村長はモニタリングを担当としてやったわけでありまして、計測を初めてしたときは、空間線量1時間当たり0.09マイクロシーベルトだったと。それが、3月15日に降った雨、雪とともに上昇し44.7マイクロシーベルトを計測したと。この数値が上がっていく中で、現村長は放射能に関して大変勉強していらっしゃる方なので、数値が上昇していく中で、当然屋内退避くらいの指示は県から出されるものだろうと思っていたが、県からは1時間当たり100マイクロシーベルトを超えないと避難指示は出せないという回答があったと。計画避難という話も、お答えもありませんけれども、県、国などは本当に皆無に等しく、連携などなかったと。こういう発言をしていらっしゃるわけですが、村長が。その中で、計画避難をしたと言いますが、計画避難、飯館村に関しても、ほとんどの方が自主的に、自分で、アパートやそういうところを見つけているんじゃないかと。というのは、仮設が7月末から8月にならないとできないと、そういう見通しの中で、小さいお子さんのいらっしゃる方々はいち早くアパートなど見つけて、自分でアパートを見つけた。だから、そういうところに関して、村長は、計画的避難なんていうのは名ばかりだったとおっしゃっているわけでありまして、このとき村長は、「飯館を掘る 天明の飢饉と福島原発」という著書を佐藤昌明さんという方が書いていらっしゃるわけですが、その中で現村長がおっしゃったことが、この線量が上がったことに対して役場職員、消防署員、警察官、行政区長、民間の人、村に避難してきた浜通りの大勢の人たちにいち早く事態の重大性を知らせ、屋内退避させなければと思ったと。しかし、村長、副村長に言っても事の重大性が理解されなかったと。こういうことと、計画避難なんて名ばかりで、県庁など全く関係なかったと。国と県の連携など皆無に等しかったと、こういう発言をされているわけですが、こういうことの中でいきますと、今回答えたことは本当に模範的回答かなと思うわけでありまして。

今のこういう、村長があるこういうフォーラム、ふくしま復興支援フォーラムとかで発言したこと、こういうものを取りますと、この直後の対応・対策、不満があったんじゃないのかなと思われるんですが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

不満があったのではないかなというお話ではありますけれども、私自身職員という立場の中で最大限努力はさせていただきまし、あるいは不眠不休というお言葉もいただきましたが、本当に夜寝ないで仕事をしていたなということを今思い出すところでもあります。今、引用いただいた言葉は、私が職員時代にフォーラムの中でご依頼をいただいて、その中でお話しした部分を多分ご引用いただいたのかなと思いますので、村長としての言葉では、そのときにはなかったんだなと思っております。職員が、あのとき指示待ちでいたわけではなくて、それぞれ非常に頭を巡らせながら、こうすべきでないか、あるいはこうしたほうがいいんじゃないかということを毎朝、あるいは毎晩の全体会議の中でも議論をしまし、あるいは職員同士でも議論をしまし、あるいは村民の方とのつながりの中でお話をしたこともあったんだろうなというふうに、私としては記憶をしているところがあります。

その中で、できたこととできなかったことがたくさんあります。実際のところありますけれども、それが不満という言葉が適切かどうかは、ちょっと私としては、なかなか適切な言葉が今思い浮かばないところがあります。ただ、あのときにできたこととできなかったことがあったということがあるからこそ、あのときの様々な思いがあるからこそ、今この場に踏みとどまってしっかりと皆様とともにふるさとの再生と発展に向かっていきたいと、そういう心を持っているという意味でもありますので、一つ一つのことが、全てが万全であればいいんですけれどもそうではない、過去もまた踏まえた上で未来に向かって進んでいくということが大事なんだろうと思っています。

私自身、職員の立場ですから職員のことを申し上げましたけれども、村民お一人お一人が自らの立場で、あのときにこうじゃないか、ああじゃないかということをお願いしたり、議員の方々皆様からいろいろご提言をいただいたり議論をさせていただいたということが今のこの村につながっている、そういうふうにも思っておりますので、私としてはそういう方々とともに、この先ふるさとの再生に向かっていけるということが一番の誇りであって自信である、そのようなことを申し上げたいと思います。

7番（渡邊 計君） 私、新村長にあのときにはこうだったろう、ああだったろうと責めるつもりはないので、ただその当時から現村長は放射能に対しては人一倍勉強なさっている方で、歯がゆかったんじゃないかなと思いますけれども。この放射能に関しては、もう元に戻るまでは本当に100年、200年、計算で行きますと250年くらいかかる中で、自然の中の風雨やそういうものによって推計数値よりはちょっと早まっているということが今分かっているわけでありまして、いかんせん、まだまだ長い付き合いになります。そこで、村長は放射能に関して本当に勉強していらっしゃる。そして、答弁の中でもリスクコミュニケーション事業などを通じて村民の皆様へ周知を図ってまいりたいと言っているわけですが、ぜひ、まず職員、そして我々議会含めて、村長と放射能に関して、まだま

だ分からない点がある、私たちが。一番、難しく話されても、難しいところまで言っても、私たち分からないし理解し難いんですが、今現在必要である、そういう常識というか、放射線に対しての常識、そういうものをぜひ村長に勉強会を、お忙しいでしょうけれども、その中の時間を割いていただき、もう一度この放射能に対してどのように向き合っていくべきかと、これをまず最初、行政、我々議会、そしてその後村民たちと、ぜひ勉強会をしていただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ただいま、勉強会ということでご提案いただきましたが、私がいろいろなことをお教えするというのではなくて、私自身は多分、専門的な言葉や知識の部分を皆様方がより分かりやすく、あるいは認識しやすい状態に翻訳といいますか、通訳といいますか、そういうことをするのが私の役目であったり、あるいは得意な分野かなと思いますので、勉強会という言葉が、形がいいのかどうかは別としても、そのような機会はぜひ模索をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

7番（渡邊 計君） ぜひお願いしたいなと。正しく知識を得て、その中でどこまでできるのかと。マスコミとかなんとかにあおられて、ちょっと間違っただけという知識も入っているということもありますので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

次に、2番目に移りますけれども、年間1ミリシーベルト、あるいは緊急避難時の20ミリ基準、そして今この回答にはなかったんですが食品が100ベクレル、これらをどうするのかということでも伺っているわけですが。確かに震災前、国の基準、食品とか500ベクレルだったのかなと。それが、より安全にということで国のほうが100まで下げたのかなと。そして、海外を見ますと1,000ベクレルとかいろいろありますけれども。国がこういう指針を出してきた中で、それに沿って我々10年間やってきたと。そういう中で、年間1ミリだけれども、環境省のは1から20とで帰村とか。ただし、国際放射線防護委員会、要はICRPでも1から20の間だけれどもできるだけ小さい数値を選びなさいということになっている。平常時が年間1ミリシーベルト。ただ、帰村した場合に、緊急時なのか、緊急時の継続なのか平常時なのか。平常時であれば、年間1ミリシーベルトでなければいけないのではないかと。しかし、国のほうでは帰還したところはもう年間3ミリシーベルトであろうと4ミリシーベルトであろうと平常時のような考えをしておりますけれども。その辺、村長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ただいまの、平時の線量目標あるいは低減策ということのお話かなと思いますが、まだ国から私直接つまびらかにいろいろなことを聞いたわけではないんですが、今現在は多分参考レベルと申しますか、平時に向かっての中途の段階なんだろうなと思っております。現状をしっかり踏まえる中で、いろいろなウェザリングを含めての線量低減効果や、あるいは食品モニタリングの現状というものを踏まえて、様々な設定がまた見直されていくこともあるだろうなと思っておりますけれども、それが空間線量の年間の被ばく線量なのかと私としては思っているところであります。

食品の放射能レベルに関して、1キログラム当たり100ベクレルというのは、これはもう平時といいますか、全国共通のものとして周知されているだろうなと。世界的な基準で行くと、1キログラム当たりという単位質量値のベクレル数ではなくて、摂取量といいます

か、総摂取量で勘案するヨーロッパ諸国も多いかと思っておりますが、日本の国においては1キログラム当たりという、どちらかというと厳しめの基準を設けているかなとは思ってはおります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 詳しい説明、ありがとうございます。

そこで、食品に関して、あるいはこの基準に関して、村が復興アドバイザーとして雇っているというかお願いしている人が、この国の基準は科学的根拠がないんだと、そうおっしゃっている方がいるわけで、本当に科学的根拠、科学的合理性がないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 国が定める基準について、科学的合理性がないという言葉が適切かどうかと言われると、もしそういうことがあるならば村としてもそれはおかしいだろうというお話をしなきゃいけないことだと思いますが、少なくとも私たちがこの10年間やってきた中では、国の定めた基準というものを遵守する中で様々な施策を運用してきたということでありまして、そこには科学的な一定の根拠があるだろうということをしっかり考えながら実施してきたという部分であります。

多分、私が先ほど申し上げたように、総量規制という実際に年間に摂取する量から逆算するという考え方が世界的にはといますか、ヨーロッパ諸国では多い考え方ですので、そういう点に立って考えると、日本の基準が厳し過ぎるという議論もあるかもしれませんが、日本については日本の今の基準で動いておりますので、村としてはこの基準に基づいて全ての施策を運用していくという、そういう姿勢であります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） そうしますと、この5番目のアドバイザーに関しても絡んでお話しするようになるんですが、これ名前出しても、村からのアドバイザーなので公人ですので、公の人なので構わないかと思うんですが、この復興アドバイザーの田中俊一さんという方が、今話した基準には科学的合理性がないと言って、そして1キロ当たり1,000ベクレルのいのはなご飯を食べたと。それで、国の放射線防護の目安は年間1ミリだと。これは、7万6,000ベクレルのセシウムを摂取した場合の線量であって、いのはなご飯を70キロ以上も食べることはない、というふうに豪語して読売新聞のほうに出しているわけでありませうけれども。果たしてこういう方がアドバイザーに適しているのかどうか。先ほどの、アドバイザーの答弁で、大分いるわけですが、村長は村長になられたときに、今後村の村政が変わっていく中でアドバイザーも見直す必要があるだろうと。確かに、箱物行政は終わり、これからはハードじゃなくてソフト面のアドバイザーが必要になってくるのかなと。そういう中で、今後、いろいろ変わらなきゃいけない、特に今後は農業関係、そして工場誘致、工業誘致、これらができるような人がアドバイザーになるべきではないかと思っております。この私から言えばとんでもないことを言っているアドバイザーに関して村長はどのようにお考えでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、議員がお話しなさったそのいのはなご飯の話については、私が承知しているところではないので、細かくお話しすることは差し控えたいと思っておりますけれども、

少なくとも食品に関しては、日本全国いろいろな食品が選べる状況でありますし、市場流通をしているものについては基本的には国の、基本的にといいますか厳密に国の定めた1キログラム当たり100ベクレル未満、しかもそれは100ベクレルぎりぎりではなくて、米の全量全袋検査でも1キログラム当たり25ベクレルという推奨、上限値といいますか下限値といいますか、それを設定していたり、あるいはその他の野菜の関係についても50ベクレルとか25ベクレルということで、2分の1、4分の1以下の非常に厳しい基準の中で運用されている食品が流通している、そのように認識しておりますので、そういったものもしっかりと消費者の方々が選んで食事として、あるいは先ほど健康づくりというお話がありました。そういうものに活用していくことができるのが日本の社会だと思っておりますので、特段その線量が高いと思われるものを摂取する理由はないかなとは思っております。

アドバイザーの件に関しては、先ほど答弁させていただきましたが、来年度に向かってしっかりと検討させていただきながら、お願いをするその目的や期間というものをしっかりと定めながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） アドバイザーのことは、この後の5番目でもう少し詳しくやりたいと思います。

次に、3番目の6町村協議会の復帰、前菅野村長がこれを脱退したわけでもありますけれども、私がいろいろ調べた中によりますと、この6町村協議会の中でほかの自治体の首長さんたちは、村長を一生懸命引き止めた。にもかかわらず、会議の途中抜け出してしまったというお話を伺っているわけでもありますけれども。これ、1つの村や町で国と戦うといたしますか、国と対立といたしますか、言葉は悪くなりますけれども、それよりはやっぱり被害に遭った町村がまとまって国と対応していく、このほうが力的に強くなってくるのではないかなと。例えば、飯舘村が今回脱退して長泥地区の解除を強引に行ったとした場合、今後浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村、こういうところにも、飯舘村でこうやったんだからあんたたちのところできないわけがないだろうと、国のごり押しが始まると。国は、1点でも崩して、そこから次々と崩していきたいという思いであると思っておりますのでね。それが、本当に村民の思い、住民の思いを十分に酌み取った形の解除や除染やそういうものであれば構いませんが、そこまで行っていない、そういう形でごり押しされると、本当に今後難しいことになるのかなと。そういうことで、答弁の中で村長は今後もよく協議して、取り組めるものについては取り組んでいきたいということですが、はっきりとこの6町村協議会に戻るのか、戻らない状態で足並みをそろえて取り組んでいくのか、その辺もう一度、お答えをお願いします。

村長（杉岡 誠君） 6町村協議会に戻るのか、戻らないのかというおただしでありますけれども、その既存の6町村協議会という枠組みが正しいかどうかということはしっかりと検討させていただきたいなと思っております。例えば、各市町村ごとに産業の形は違いますし、帰還の状況も違う、あるいはこれからの移住定住の方向性も違うだろうなど。それらのことがありますので、全ての分野において足並みをそろえる、あるいは今回の帰還困難区域だけに限定した協議会という形が果たして正しいかどうかということもありますので、その辺

は各町村長、首長の方々ともしっかり協議といいますかお話をさせていただく中で足をそろえられるものがあればまた新たな形での協議会なり何かの形というものを模索することも一つの手ではないかなと思っておりますので、そのような形でいろいろな可能性を否定せずにしっかりと前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 村長のそういう率直な気持ち、今回脱退したことでほかの町村の方々に形だけで嫌われないで受け入れていただければありがたいなと思うところでもありますけれども、村長の人柄からいえば受け入れてくれるのではないかなと私は思っていますが、ぜひ足並みをそろえてやっていただきたいなと思っているところでもあります。

次に、長泥地区の帰還に関してでありますけれども、それで、今復興拠点は除染とか終わって今土を入れて平らにしようとしているわけでもありますけれども、あの復興拠点も私から言いますと面的な、例えば同心円とか四角、くくった中そっくりやるんならいいんですけども、要は星型とかタコの足みたいな伸びているという状況でありますので、そうするとその先っぽのほう、あるいはそこに行く途中のほう、そういう細くなったところ、そういうところは周りの森林やそういうところからの放射線の影響は本当に大きいのではないかと。防護三原則の中にも距離をできるだけ遠く取ったほうがいいという中で、そういう細くなってその先、そういうところが果たしてどの程度の線量まで落として、周りからの影響を受けないようにするのか。それで、またもう一つ、今公園として家屋解体をやって、この除染は復興拠点から見ると半分くらいの除染かなと思っておりますけれども、そういう中で、解除に当たって今後放射線の量は幾らにする、あるいは今村内は50メートルマップをつくっていただいておりますけれども、あれだけ線量が高いと、そしてまた入り組んだような開発でありますと、20メートルくらいのマップをつくってその上で線量とかを検討して解除要件にすべきかなと思うんですがいかがでしょう。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 解除要件の部分のところでもあります。答弁しましたように、拠点区域内についてはこれまでも適用されてきた3要件ということで、これが要件になってくると思われます。ご質問がありました、いわゆる凹んでいるところといいますか、ちょっとぎざぎざの形になっているところでもあります。今回の特定復興再生拠点を定める際にそういった一定程度決まりがありまして、その中でどうしてもあの形にならざるを得なかったという部分がありますが、いずれ気になるのはその後の放射線の部分かなとは思っています。ご承知かとは思いますが、現在拠点区域内においては除染がおおむね完了いたしまして、来年はこれから地力回復を行うというような予定である旨聞いているところでもあります。その除染のプロセスの中の一つとして、ほかの区域と同じようにこれからモニタリングを行って、どれほど除染の効果が現れたのかというところを、その居住する区域で心配がないのかということも含めて実測をするということになっておりますので、その数字を今後見守っていくといいますか、見ていきたいとは考えております。

一方の区域外のところ、公園を造るということでありまして、そこは内閣府によりましていわゆる線量低減の実証事業ということで低減を行います。それによってもまた放射線というものがどのくらい下がるかというようなものが今後出てくるものと思われています。

そういう要件で、どの程度の放射線ということでありませけれども、少なくとも今定められている年間20ミリシーベルト、これを超えるということはないのかなとは思っていますので、その辺りのところがまずはラインになるのかなと考えますが、ただ、特に区域外については、今国のほうで検討中とは聞いておりますが、どのような要件でそこを解除するのかということがはっきりと出されてはおりませんので、この辺り、先ほど議員言われたように、地域住民の方が望む解除かどうかというところが非常に重要だということをおっしゃっていただきましたので、これからそういったものを見ながら、地域の方とよく話をして、その解除をするかどうか、できるかどうかというところは決めていくことになるのかなと思っております。

以上です。

7番（渡邊 計君） これ、線量が一番の問題になってくるかと思うんですが、解除前に線量マップをつくる計画はございますか。

村長（杉岡 誠君） 特定復興再生拠点については、ご承知のとおり残念ながら区域外があるということでありませけれども、区域内については、計画内については、農の再生ゾーンというものが非常に大きく、実は位置づけられているという部分もあります。私としては、除染や避難指示解除というのはあくまでも手段であって、目的ではないとそうように思っておりますので、夢のあるふるさとというものを形づくるために必要なことが除染であったり避難指示解除だろうと思えます。避難指示解除の前の要件として、地元を含むいろいろな方々を含めた中での検証委員会という名前だったかどうかちょっと覚えておりませませんが、検証する場がありますので、そのような中でのその線量の降下といいますか実際の状況を把握するというのも、当然のことながら生じてくるだろうと思っておりますので、それがマップという形になるのか、もう少しさらに詳細なものを含めてのものになるのか、その辺はしっかり地元の検証の中で検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 私、20メートルと言いましたけれども、できればもっと細かいようなものがあればありがたいなど。我々も一目で見て、長泥住民それからそれ以外の村民、この人たちも一目で見て分かるようなそういう資料をつくっていただきたいなど提言しておきます。

それで、解除要件として年間積算線量20ミリシーベルト以下になることということがうたわれているわけでありませけれども、先ほど森林の答えの中にも1時間当たり2.5マイクロシーベルト、その中では長時間作業するなど、これも防護三原則に入ってきているわけでありませけれども、私のうろ覚えの中ではたしか森林作業2.8マイクロシーベルトだったのかなと、私の勘違いなのかなと思ったんですが、この前森林組合に行って確認したところ、2.8マイクロシーベルトで2時間以上作業するなどというそのお触れはいまだに撤回されていないと。ということは、例えば2.8マイクロシーベルトですと年間14ミリシーベルト、2.5マイクロシーベルトでありますと年間12.5ミリシーベルトくらいの線量になるわけでありませけれども、そういう制限がされている、12.5あるいは14ミリシーベルト、それは2時間の作業じゃないですよ、そこに8時間普通の生活をした時点の数値が2.8マイクロシーベ

ルトだった場合は年間14ミリシーベルト、そういう制限をされている、森林作業とかそういうこともされている中で、なぜこの年間20ミリシーベルト以下ならいいのかと。例えば、答弁書の中の2.5マイクロシーベルトであれば年間12.5ミリシーベルト、そこで生活したとした場合ですよ、そういう数値まで下がってこなければおかしいのではないかなと、国の指針が林野庁や環境省、そういうところで全然数値が違ってきていると、そういうことについて村長はどのように考えますか。

村長（杉岡 誠君） 20ミリシーベルト・パー・イヤーですね、1年間当たり20ミリシーベルト以下という基準についてのおただしかなと思いますが、先ほどの、前の答弁の中でも申し上げましたが、平時に戻るまでの間の暫定的な部分といいますか、参考レベルという言葉があるようですが、そういう対応としての基準かなと認識しております。私たちの常識あるいは当然の住民の感情からすれば、通常の汚染がされる前の状態に戻ってから全てのことがという思いはあるところでもありますけれども、例えばそのようなことを条件にすると避難指示解除ができなかったり、あるいは様々な事業を推進することが、民間企業を含めてできないということもあり得るだろうということで、村としては国の一定の基準を満たす中での避難指示解除ということはあるだろうなと思っております。

先ほど申し上げたとおり、除染とか避難指示解除が目的ではありませんので、そういったものを手段として使いながら、その先にある夢のあるふるさとのために、例えば農業ができる状況であったり、そのほかのなりわいが生じるようなそういう状況をしっかり構築していくことが求められているところだと思っておりますので、そのための最初のクリアすべき基準だと、このように思っているところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） では、次に5番目の復興に関するアドバイザーに関してちょっとお尋ねしますが、これ村づくりアドバイザー、これ公の人、公人ですので名前は出しても大丈夫かと思うんですが、今村づくりアドバイザー1名、復興アドバイザー2名、教育アドバイザー1名、移住定住アドバイザー1名の5名、この5名に関して名前公表できますか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 大丈夫です。じゃあ、名前を公表いたします。

まず、村づくりアドバイザーにつきましては佐川 旭さんです。あと、復興アドバイザーにつきましては、先ほど出ましたが田中俊一さんであります。あともう1名は、万福裕造さんでございます。あと、教育アドバイザーにつきましては海野和夫さんでございます。最後の移住定住アドバイザーにつきましては小垣外明子さんでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 佐川さんあるいは万福さん、特に箱物ができたときとか佐川氏はよく顔を見かけるわけでありますが、村の行事とか。あと、万福さんは今、当時から農業の再生のときにもよく顔を出していらっしゃいますし、今やっている蕨平のバイオマスに関していろいろな顔を出していらっしゃいますが、もう一人の田中俊一さん、この方は私見たことないんですが、これまで村のほうでどのような助言をいただいたことがあるのか、あるいはその人が講師なり、そういうものになって何らか村民あるいは村職員でも構いませんが、講演とかそういうものを行ったことがあるのかお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 田中俊一先生の村においてのアドバイスの状況といたしますが、活動の状況ということでありますが、現在私のほうで把握しておりますのは、長泥行政区の環境再生協議会という環境再生事業を国や県、その他有識者を合わせて検討する会議体がございます。そこへの委員ということでお願いをしております、その場において専門的な知見等も含めて指導助言、発言をいただいているところであります。そのほかですと、私どもの所管しておりますいわゆる行政区のほうで行います地域づくりの様々な事業におきまして、行政区の集会等で講師をお願いされて、そちらのほうに出て行って講演をしたことがございます。それも確認はしております。そのほかにも様々な地域のイベント等にも招待といたしますか、お声がけがあればそこに出席していただいているという状況ではありますが。あと、もう一つ、学校現場においての放射線教育の講師も務められたことがあるということでございます。把握している限りでは、このような状況でございます。以上です。

7番（渡邊 計君） この田中俊一さん、原子力規制委員会委員長だったということで、私は長泥行政区だけじゃなくもっと村全体の放射線に関して知識を我々に植え付けてくれるのかなと思っていましたが、今学校での教育があったといいますけれども、恐らく私が思うところ学校でやったのは外国の人たちが来てやったその講演かなと思うんですが、それ以外子供たちに講演しているんですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 学校現場での放射線教育ということでありますが、毎年開催しております先生方、教職員を対象とした研修会がございまして、その際の講師ということでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 時間もあまりないので、本当はもっと聞きたいんですが、次の質問に行きたいと思います。

道の駅ですけれども、トイレ今改修しているということでありますけれども、私改修よりも増設のほうが安く上がるのかなと思っていたので、現在道の駅の東側にも1つあったらいいのかなと思ってこの質問をしたわけでありましてけれども、改修して、どのくらい解消されるか、解消できればいいんですがね。まず、最初、道の駅ができたとき、あそこに来た人から出た苦情がトイレの数が少ないということだったもので、改修によってよくなればいいんですが。それは今後の課題として見ていきたいなと。

この道の駅の中で、セブンイレブンがありますが、これセブンイレブンが唯一法人契約なのって飯舘村だけなんですよ、日本全国の中でも。そういうことで、個人じゃなく法人であるがゆえの有利性というものを生かしていけないのかなと私は思っている中で、今、コープ・ファミリーマート、ファミリーマートがコープ生協と提携してファミリーマートの中で果物や肉や魚、魚っていても、刺身までも売っていると。これは、コープが提供してパックにしたものを持ってきて売っていると。これ、セブンイレブンというのはヨークベニマルと同じセブン&アイグループですので、ヨークベニマルからパックにしたものを持ってきて売るということは可能なのではないかなと私は思っているわけで、そういうことをぜひやっていただくと。これ皆さんがあそこのセブンイレブンに行くと刺身あるよ、

肉あるよと周知するまでは、それなりの赤字は出るかもしれませんが、それは覚悟の上でやるべきかと思うんですが。セブンイレブンの店をぐるっと回っていろいろ点検している方と私一度話をしたときに、可能であると、村側から正式な要請があれば可能ですというお答えをいただいて、これまでも前村長には何度か言ってきたんですが、全然進まなかったと。でも、可能であるならば、ぜひ、セブン&アイグループのほうに村側から正式に打診してみたいかなと思うんですが、村長いかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） ただいまおただしの、生鮮食料品の件については、私、までいガーデンビレッジの代表取締役にも就任いたしましたので、そういう立場でも指示を出しているところでもあります。現場で今確認している内容の部分と、議員から今いただいた部分と、しっかりと加味をして検討させていただきながら、私が直接要請をすることによって進むことがあるとすればそのような形もしっかりやっていきたいと思っているところでもあります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 続いて、メニューとかもいろいろ工夫しているということがあるわけですが、私個人的に、あそこに行ってカレーライス、あれ900円出してカレーライスを食べようと、900円するなら野菜サラダの一つもついてくるのかなと思ったところ、何もついてこない。道の駅、ドライブがてらに皆さんが休憩に寄る、そういうところでのカレーライスにしては値段が高過ぎるのかなと。そういうところが一点、気がかりなところがあるんですが。今、答弁の中でもそういうことを、日々努力をしているということなので、その辺ぜひ検討していただきたいということ、道の駅、今裏に風の子広場がありますけれども、夏になったときに子供たちの水遊び場、これ深さが30センチくらい、子供が転んでもけがしない、溺れない程度の、そういう水遊び場と、それを見守る親たちのあずまや的な日陰があってもいいのではないかなと思うわけですが、時間がないのでこれはそういうことが村民からも、あとあそこを使用している方々からも要望が上がっているということで、提言だけしておきます。

次に、支援措置なんですけど、私これつくってもらったんですが、答弁にもいろいろありますけれども、私が思うところ免許自主返納した場合に一番割を食うというか、今度あそこに連れていってくれ、ここ連れていってくれと言われるのは息子さん、お孫さんなんです。ですので、今このタクシー券とかバスの回数券、利用券ということもありますけれども、私は子供たち、孫たちが使えるような、特に村内で使えるようなガソリンを入れられるチケット、あるいは道の駅で使えるような商品券、そういうものにぜひしていただきたいと思うわけですが、そして、村内、村外かかわらず、まだ避難が継続している中ですので、村に住所がある方々は平等にしていきたいなど。時間がないので、これも提言だけにしておきたいと思えます。

それと、最後になりますけれども、蕨平の森林事業、これもあそこで減容化だけではなくて、あそこの中からタスクレイという、小豆粒程度の熱移動可能なもの、これ水をかけますと発熱をする、要は乾燥剤みたいな形なんですけれども、これがまたリサイクルできるということになると、今後冬の間の花卉栽培、それから夏の野菜栽培、それから南国フ

ルーツの栽培などが見込まれる大きな可能性を持っていると。また、夏場使わなくなった場合は、熱交換器などを使ってそれで公共施設のエネルギーとかにできないかなと私は思っているわけですが、そうなった場合に、ハウスで使う場合、これがまだまだ先の話ですが、これを購入したりする、あるいはそれを動かすための装置、これらに対して村から支援措置をつくるべきではないかと。前村長は、バイオマスは採算合わないから手を出さない、プロポーザルの形で今始まったわけですが、そういうことに関して支援措置をぜひつくって、いろいろな可能性を追求していただきたいなど。これも本当は答弁いただきたいんですが、時間がないので提言させていただきます。

最後になりますが、村長も替わった、これから政策も変わっていくだろうと。ただ、そういう中で、行政の仕事は何かと。住民の生活と生命を守るのが行政の仕事であります。そして、それらに関わる予算編成、それから行政執行、これが正しく行われているか、これを監視するのが我々議員の役目であり、村民の代表、代弁者として意見を述べ、いろいろなことを提言していくのが議員の仕事だと、私は思っております。村長が替わりましたので、職員共々、私たち議員もそういうことをまた心新たに頑張り、村の再生、新生、村長は振るう興すですが、私は新しく興すと、行きつくところは一緒なんだと思いますが、それに向かってぜひ進んでいきたいと思っております。

時間ですので、これで私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、9番 相良 弘君の発言を許します。

9番（相良 弘君） おはようございます。新しい村長を迎えましての初めての一般質問をします、相良です。よろしくお願いします。

私からは、簡単に4点だけを質問いたします。

まず、第1番目に、今後の村政についてであります。

①飯舘村のビジョンについて。村長は、出馬会見の際、菅野前村長の後継者ではないと明確におっしゃっております。その違いと、今後の飯舘村のビジョンについてお伺いします。

②は、村民の帰村政策についてであります。村民の避難先からの帰村は、避難指示解除後、人口1,500人程度と現在まで変わっておりません。帰村をどんなふうに進めるかお伺いいたします。

③は、林業政策についてであります。農林業は、飯舘村の基幹産業と伺っております。農業については、国県の支援を受け、今後の道筋が見えたような気がします。林業については、まだ先が見えません。村長は、林業政策をどのように考えているのかお伺いします。

2番目の、バランスシート作成について伺います。過去2回程度質問しましたが、何も動きがないように思えてなりません。今後、村はバランスシートの作成の意思はあるのかお伺いいたします。

以上、4点の質問をいたします。

村長（杉岡 誠君） 9番 相良 弘議員のご質問の1番目、今後の村政についての1つ目、飯舘村のビジョンについてお答えいたしたいと思っております。

私は、さきの村政運営方針でも、村民一人一人が古くは200年前の大飢饉を乗り越えてきた歴史を踏まえ、未曾有の大災害と生活環境の激変の中にあっても力強さを持ち続けていると述べましたが、このふるさと飯舘村は、先人のたゆまぬ努力とその成果を受け継いだ村民一人一人が形づくってきた唯一無二のものであると考えております。

したがって、私が受け継ぐべきは、先人と村民のその思いと努力であって、また課題であるという意味において、誰か一人のものだけを受け継ぐわけではないという趣旨で後継者ではないという表現をしたものであります。私たちが目指すものは、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとであり、またわくわくする楽しいふるさとを実現する原動力は、自らがふるさとに愛着を持ち、ふるさとを前に向かって力強く進めていくことを楽しみ、喜びを共にするふるさとの担い手の営みそのものであります。すなわち、ふるさと飯舘村の再生と発展の主演であり、またプレーヤーでもあるのがふるさとの担い手であり、自らが未来を選び取り、また未来を形づくっていくことを実感する施策を展開していきたいと考えております。

また、そのための具体的な方針については、村政運営方針の中でお示しした5つの方針であり、今後ふるさとの担い手はもとより、関係者、関係団体とも連携、協力して、私の施策方針と飯舘村第6次総合振興計画などの諸計画との整合性を図りつつ、明確な目標を定めながら、国や県の施策事業を十二分に活用していきたいと考えております。

他のご質問については、担当課長からお答えをいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、相良 弘議員の質問の1番目の2点目、村民の帰村政策についてのご質問にお答えをいたします。

これまで、村は村民の帰村を進めるために電気、ガス、水道、通信などの基本的な生活インフラ整備のほか、復興拠点の整備、復興住宅の建設、公営施設や学校の整備、医療体制の確保、農業、事業所、企業の再開のための支援など、村内の環境整備を進めてまいりました。また、帰村するしないの判断は村民自身のお考えを尊重するという方針で施策を進めてまいりました。

一方で、避難から10年近く経過しておりますので、村に戻ってくる村民は帰村する村民でありながら、見方を変えれば飯舘村を新たに選んで住むとも捉えられると思っております。そのような視点を持ち、村から避難した村民またはその家族に村を選んで住んでもらえるようにふるさとづくりを進めていくことが重要と考えております。そのために必要な環境整備や支援などは、今後国の動向も注視しながら検討し進めてまいりたいと考えております。

なお、村の歴史を踏まえて、本村を自らのふるさととして楽しみ、元の村民とも喜びを共にする移住・定住者を誘致する取組を併せて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、ご質問の3点目、林業政策についてお答えいたします。

村では、平成29年度よりふくしま森林再生事業に取り組んでいるところであります。このふくしま森林再生事業に取り組むことにより、森林整備とその実施に必要な山林の空間

線量率のモニタリングを一体的に推進し、将来の木材等の搬出に向けて森林の再生を図るとしております。

なお、ふくしま森林再生事業による森林整備は、現在までに佐須字前乗地区において約30ヘクタール実施しており、今後は今年度中に佐須字前乗地区及び草野字立堀地区において約23ヘクタールを実施する予定となっております。

また、今年度は同事業によりまず施業を進めるため、二枚橋地区において年度別事業計画を作成中であり、来年度以降二枚橋地区も施業の面積に加わる見込みとなっております。

このほか、木質バイオマス事業については、事業者による住民説明会を重ねているところですが、森林施業で出る間伐材やパーク、樹皮のことでありますが、これを主燃料とすることにより、被災自治体や福島県内の広域的な森林施業に大きく貢献する可能性があるものと考えております。

なお、放射性物質の拡散や、その他の公害が発生しないこと、各種モニタリングと情報公開を徹底できること、焼却灰の適正な処分ができることのほか、地域住民の皆様の意向を十分に確認した上で事業を見定めていきたいと考えております。

今後も、引き続き各種補助事業を有効活用し、森林の再生による働く場の確保、地域振興等を図ってまいりたいと考えております。

総務課長（高橋正文君） 私からは、2の1のバランスシートの作成についてのご質問にお答えいたします。

まず、地方公共団体の財務書類には、バランスシートとは若干形態が異なりますがそれに準ずるものとして地方公会計というものがございます。地方公会計の整備につきましては、国から平成26年から平成28年度にかけて全国一律に適用する基準が示されております。この統一的な基準による財務書類の整備を原則として平成29年度までに行うよう各自治体に要請があり、本村飯館村においてもこれに応じて平成28年度決算から作成をしているところでございます。

この地方公会計は、全国統一的な基準により貸借対照表、いわゆるバランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書、これはいわゆるキャッシュフローと呼ばれている計算書でございます、いわゆるこの4つ、財務4表と呼ばれる財務書類を作成しているものでございます。村では、平成28年度決算分と平成29年度決算分はこの財務4表を作成しております。令和元年度決算分につきましては、令和元年度の決算資料作成後に、今現在財務書類の作成を進めているところでございます。

今後は、これらの、また様々な財政指標や財務書類がございますので、それらの分析を進めながら、村の資産、負債等の把握、様々な場面でのデータの活用につなげていきたいと考えております。

なお、現在の村の財政状況を若干申し上げますが、令和元年度決算において標準財政規模に対する元利償還金の比率である実質公債費比率は、制限基準が25%に対して飯館村では6.0%、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合である将来負担比率は、制限基準350%に対して飯館村においてはゼロということで、制限基準を大幅に下回っている状況でありますので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標に

においては健全性は十分保たれているという状況でございます。

なお、今後とも国県の補助金等財源の確保に努めるとともに、事業の精査、経常経費の削減に努めて、引き続き健全財政の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 11時45分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

9番（相良 弘君） 午後に入りまして、再質問いたします。

確認なんですけれども、村長が後継者でないということは、個人的な後継者ではないと。継続する事業については継承するという理解でよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今おただしのとおり、個人的な後継者ではないというものでありまして、継続すべき事業というものが具体的にどの辺にあるのかというのはまた検討が必要かと思えますけれども、当然自治業務というものも含めて村はやってきておりますので、全てを塗り替えるということが私の趣旨ではないということで、継続するものもあれば、あるいは中身を精査する上で新しい形で進むものもあるだろうな、そのように考えているところであります。

9番（相良 弘君） 理解いたしました。

次に、村民がわくわくするような村政にするということは、具体的にはどういうことなのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） わくわくするという言葉がなかなか行政的には使われない言葉だと思えますので、おただしのとおり想像しづらいものだと思います。私自身、ふるさとの担い手という言葉を使わせていただいておりますが、村民一人一人が自らのために、あるいはこのふるさと飯館村のために自分たちの営みを持っていて、あるいはその中に楽しみを見つけているということがしっかりできるとわくわくすることになるのかなと思います。片や、全ての方々が若者というわけではありませんから、ご高齢の方については健康寿命を延ばすということも、言葉の違いこそあれわくわくすることの一つなんだろうと思えますので、5つの方針の中でその一つ一つがわくわくするふるさとの要素だと、そのように考えているところであります。

以上であります。

9番（相良 弘君） 今の答弁なんですけれども、村民がわくわくするようなことというのは、100人が100人とも違うと思うんですよ。今、答弁にあったようにそうではないんだと、こういうことなんだということを、村民にも分かりやすく丁寧な説明が必要なんではないかと思うんですが、村長の考えはどうでしょう。

村長（杉岡 誠君） 今、ご指摘いただきましたとおり、私自身の言葉を通じて皆様にお伝え

することも大事でありますし、あるいは新年度の予算という形でお示しすることも大事だろうと思いますので、両方の方面を通じてしっかりとお伝えしていきたい、そのように考えております。ありがとうございます。

9番(相良 弘君) 次の再質問でありますけれども、避難している村民が帰村しない理由は、個々に様々な理由があると思いますけれども、帰村した村民が日常の生活をする上での買物は非常に重要であると思っております。特に、生鮮産品、下着類等の買物場所がありません。例えば、全国のアンケート調査、意識調査で何年か前でありますけれども、住みよいまちの上位は何かということアンケートをとったことがあります。1番目は、医療機関が整っていること、2番が教育機関が充実していること、3番目に買物場所があるということが入っております。買物場所は、3要素の一つであります、買物場所の確保について村長の意見をお伺いします。

村長(杉岡 誠君) 買物場所の確保ということについておただしということであります。先ほども含めてなんですが、お買物についてのニーズは非常に高いものと認識しておりますので、様々な形で今まで検討は進めてきた経過があるようではありますけれども、それらはそれらとしてまた新しい視点で、あるいは新しい要請とか、トップセールスということも含めて、いろいろなことで検討を進めたいと思っておりますので、一つには固定店舗というものを誘致するための一つの方法もあるでしょうし、あるいは今進めているお買物の足の確保というものの充実というものもあるでしょうし、あるいは訪問販売というものが、例えば庭先販売につながるような、多様なお買物環境というものがつくることが村民の様々なニーズにお応えすることになるのかなと思っておりますので、全てができるわけではないかもしれませんが、いろいろな可能性を探っていきたいと、そのように考えております。

9番(相良 弘君) これは私の考えなんですけれども、このままだと民間業者が店舗を建てて、飯舘村に資本を投下するという、こういう方は人口の面からしてできないのではないかと私は思っております。ただ、一つには、道の駅の改修方法もあるだろうし、できれば村で生鮮産品なり、下着類等のまず必要な物だけをそろえる建物を造って、それを村民の方だけじゃなくて村外から、例えば当面は無償で貸出しするとか、何しろ村民の買物場所を確保するという観点からそういうものがあってもいいんじゃないかと思うんですけれどもどうでしょう。お伺いします。

村長(杉岡 誠君) 店舗の公設民営化といいますか無償貸出しということかなと思いますが、そのような事業制度も国の復興予算の中であるということは承知しておりますので、そういったことを含めて、幅広にいろいろな可能性を検討してまいりたいと思っております。どれか一つに固めてしまって物事を検討すると、それだけで全てが終わってしまうものですから、今ご提案いただいた、ご指摘いただいた件も含めて、幅広にいろいろな可能性を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

9番(相良 弘君) 次の、林業のことなんですけれども、特に飯舘村の森林は原発事故という特殊事情があります。その中で、林業はほかの産業とは違って、植樹をしても翌年所得が生まれるということはありません。ただ、そのために税法でも林業は特別に扱っております。その辺を考慮した上で、林業に対する支援といいますか、いろいろ様々な、バイオマ

ストかいろいろ出ていますけれども、今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

産業振興課長（村山宏行君） 林業についての再質問ということでございますが、ご承知のように村の森林につきましても、放射線の量が問題ということで、まず毎時2.5マイクロシーベルト以下じゃないと作業できないということで、村の北のほうから森林施業計画を立てて、その中で行っているという状況であります。この山の活用、この事業を通して放射線の状況把握、それから間伐材を出すための林道、そういったことの整備であるとか、そういったことができるというような形でありますので、そういった事業を使っただきながら、林業に携わる方々にそこで従事していただく、そんな形を取るしかないのかなと思っております。当然、北のほうからしか今使えないというところがありますので、村全体に行き渡るまでにはかなり長い期間を要するのかなとは思いますが、答弁の中で申し上げました木質バイオマス、そちらの施策なんかも使いながら、総合的に進めてまいりたいという考えでございます。

9番（相良 弘君） 次に、バランスシートのことについてお伺いいたします。

この回答によりますと、平成28年度、平成29年度は作成しているということでありまして。令和元年度は作成中だということがありました。この作成した後に村民なり議会に示されることというか、発表するということはあるんでしょうか。伺います。

総務課長（高橋正文君） 地方公共団体版のバランスシート、いわゆる財務4表というのは、令和元年度については作成中でございます。この財務書類については、県のホームページには公表はしております。法律に基づいた公表の義務はないんですが、今度令和元年度のバランスシートが出来上がりましたら、議会にもお示ししたいと思います。

9番（相良 弘君） ホームページ等で表示してあるからいいでしょうということの答えなんですけれども、バランスシートは、飯館村は財政的には健全だといういろいろな説明を受けております。ただ、数字は生き物ですので、5年、10年先はこんなふうに見えましても、その後は不明なんです、その後は。ただ、例えば財政計画を立てるときにもバランスシートというのは必須なんです。それがないと財政計画は立ちません。という意味からも、やはりホームページで見ろというよりも、やはりお知らせ版にでもなんでもいいですから、あと議会の全員協議会でもいいですので、その辺でこうなっていますよということを示していただければと思っておりますが、村の考えはいかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） ちょっと私、説明がまずかったかと思いますが、令和元年度の決算がまとまって、今バランスシート作成中、バランスシートというか財務4表ですね、作成中でございます。これがまとまり次第、議会の皆様には内容をご説明させていただきたいと思っております。必要とあらば、ちょっと量が多いものですから、一般の方が見てもどうなのかなというところもありますけれども、必要とあらば概要をまとめたりしてホームページ、あとは広報なんかでもお知らせしてまいりたいと。

9番（相良 弘君） ただいま回答いただきましたが、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで相良 弘君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋孝雄君の発言を許します。

5番（高橋孝雄君） 5番 高橋孝雄でございます。令和2年12月の定例議会において、一般質問をさせていただきます。

今年も、残すところあと僅かとなりました。令和2年を振り返ってみれば、話題は多くありました。世界の中ではアメリカ大統領の交代、そして日本においては総理大臣の交代、飯舘村においても村長の交代と、話題は多くありましたが、しかしながらやはりコロナウイルスに始まり、コロナウイルスで終わる、そのような1年であったと思います。中国武漢から発症されたと言われているコロナウイルスは、世界中を恐怖のどん底に陥れ、また多くの貴い命を奪い、世界の経済までもどん底に落とし、まさに殺人ウイルスであったと、このように思います。ただ、ここに来て幾らか光明が見えてきました。やはりワクチンの投与が始まり、検証の期間がただ短いために副作用が心配なわけですが、何とか副作用が出ないように祈るところでございます。そして、コロナが下火になって、来年の東京オリンピックには世界中から選手や、また観客が来て、東京オリンピックが成功を収めるように祈っております。

それでは質問に入らせていただきます。3点ほどであります。

まず、1点目は、国道399号線の早期改良についてお伺いいたします。

村内で唯一の避難指示が解除されていない長泥地区が避難指示解除されたときの交流人口を増やすためには、国道399号線の早期改良が必要不可欠であります。

2点目は、4級、5級村道の整備についてお伺いをいたします。

生活圏の里山の間伐材を搬出するためには、何としてもやらなければならない仕事と思います。村長の考えをお伺いいたします。

3点目は、国及び県管理の河川の土砂撤去についてお伺いをします。

震災から10年、村内の大中河川の土砂はたまり放題です。農業を再開した田畑に大雨が降るたびに、木材の切れ端や泥水が流れ込み、農家は大変な苦勞をしております。早急に撤去しなければなりません。村長の考えをお伺いいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 5番 高橋孝雄議員のご質問の1、国道399号線の早期改良について、1の1長泥地区が避難指示解除されたときの交流人口を増やすためには、国道399号線の早期改良は不可欠とのご質問についてお答えいたします。

国道399号線は、ご承知のとおり県管理となっておりますので、県へは継続的に国道399号線改良整備促進期成同盟会をはじめ、浜通り地区国道協議会、相馬地方市町村会や村議会からも県に要望をしてきたところですが、全面的な道路改良の事業には至っておりません。同時に、震災前から計画していた滝下地内535メートルの道路改良の再開についても要望してまいりました。その結果、滝下地内については今年度、元気ふくしま地域づくり・交流促進事業を活用し、国有林関係の測量調査を再開しているところであります。設計については震災前に実施済みでありますので、測量調査が完了次第、国有林等の協議や申請等の手続を経て、工事に着手することとなっております。

議員おただしのとおり、国道399号線は長泥地区の避難指示解除や原発災害からの復興に

とって多くの役割を持った重要な路線であることは承知しているところであります。長泥地区は、除染で発生した除去土壌を再利用する日本で初めての環境再生事業に取り組み、全国的にも多くの国民の関心が寄せられている地区でありますので、今後も国県へは強く要望を続け、早期に道路改良ができるよう努めてまいります。

他のご質問については担当課長からお答えいたします。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは、2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、2点目の4級、5級村道整備について、生活圈、里山の間伐材を運搬するための整備のご質問についてお答えいたします。

4級、5級の格付基準や、管理基準、整備状況につきましては、以前に答弁させていただいたとおりでございます。上級路線を優先し、順次改良舗装を実施する、補修に要する人夫は地域住民の協力を得ることとしております。上位路線、1級、2級、3級の舗装率はそれぞれ100%、92%、91%と高い数字となっておりますが、先日の行政区ヒアリングの中でも未改良区間が多く、拡幅改良の要望が多く出されているところでございます。現在実施しています道路改良工事は、辺地債を財源として、1級村道豊栄佐須線の部分改良を昨年度から進めているところです。しかし、起債額が限られているため、完成までには3年以上かかる予定となっております。また、部分改良が必要な1級村道、大火比曾線、深谷飯樋線、佐須大倉線、小宮風兼線などの路線は、村道豊栄佐須線の部分改良完了後に整備することとなっております。

4級、5級村道については舗装率は低く、今年度からは昨年度事業完了いたしました昇口舗装の接続未舗装村道の現道舗装を農道の機能を有する路線として基盤整備促進事業で実施しているところでございます。

ご質問の、生活圈、里山の間伐材を搬入するための整備であります。今後の課題、検討事項であることは承知しているところでございますが、村道管理基準にありますように、1級、2級、3級の上級路線の整備を優先的に実施するというのが基本となり、補助事業での対応ができる路線については実施可能となっておりますので、国県補助事業の選定や、地域住民の協力による村単補助、通称道普請事業の活用、砂利状で急勾配な路線については大雨時の路面流出を防止するための舗装等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の国及び県管理河川の土砂撤去について、早急な撤去のご質問についてお答えいたします。

村内の県管理二級河川は、真野川、新田川、マタタ川、飯樋川、比曾川、野手神川の6河川で、延長は約65キロメートルほどあります。河川の堆積土砂の撤去は、福島県により平成29年度から実施されておりますが、当初は県の単独事業の予算であり、施工箇所が限られておりました。しかし、昨年の台風19号による被害からは、県のほうでは早急な対応が必要なため、緊急浚渫推進事業債ということで河道掘削工事で対応しているところでございます。今年度は、関沢地区、山辺沢地区、比曾地区、長泥地区の除草や土砂撤去を進め、河川から出た土砂の処理については県の基準による空間線量2.3マイクロシーベルト・アワー以下であれば通常の残土の取扱いといたしまして処理することができるため、

処理する場所については行政区に協力を仰ぎ確保しますが、堆積箇所が多いことから、県では優先順位を決め計画的に実施することとなっております。

私からは以上です。

5番（高橋孝雄君） それでは、1点目の件について再質問をさせていただきます。

長泥地区には、低線量の除染土壌を埋め立て、その上に土をかぶせて、作物を栽培することになったわけです。そうなれば、埋め立てした汚染土壌は最終的な処分となるわけです。国としては、大変助かることなので、その見返りとしてやはり地元のためにできる限りのことをするべきではないでしょうか。さらには、その長泥に農業施設などを整備して、農産物を生産させて、さらに見学に来てくれる人たちが通行する国道399号線を早急に改良するように、村長から強く要望をしてほしいのです。このことにつきましては、今年の2月、菅野議長を先頭に議員全員で上京し、亀岡偉民議員の紹介で各省庁を回ってきました。その中で、国交省では副大臣、事務次官などが真摯に対応してくれて、3桁の国道について金は国で出すが管理は県でやるんだということで、9月の頭に菅野議長、相良副議長、そして私と3人で、副知事、県議会議長、そして自民党県連幹事長の3人をお願いをしてきたわけです。そのようなことから、村長から強く要望すれば、より早く実現すると思います。特に、白石から上ってきて赤宇木まではセンターラインが引いてあって大型も擦れ違えますが、あの赤宇木から赤石澤までは乗用車も擦れ違いできないような狭い道路であります。そして、割木からまた峠までもそのとおり狭い道路であります。ここを早急に直してもらうように、改めて村長から強く国県のほうに要望していただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 今、議員おただしのとおり、様々な形で要望活動を積み重ねていくということが何よりも大事なことだろうと思っております。実際のところ、環境再生事業それから除染事業のために、環境省の車は比曽ゲートのほうから入って長泥の峠を抜けて割木のほうに下りてくるというような形を取っておりますので、かなり現在も交通量が多いという現状がありますので、そういったことを含めて、国あるいは県、あるいは関係団体のほうにしっかりと私としても要望させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

5番（高橋孝雄君） それでは、2点目について再質問をさせていただきます。

ご承知のように、このたび蔵平地区にバイオマス発電所ができることになったようです。現在の飯舘村は、宅地、農地、道路から僅か20メートルしか除染されておりません。残りのところは手つかずのまま、線量が高いまま。国も東電もこれで除染はしないということになりました。しかしながら、やはり飯舘村は山が宝でございます。その山を何とかして整備をして、山の恵みを利用できるような、そういう村にしなければならないわけがあります。やはり、山の整備というのは、全伐じゃなくて間伐をして、そしてそこに置いたのでは放射能がリサイクルします。必ず幹、枝まで搬出しておけば、必ず線量が下がります。それは、専門家もそういう話でありました。ですから、それを搬出するための道路は、絶対に必要であります。1級、2級、3級の道路じゃなくて、やはり狭い山道などが一番対象になってくるわけです。そのようなわけで、何としてもこの4級、5級の村道の整備をしてもらわなきゃならないと。村に金がないのは分かります。しかし、県の事業、また

国の事業などを探して実行していただきたいと思います。村長の見解をお願いします。

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問いただきましたとおり、国県の有利な事業を探すということはこれまでも繰り返させていただいておりますけれども、さらにまた復興・創生期間の第2期に入るということもありますので、様々な形で模索をして検討をして、あるいは要望していききたいと、そのように考えております。

5番（高橋孝雄君） それでは、2点目の件は、ひとつ来年もお骨折りをいただきたいとこのように思います。

続いて、3点目でございます。河川の土砂の件でございますが、先ほど建設課長からなる説明がございました。しかしながら、飯樋川について、今日も見てきました、とにかく橋げたから川底まで2メートルもない状態で、泥がたまっています。周りも狭まっています。少々の雨でもすぐに田んぼに流れます。せっかく農業を再開した田んぼに泥水、ガラス、そのほか残材など流れついて、本当に苦勞している人がおります。ああいうところを早急に土砂を撤去してもらいたい。恐らく、去年は雨が降らなかったからよかったものの、今年はどうなるか分かりません。おとしみみたいな雨が降れば何度でも水が上がってきます。そういうところ、やはり早急に土砂上げを実施していただきたいんです。村長の見解をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） ただいまの件についても、私も営農、農業担当しておりましたので、農業再開に支障が起きるようなところというのは非常に、早急に解消すべきだという考えを持っております。なお、県の管理物で県の事業でなされるということになりますと、優先順位が県である程度勘案されるということもあるかと思いますが、村でも優先順位あるいは早期に全体的にしゅんせつができるようにということで要望を重ねてまいりたいと、そのように思います。

以上であります。

5番（高橋孝雄君） 大きな河川は、国県管理のことは私も存じておりますが、県管理だからといって、やはり住民が困ることは村としてしっかりと取り組んでいかなければならないと、このような考えをしておるので、ここは何遍でも県国に要望して、実現に向けてひとつ努力をしてほしいと、このように思います。

時間、まだまだありますが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 2020年12月定例会に当たり、この間の村民の生活の実態、村執行部への村民の声、願いをこの一般質問に届けたいと思います。

村長にあらまはしては、大変な時期の交代ということで、村民の負託、大変重いものがあるので大変だと思っています。私もこの9年間、前村長に対していろいろなご意見、提案をしてきましたけれども、ほとんど実らずじまいのことが多かったかなと思っていますので、この点についても新しい村長におかれましては、繰り返しの部分もあるかと思っておりますけれども、善処されて、村民が見通しを持ったわくわくできるような村政、村づくりに寄与していただきたいと。私ども議会もその点では、車の両輪のごとく努力してまい

所存であります。

想定外の原発事故からはや10年を迎えようとしている福島県飯舘村。この間の検証として、私は最初から東電による、国も後押ししたような人災、政治事故と考えています。全国、世界の方々の真実と実態に耳を傾け、学習を重ね、村民の英知を生かして、この9年間は村民の命と健康を基本として、実態を、真実を示してきましたが、前村長を先頭に立てることで現在の村となっているというふうに悲しく思っております。なぜ、被害を受けた村民の立場に立たないで、加害者である国、東電に寄り添って行政執行するのかと、私は村民の声、願いを基本として、この9年間発言、提案し、村政、議会を村民に報告してまいりました。

このたび、新村長が誕生されたことは、課題山積みであり、外見ばかりの箱物をどうするのか、財政的にもであるが、加害者がどのように飯舘村の真の復旧・復興・再生を希望し支援するのか、問われているというふうに思っております。菅政権は、国民に自助・共助・公助を押しつけているが、何という毒物を大空から多くの地域に飛散、降散させた加害者としての責任もやっぱり果さないで、現地の真実と実態をうそとごまかして、私の知人の村の被ばくした多くの方々が、この9年間で早死にしております。毒物が、健康体に直ちに影響ないわけがないではありませんか。何年かの、国、東電の説明会、集会ありましたが、村執行者は加害者と並んで被害を受けた村民の立場にいなかったし、村、県、国、東電への賠償要求のたくさんの方のADR交渉においても、前村長は国、東電の言いなりでありました。除染についても、現在に至っても飯舘村全面積の約16%しか実施しないでごまかしております。新村長には、この経過をきちんと検証いただいて、村民の命と健康を守っていただきたい。そして、真実、実態を無視しない執行を要求したいと思っております。

それでは、具体的な質問、提案をいたします。

まず、生活環境について、9年間になる原発事故、放射性物質による危険で住めない地域の実態を、生活する中での私ども命、体、健康、自然界への影響について、真実、実態を確認することがここに至って必要ではないかと。それは、世界的な放射能事故の下で10年というのは一つの節目で、いろいろな病気や、いろいろな症状が現れるという報告もあるので、私もその点は危惧をしております。そういう意味では、あの福島原発事故は、一体何が空から降散し、その物質名と半減期と放射される放射線は何か、そしてその物質は村内の動植物、村民の体にとってはどのようなものなのか、そして除染が最初スタートということで、全面的な除染かと思いきや、全面積の約84%は今も事故当時のまま放置されているわけでありまして。これらの課題、問題点をきちんと整理されて、今後の村政運営に当たっていただきたい。

2つ目は、防護三原則からしての所見を伺うとともに、村の実態からして避難を遅くしたり、新たな国基準ができたりなど、事故を起こされての変更はあるが、この9年間の加害者に寄り添った行政執行はどのようにされてきたのか。このことも大切な検証事項ではないかと思っております。

3つ目は、事故前からのこの緑豊かな森林を生かした村づくり、まきや炭、そして森林

を生かしたなりわい、そういうものがあつたわけでありまして。生活の中でのこれから迎えるストーブや炭の量があるわけでありましてけれども、この炭やまきの購入などに支援する考えはあるのかどうか。会津や豪雪地帯では、冬は特別に暖を取るための補助執行、村、市町村独自で出しているところが多々あるわけでありましてけれども、その点では原発被害を受けた自然界にあるものを使えない私たち村民の生活にとって、この冬の暖を取ることに支援する考えはあるのかどうか。そして、その利用することで出る灰について、野焼き事業、ここ二、三年始められておりますけれども、その処理方法や責任はどうなるのか。今までの前村長の答弁でありますと、野焼きについては灰はそのまま放置され、その灰があるところの路上、計測もされず、まるで放射性物質も何も落ちなかった農地や自然界と同じ扱いをされてきたわけでありましてけれども、それでいいのかどうかという部分で、大変村民の命や健康を心配する声、そういう不安もあってなかなか帰村に至らないという部分もあるというふうに、私自身も多くの声を聞いて思っているところでありまして、その辺も何うものであります。

大きな2点目は、村民への生活支援であります。

コロナ感染もあり、家族や仲間での交流も少なく、衣食住においても厳しい環境を迎えるに当たっての具体的な支援策を示していただきたい。

さらに、避難解除に当たって、インフラ整備というのは大きな項目でありましたけれども、今に至ってもインフラ整備については買物さえも、医療の多種多目の診療にしても、大変な状況にあります。何人かの議員の質問にもありましたけれども、買物、医療、交通網など、具体的な施策と成果がきちんと、1年目、2年目、3年目はというふうに見通せるような施策を示すべきだと考えております。

3つ目は、国の賠償に基づく経過がありますけれども、豊かな資源の自然と、そこで生活して収入を上げた仕事、村民の多くのADR申立てで示されたように、加害者の賠償改善を要求すべきではないかと思えます。隣の議会でも、このたびの議会で政府の中間指針の見直しが意見書として上がっておりますけれども、加害者が決める賠償、被害者が要求する賠償、この食い違いは埋めるのは当然だと思えますし、農協出荷や市場出荷の伝票がなければ認めないような賠償そのものが原発事故を起こした加害者にとっての責任役割を果たしたことは結びつかないと、私どもこの9年間、村民の声を聞いてつくづく思っておりますので、その辺についても賠償改善を要求すべきではないかと思えます。

大きな3つ目は、行政執行の在り方であります。

前の村長も住民が主人公という私のことと同じ思いだというふうに何回も答弁はいただきましたけれども、言葉での同じ意味でもやっていることが違ってれば違うと私は思うし、多くの村民もそういうふうに思ってきました。今度替わられた村長がいかに住民主人公を貫く執行をされるのか、これは大きな多くの村民の期待があります。そういう意味では、村民の生活の実態把握を村が各地区に担当させている、コミュニティー担当を含めて、いろいろな関係、職業の方がきちんと生活実態把握をどうしていくかというのが非常に土台になるかなと思っています。そういう意味では、ただの飯舘村の村づくりではないんだと。放射性物質という毒物が降散された地域の村づくりなんだということを、やっぱりも

う一度、新しい村長になられたのでこの際にきちんと検証されて、自然界の真実、実態を知ることが大事ではないかなと。私も、10年を期して、10年たった、今の飯館村の土壌計測や放射性物質やら、いろいろなことを、看板を使って、自分の許す範囲で、交渉していきたいというふうに思っています。そういう部分で、村としても、真実、実態は隠すことじゃなくて、そういうことを理解しながら村づくりや、今後のわくわくするような行政執行にしていくというのが求められているんじゃないかなとっております。そういう意味では、我々議員ももちろんでありますけれども、職員共々両輪のごとく実態をきちんと、真実を知ることがスタートかなと思っております。

2つ目は、村民の声、願いを活用することを、やっぱり基本とすると。ここで、何十年住んでいる方々の声を大事にしながら、もちろん、積み上げてきたこの9年間の職員の能力、その前からも積み上げられている村の歴史や文化、そういうものを総合した形で、職員の能力を、活用、推進することで、そして民主的な、声を出せない職員体制じゃなくて、どんな職員でも執行部、村長に声が届くような、そういう民主的な体制の中でそういう論議を重ねていくべきだなと思っております。そのために、必要なアドバイザーやコンサルタント、これは先ほどの答弁の中にもありましたけれども、十分検討して、見直しするところは見直すという話でありましたので、特に4日だか5日前のテレビ報道での田中俊一氏のあの発言は、私の意にそぐわない声は私は聞かないというテレビ報道での発言、とんでもない飯館村のアドバイザーだなと、私は意を強くしたところであります。もともと知っている方は知っているでしょうけれども、除染をやるということで田中俊一さんをお世話したのは私です、長泥行政区に。それが1年たち、2年たち、また原子力委員長に戻っていった変化して、今の彼になっているわけで、私はうそついた人間を信用することはできませんし、ましてここ10年を迎える私たちを前に、テレビ報道であんな発言をする田中俊一氏は私は決して許されるアドバイザーなる者ではないというふうに強く思っているところでありますので、先ほど5人の方の紹介ありましたけれども、それぞれ任に値する、村民の、新しい村長がやろうとする村づくりに役に立つ人を大いに活用されていくべきだというふうには思っております。

3つ目は、村としてどう被害自治体との連携を図って、復興、復旧、再生のスタート、これ知事さんもそうですけれども、国の関係者もやっと復興のスタートについての年だと、2年くらい前から言っています。一回言えばスタートは終わって、中間になったのかどうか分かりませんが、3年目で、どの位置にあるのか分かりませんが、私ども村民の暮らしや村民の不安や、村民の未来への考えを見たときに、まだ復興もしていなければ、復旧もまだまだ、先ほどの建設課の話でもまだ1級、3級までの道路そのものだって復旧に至っていないところはいっぱいあるし、まして再生というのはまだ村長が職員時代に担当した部分で、やりがいのある、やる気のある人たちが戻って再生のスタートについたばかりであるし、そういう意味ではそういう部分も含めて、県内の各市町村との協力、協働を、きちんと具体的に村長から発信されて、相手があるわけですから、相手がよしとした場合はそこには参加されて、連帯して、頑張っていくという部分になってほしいなという要望も踏まえて、私の発言といたします。

あとは、再質問の中でまた議論できればと思います。

村長(杉岡 誠君) 8番 佐藤八郎議員ご質問9点のうち、3点についてお答えいたします。

ご質問の1の1点目、降散した物質名と半減期、放射線についてですが、国の情報によりますと原発事故により拡散された核種は、放射性ヨウ素131、セシウム134と137、ストロンチウム90やプルトニウム239等、31種とのことでありますが、村が所有するシンチレーター等で特定が可能なものは放射性崩壊により生じるガンマ線核種に限定され、その主なものはセシウムとヨウ素であります。これらの核種の半減期は、ヨウ素131は約8日間と短く、現在は検出されておられません。セシウム134は約2年、セシウム137については約30年であり、放出される放射線はいずれもベータ線とガンマ線であります。

次に、動植物、村民への影響であります。動物につきましては村内で捕獲したイノシシ肉の放射性物質濃度を測定しており、令和元年度に6頭を測定した結果、平均で1キログラム当たり2,566ベクレル、今年度は5頭測定の結果平均で1キログラム当たり1,688ベクレルでありました。

次に、植物の状況ですが、村民から測定依頼のあった木の実や山菜についてであります。栗については、平成24年度は平均で1キログラム当たり1,122ベクレルでありましたが、今年度は平均で1キログラム当たり134ベクレル、フキについては平成24年度は平均で1キログラム当たり318ベクレルでありましたが、今年度は平均で1キログラム当たり60ベクレルであり、全体的に減少傾向にあります。県の指導等により、作付を再開した白菜、大根、キャベツなど約80品目が食品放射性物質測定の結果全て国の基準値以下であり、道の駅や市場に出荷をしているところであります。しかしながら、キノコやコシアブラなど一部においてはまだ高い濃度で移行している状況であります。なお、キノコ、山菜については食べたり譲ったりしないよう、広報紙でその都度周知しているところであります。

人間に与える影響については、原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を把握するために内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。令和元年度の検査につきましては、内部被ばく検査を延べ64人が受検し、結果は全員が不検出、令和2年度の検査につきましては11月末現在で14人が受検し、結果はこちらも全員が不検出となっております。

村の甲状腺検査につきましては、令和元年度は27人が受検し、うち20人が経過観察者となっております。令和2年度については、現在まで受検者はおりません。放射線の影響を見るためには、長期間の経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、毎年実施できるようにしてまいりたいと思っております。

今後の課題としましては、手入れが行き届かない山林、里山の再生をいかに進めるかであろうと考えております。一部ではありますが、森林施業が可能な区域も出てまいりましたし、現在可能性を検討している木質バイオマス事業など、林業の活性化による雇用創出や、森林整備による環境改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問1の2点目、防護法三原則についての所見と行政執行をどのようにされるのかというご質問についてお答えいたします。

放射線防護の三原則につきましては、さきの渡邊議員のご質問でお答えいたしましたと

おり、国の指針である長期的に目標とする追加被ばく線量、年間1ミリシーベルトを超えないよう、無用な被ばくを極力避けるための知識として、村民の皆様には線源から離れる、遮蔽する、近くにいる時間を短くするということをリスクコミュニケーション事業などを通じて周知してまいりたいと考えております。また、村の行政執行についてであります、誰も経験したことのない原子力災害への対応でありますので、国による基準の変更や東電賠償など、様々な状況の変化に対して十分な情報収集と検討を重ねた上で、議会の皆様と協議させていただき、行政区長会や住民懇談会で報告、意見聴取を行うなど、村民に寄り添った行政を心がけてまいりたいと考えております。

次に、行政執行の在り方の3点目、他自治体との協力・協働に関してのご質問にお答えいたします。

このたびの原子力災害からの復興、新しいふるさとづくりは、村単独では到底なし得ないものであります。国県はもとより、関係する団体、応援していただく個人や団体等、多くの方との連携、協力がなくてはなりません。これは、同じ被災自治体はもとより県内各市町村との関係でも同様であります。したがって、今後も県内各市町村との連携・協力を図ってまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当課長からお答えいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、まずご質問1の3点目、まきや炭の購入費用の支援、利用することで発生する灰の処理の責任についてお答えいたします。

原発事故前は、山から木を伐採し、まきや炭にしてストーブやこたつで暖を取っていた家庭も多くあり、近年は新築や改築を機に薪ストーブを設置される家庭もあるようです。村では、平成29年度からふくしま森林再生事業に取り組み、林内の空間線量等の測定、計測により、一般木材として販売できる森林の把握とその施業のほか、昨年度からは製炭実証を行うなど、森林材の活用可能性を高める取組を進めております。そういった中で、村は震災の経験からも日常的に使用するエネルギー資源は多様性が必要であると考えており、そのためにも持続的に収入を得る仕組み、すなわちなりわいの再生と発展が必要と考えております。なお、村内の山林から産出しましたまき等につきましては、レベルの差こそあれ放射性セシウムを含んでおりますので、焼却により出た灰が高線量にならないよう、村内産のまきなどは使わないようお願いをしているところでございます。また、ストーブなどから出た灰は、家庭生活の中で発生するものでありますので、排出者に責任がございまして。市場流通しているまきの焼却灰については、村では燃えるごみとして回収することが可能でございます。

次に、野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づく農林漁業を営むためにやむを得ないものとして、村では平成31年より各行政区に対して条件を提示した上で実施を可能とまいりました。野焼きにつきましては、1か所に集めて焼却するものではありませんし、過去の野焼きの際に空間放射線量を計測しておりますが、有意な放射線量の上昇は観測されておられません。来年度は、カメムシ防除の観点からも新たなルールを設けてまいりたいと考えております。

次に、ご質問2の3、加害者への賠償改善を要求すべきとの質問についてお答えいたし

ます。

村としましては、原発事故による損害賠償は、原発事故がなかったら被ることのなかった損害を可能な限り賠償させることであると認識しております。今回の原子力発電所事故に伴う損害賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいておりますが、この基準は被害を被られた方々に共通する事項について、一定程度包括して早期に賠償を進めるために設けられたものでございます。この基準に納得できない方については、ADR等の手続によって請求されております。村としましては、ADR等の申立ては内容がそれぞれに異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別案件とし東電に対し請求しているものと認識しております。なお、村では、村全体あるいは村民全体に関わる事案につきましては、東電及び国に対する要望、要請のほか、村民に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、村民の生活支援についての1点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的には第3波となる拡大傾向を見せており、県内でもほぼ毎日感染の報告がされているところであります。新型コロナウイルス感染症対策として、村ではマスク、消毒液等の予防対策に係る給付金として、1人当たり1万円の給付を実施しており、9月に1回目の給付を行い、年内に2回目の給付を行うべく準備を進めているところであります。また、日常生活の中で感染予防対策、発熱などの症状が出た場合の連絡先については、村の広報やお知らせ版により複数回にわたって村民に周知しております。村内での感染につきましては、今のところ確認はされておませんが、感染者の発生に備え関係機関とともに万全の対策を図ってまいります。

次に、家族や仲間などの交流が少なくなっていることへの対応ですが、これまで村では独り暮らし高齢者や高齢夫婦世帯でご希望される方には緊急通報装置を配付し、連絡手段を持たない方などへの緊急の事態に備えております。また、社会福祉協議会の生活支援相談員による訪問や、サポートセンターの継続、村内7つの行政区で立ち上げが進んでいる地域サロンとの連携など、引き続き村民の心のケアなどをしながら、孤独死等が発生することのないよう支援に努めてまいります。衣食住に対する支援ということではありますが、村民においては村単独のコロナに係る給付金などを有効に活用いただき、また担当課においては国、県の支援メニューなども注視し、速やかに情報提供できる体制を引き続き維持してまいります。

私からは以上であります。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問2の村民への生活支援についての2点目、インフラ整備についての見直しについてお答えいたします。

まず、村内での買物環境は、本年度に道の駅直売コーナーの売場面積を広げて、農産物等の販売を拡充する取組を行いましたが、食料品や日用品などの買物は道の駅のコンビニエンスストアのみであり、十分とは言えない状況にあります。一方で、本年度から自宅から村内施設まで、さらには川俣町への買物にも利用できる生活支援ワゴン運行事業を、村

社会福祉協議会に委託して運行しています。現在、4月から11月までで延べ1,422人の利用があり、うち買物、週でいきますと水曜日と金曜日ではありますが、利用者数は延べ270人と、村民の買物機会の向上に一定程度寄与しているものと考えています。なお、村内での生鮮食料品も含めた買物環境の充実を求める要望をいただいておりますので、スーパーなどの店舗誘致に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、医療環境であります。現在、いいたてクリニックの診療科目は内科、外科の2科目で、毎週火曜日と木曜日の午前中の診療を行っており、利用者は1日平均約18人です。また、懸案でありました薬局の件は、本年4月から院内処方スタートしました。今後は、食生活改善や、健康づくり対策の強化を図りながら、医療環境の充実に向けて努力してまいりたいと考えています。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、3点目の行政執行の在り方についての、3の1職員研修についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、村では職員に対して初任者研修から始まり、ステップアップ研修、中間管理職研修及び管理職研修など、県の自治研修センターなどを活用し行政職員としてあるべき職員研修を計画的に行っているところでございます。ただ、ここ数年来採用された職員などには基本的な研修のみであり、ご質問の放射性物質に関する研修や、その他の研修など、充実しているとは言えない状況もございます。今後、放射性物質の研修に限らず、周辺自治体の研修や村の現状を知る研修、議員の言う実態の把握、研修ということでもありますが、様々な分野での研修制度を充実させ、さらに職員の資質の向上を図って住民サービスに当たってまいりたいと考えております。そのようなことを、研修を施しまして、行政の運営をしてまいりたいと考えているところでございます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問の3番目、行政執行の在り方についての2点目、村職員の能力活用と民主的会合、アドバイザー、コンサルの見直し等のご質問にお答えいたします。

村では、職員自身の知識、能力向上のための各種研修を実施しております。また、職員能力の実践策の一つとして、コミュニティー担当者制度を運用してきております。この制度は、各行政区に2名ずつの職員を割り当て、担当の職員は地域に入って行政との連絡調整や課題の共有、会合への参加、資料作成のお手伝い、補助金申請事務の支援など、地域の要請に応じて様々なことを職員が自立的に行うものであります。それが、地域活動の活性化及び職員自身の研修につながっており、来年度に向けてはさらなる能力活用のため、制度充実に向け検討していきたいと考えております。また、民主的会合を重ねるべきとの点については、村はこれまでも住民懇談会等村民の声を聞く機会を数多く設けてきたところではありますが、最近では11月24日から行政区ヒアリングを開催し、各行政区役員を中心にご意見、ご要望を伺ったところであります。伺いました内容は、新年度予算に反映できるよう、現在精査中でありまして、また、より広く村民の意見を伺う機会を設けるため、新型コロナウイルスの蔓延状況を見ながらではありますが、来年度の行政区懇談会の開催を検討中でありまして、今後は、職員能力の活用と住民ニーズの把握、解決の両方を担うコミ

ユニティー担当者制度の充実を図りつつ、村民の皆様が積極的に関わることができるふるさとづくりを進めてまいりたいと考えております。なお、取組を進めるに当たり、より専門的な知見や助言が必要になる場合については、その目的や期間などを明確にした中での有識者の活用などと検討してまいります。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は14時40分とします。

（午後2時24分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後2時40分）

8番（佐藤八郎君） かなり村民によき答弁もあつたのでありますけれども、具体的にきちんと、再質問をしたいと思います。答弁の中で、村が所有するシンチレーターなどでの特定が可能なのはということでは、限定してやっていないという話で、セシウム、ヨウ素のみの話ですけれども、それぞれ原発事故によって落とされた放射性物質の、ストロンチウムからテルルまでくるめていっぱいあるわけですけれども、ただ、村長はこれ専門家ですのでご存じかと思いますが、それぞれこの物質が放射線を出すわけです。アルファ線、エックス線、中性子なりベータ線、ガンマ線、いろいろあると思うんですけれども、そういう中で、村で機材がないからこの範囲での答弁だという話だけだと、村民としては、じゃあベータ線以外は何ら、ガンマ線以外は問題ないのかって、いろいろ不安をつくることになるので、そこはそこで、村長専門家ですから、そういう簡単なある例を取って、ストロンチウムにしる、セシウムにしる、こういうものを上げた場合はこういうふうには放射線が出されるけれども、エックス線や中性子でなければ、大体ベータ線だとアルミニウムでもカットできると。水であれば、絶対遮断できるんだとか、そういう基礎的なものをちゃんと分かってもらうことで不安を取り除くというのは一つ大事だなんて、答弁聞いていて思いました。あと、ここで答えられている国基準値、これ、事故起きてから基準値がいろいろ変わりました。これは別に私がつくったものじゃないですよ、科学技術庁と厚生労働省がつくった基準値の違いですけれども。こういう、なぜ変わったのかよく分かりませんが、加害者の都合いいように基準を上げたのかどうか分かりませんが、こういう真実として、事実として変わったものは、やっぱり村民に知っていただいて、命や健康に影響を及ぼすようなことをやめさせると。三原則もそうですけれども、村長が答えたそのとおりだと思うんですけれども、やっぱり関わったり、長くいなかったり、それはそれで大事ですけれども、そういう違いもはっきりさせながら、ここの部分では心配なんですよっていうものを示して、分かっていただいて、帰村する考えを持ってもらったり、ここでわくわくするこれからの未来に向かった人生を送るなりというのが大事でないかなって思うんです。そういう意味では、甲状腺の検査そのものの、全く少なくなっているわけですね。なぜ受けないのか、この要因はどう分析されているのか、その点ではちょっと聞いておきますかね。

健康福祉課長（細川 亨君） 甲状腺検査の部分であります、令和2年度がまだおりませんというのは、村の実施の年ではなくて、今年度は県の実施する年でありまして、まだ数値がはっきり出ておりませんのでお答えする部分についてはゼロということになっております。ただ、県のほうに該当しない児童生徒も当然おるわけでありまして、そのうちの8人については通知をしたんですが、やはり受けられなかったという実態でございます。やはり、今まで受検したうち経過観察者という部分でこそ出ておりますが、なかなか成長期による嚢胞という形の部分であったりしまして、はっきり甲状腺がんということではありませんので、そういうふうな安心・安全という部分も、村民の中には出てきているのかなと、そういう部分での受検者の減少につながっているのかな、そういうふうに思っております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今、健康福祉課長からありましたけれども、私も全然専門家でも勉強、この9年間能力ない中でいろいろなデータを見て勉強しただけなのでよく分かりませんが、100ミリシーベルトでがんの死亡率0.5%上昇するとか、10ミリシーベルトだと1万人に1人ががんで死亡という、飯舘村6,000人ですから1人に満たないんですけども、そういういろいろなデータあるみたいですけど、そういう部分を含めてですけども、非常に疑問に思っているのは、原子力発電所内で今廃炉に向けて作業をしている労働者の皆さんの放射能被ばく線量値と、飯舘村で住んでいて浴びている被ばく値、何年前か、去年ですかね、聞いたら最高で年間3.5ミリシーベルトだという答弁ありましたけれども、そういう見解では、構内で働く人たちの放射能管理の仕方と、防護する服装の関係と、今村民がいっぱい放射線が放出されているのに何もしないでやっている関係の被ばくの状況というのはどんな見識をお持ちですか、村長は。

村長（杉岡 誠君） 放射線の防護管理という中においては、大前提として放射線を発生する線源、核種がどこにあるかということをしっかり認識することから物事が始まるということでありまして、今おっしゃられたような特定の施設で作業される方については、線源がどこにあるかということを確認した上で、それに必要な対策を取っておられるんだろうなと思っております。飯舘村においては、全村的に降下物があったということになりますので、降下した直後においては空間を含めてどこにあるかということが特定できない状況があったかと思っておりますけれども、一定程度除染が進む中、あるいはウェザリング効果や、あるいは土壌等の固着ということの中において、放射性物質がある意味仮置き場や仮々置き場に大方の物が寄せられながら、あるいは特定の場所についてはいまだ多く残っているところもありますけれども、大体この辺にあるんであろうということが予測されるような状況にまで、辛うじて持つてくることができているのではないかなと思っております。しかしながら、降下物全てを、あるいは今現在の放射性物質がどこにどれだけあるかということをつまびらかに全て認識することは非常に困難でありますので、先ほど言った外部被ばくの放射線防護の三原則、時間であったり遮蔽であったりあるいは距離というものを認識することによって、その辺を自分でしっかり管理することができるのではないかなと思っております。それが、例えばタイベックスなどの服を着ることによ

てクリアされるというような認識を持たれると、これは逆効果を生みますので、タイベックスというものは例えば表面に付着することによって非常に大きな被害を及ぼすであろうということで、アルファ線源のように紙1枚、皮膚1枚で止まる線源であっても、それが外部に持ち出されることによって内部被ばくにつながって、重大な症状を生むようなものについては持ち出さないということでタイベックスを着たりという、そういう特定の線源ごとに対策というのは異なるものですから、それを含めて村民の方に全てお伝えするというのは多分非常に難しいことだろうと思っております。なので、三原則に限定してでも、その基礎知識がある中で、そこに放射線源があるということ認識しながら生活をすること、選択として生まれるだろうと。あるいは、今実際にしていただいているだろうと。それに対しての有用な知識になるんでないかなと、そのように考えているところがあります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 確かに、当初からいろいろな要素があって、体にこういう影響する云々っていろいろありますけれども、今村長言われる部分でそれを皆さんが周知したからといって、理解できるかどうかというのはまたありますけれども。ただ、最低限、食べ物、飲物の基準をきちっと、国レベルでも示されている安全基準、こういうのもちゃんと生かされた中でいかないと、なかなかね。

実態としては、村に住んでいる方、今年の東京新聞による村の植物云々の、ワラビからシドケ、タラノメから、東京新聞で知らされているようにこれが実態だし。前に佐須地区の杉、市場に出して何も問題なかったということもありましたけれども、実際、あちこちの杉を調べてみますと、芯までもね、ちゃんと入っているという実態は実態としてあるわけですよ。だから、そういうものもあるんだってということもあって、今、村長が言われた部分も三原則に沿ってきちんと守って、健康、被ばくを防いでいくというのが基本になるかと思えます。

知らせていい部分と、村民全体が知っていたほうがいいっていうのと、知らなくてもいいっていう部分、難しいというか、そういうのもあるかと思えますけれども、お知らせ版だと今キノコ売買しないとか、山の中に何時間以上いないとか、労働しないとかってはある程度知られたのかと思えますけれども、灰については燃やしても何も問題ないと、さっき課長からもありましたけれども、実際、私二本松市で燃やした土手の灰を取ってきて、土ごとね、測ったら、それなりに出るんですよ、二本松市のものでもね。集めた灰じゃないですよ。そこで、全体で燃やした中での一部を取ってきて、乾燥して測ったらそういうふうに出るんですね。だから、そういう部分ではやっぱり出るものは出てしようがないんだと思うんです。だから、そういう部分では、放射性物質によって汚された飯舘村の大地全体の土壌調査など独自に、検体を採取して計測なんていうのは行うべきでないかって私何年も前から言っているんですけれども。それは、しないしないって言って、しないのかどうか分かりませんが。これ被害を受けた、放射性物質をまかれた土地を持つ地域全体からすれば、当然そんなのは加害者がお金出して検査して、どこに何があってどういふふうに強いところがあるのかっていうのは、示すべきだって私は思っています、ずっ

と。何でしないのかと思っているんですけども。ガンマ線で除染したときは測りましたよね、2回ほどね、公的予算をつけられた中で。だから、あれまでできるわけですから、ある程度のことはもっともっと広くできるんじゃないかって思っているんです。だから、そういう部分で、どういう調査なり、今後の検体の採取なり計測というのは、村長としてはどういうふうにして真実、実態を、基本にしたものだべした、今後のね、捉えるのか、やるのか。ちょっとその辺、見通しあれば。

村長（杉岡 誠君） 見通しということですが、土壤調査については少なくとも福島県営農再開支援事業等を使って営農を再開するあるいは営農再開見込みのあるところの土壤検査、あるいは牧草を含めてのモニタリング検査、あるいは食品そのもののモニタリング検査ということも実施しているので、ある程度営農利用の部分についてはやはり村としても事前に土壤中の放射性物質濃度等がある程度勘案しながら、吸収抑制対策のカリ剤の投与量を決めたいということに活用しているのかなと考えております。ただ、全村的にやりましょうという話になると、スケールの問題があるかなと思いますので、例えば1キロごととか2キロごとに1点という形をしたところで、それが果たして村民の方にとって有用な情報になるかという問題もありますし、例えば30センチごとということになるとそれこそ億単位の点数の検査が必要になるだろうと思います。飯舘村においては、環境省直轄による除染がある程度進んだということで、表土ですね、農地宅地等については表土が既に動かされてしまっているの、その中で勘案というのは非常に難しいだろうと思っております。チェルノブイリについては、そういう除染活動をしないで皆強制避難ということになりましたので、表面にかなりのものがとどまっているということで、経年変化を含めて計測、観測は可能なんだろうと思いますけれども、この飯舘村においては、あるいは各市町村においては、除染が進んだりあるいは獣害というものもあったかと思っておりますので、かなり放射性物質が表土から移動しているという状況でありますので、なかなか土壤の検査ということが皆様の関心事であったり、生活に生かされるような情報になるかどうかはまた別の問題だろうと思っているところです。ただ、先ほど申し上げたとおり、営農のために必要なところについては、これは積極的にやっていくべきだろうと考えているところでもあります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今の答弁だと、村民が必要と、土壤、田畑使って生産に向かわない人の土壤調査はしないのか、昔事故前に、農協なんかとか普及所なんか、土こうやって持ってきてきてくれば土壤検査してくれますよってやったように、自分のそういう農業生産はやらないけれども、自分の帰って住む場所とかそういうところが心配だということ、土壤検査したいという要望があればしてくれるのかどうか。今も自由にやりなさいとはなっているんでしょうけれども。そういう点では、そういう不安を持った村民に応えるものとして、土壤検査というのは、今村長が言うように、30センチ範囲とか1キロ範囲ごととかってそういう大げさなものはできない可能性あるけれども、どっちにしろやる方向っていっぱいあるんだよね、今ね。村長はもっと詳しいから、私らよりいろいろなやり方知っていると思うんですけども、だから、今の段階で村民の不安に応える、子育て終わって戻

ろうとする不安に応えるのに、ちゃんとした事実、実態を示す方法というのは何なのかっていうの十分検討されて、土壌検査も要望があればやるんだみたいな部分も含めてね、前向きにやったほうがいいんじゃないかって、私は思っております。そこは要望しておきます。

あとは、なりわい云々という話ありますけれども、先ほど冬の暖をとる支援について、何か家庭で自分で燃やしたものは自分勝手に好きに排出して、責任は自分にあるんだっていう話みたいに聞いたんですけども、ホームセンターから買って来たまきについては燃やした灰は村では燃えるごみとして回収するのが可能だと言っているんですけども、じゃあ、ホームセンターから買うまきのお金は誰が出してくれるんでしょうかね。村で支援、豪雪地帯みたいに石油の補助をすとか、暖を取るための支援をすとか、あとは都市部だとエアコンの設置に支援するとかあるんですけども、そういう部分では何かあるんでしょうか。村でなければ、県とか国で何か、私たち原発事故被災地に対してのことで何かあるんでしょうか、やろうとするんでしょうか。もう一度伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まきや炭の何か助成ということでございますが、これご承知のとおり、暖房代については電気の方もおりますし、まきの方もいるでしょうし炭の方もいると思いますので、全員が燃料代の対象ということでございます。ですので、村として何か支援があるかということ、正直申し上げて支援はなかなか難しいことがございます。国県で何か助成はということにつきましても、全てを調べているわけではございませんが、なかなか燃料費、暖房代等の支援というのは国県、村としてもなかなか難しい状況だなと考えているところでございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、個人ごとに山の木を切って燃やしたものをいろいろな費用計算をして、東電に請求をすればいいということになりますか。

総務課長（高橋正文君） 東電に請求ということにもなかなかならないのかなと考えておりますが、村としては先ほども健康福祉課長からもございましたが、コロナ関連で1万円という給付、これはマスクや消毒液、あとは2回目については加湿器等にご活用いただきたいということでございますが、その他のコロナ対策でも活用いただきたいと思って交付をしているものでございますので、その辺を有効に活用いただければと思っているところでございます。

8番（佐藤八郎君） コロナ、ずっと大問題ですけども、何か放射性物質とコロナって見えないし臭いしないし、何かやりたい放題ごまかすのもうそつくのもできそうな相手なんですけれどもね。そういう意味では、私たちは好きこのんで放射性物質を、喜んで空からまいてもらったわけでもないし、そういう意味では自然界のそういう価値ある利用物を利用できなかったこと、利用できないからそれを利用するとすればお金を出して買う必要もあるということ、そういうことって当たり前に賠償の用途に入ると思うんですけども、それを認めさせてくれなかったのが、前村長が私たちの原発事故によっての被害というものを、村民一人一人なり全体からどんな被害があるんだっていう取りまとめも調査もしないで、加害者方々が決めた指針に従って払うんだ払うんだって、払うからもらっているんだっていう話だけで来たことが、そもそもは原因になっているって思うのね。だから、市場

や農協なりいろいろなところを通った伝票あるものしか認めないだけの加害者責任になっているわけですが、こうやってずっと来てみると、じわじわじわじわと我々は被害の重さを感じてくるわけですよ。だから、長泥地区全体を見ても最初からふるさどに戻れないって、お金1人当たり700万円でしたか、もらいましたよね。1人当たりですよ。長泥地区以外の19区の村民は、6年間戻れなかったけれども、そのお金は出ませんでしたよ。そして、今度、長泥地区に今あいのやのってこれ、ここ何年、何億円の金を投資して、あたかも放射性汚染土がそのまま使われるんだみたいなことになっていきますけれども、ちょっとこれ、私たち飯館村民が求めていることではないんですね。加害者側がいろいろな策略をして、いろいろな実証試験してこうしているんですけれども、ちょっと、これ、村長さん替わったので、ここで一回きちんと、一体何なんだと、この私たちの10年の人生は何だったんだっていうことと、飯館村っていう歴史あるこの村がこの10年は何だったんだというのをきちんと検証して、きちんと出させるところは出させないと、人為的な災害ですからね、決して地震のせいにしてしようが津波のせいにしてしようが、もう裁判所できちんと指摘されたことをやらなかった東電の過失による災害ですからね。ですから、そういう意味では、こういう時期じゃないかなって思うんです。そのことはそのことで、私の思いを村長に今伝えてだけおきます。

質問に入りますけれども、万が一感染者出てほしくないですけども、出た場合の、あったときの対策の流れを村民に知らせるべきじゃないでしょうかと思うんです。出るか出ないかのPCR検査も含めて、出た場合はどこの病院に行ったり、入院をしたり、完治するまでこんな流れで治るんですとか、今ワクチンまだ決まっていませんけれども、ワクチンもどの時点でこういうのになるんですとかっていうのを、今分かる範囲できちんと整理されて、放射能と同じような不安感を村民に与えるんじゃなくて、コロナもやっぱり不安を与えないようにどうするんだっていう意識を持って分析されて、今の時点ではこれがベターかなというものを示すべきだっと思うんです。そのことはちょっとお聞きしたい。

健康福祉課長（細川 亨君） コロナ感染者が出た場合、どのように対応するかという具体的な部分でございます。

帰国者・接触者相談センターというのがあります。まず、こちらのほうに問い合わせる方法が第1点でございます。もう1点については、かかりつけの医者の方に診ていただきまして、必要に応じてかかりつけの医者の先生の方から帰国者・接触者相談センターのほうに案内されるか、もしくは帰国者・接触者外来のほうに案内されると。そこで、検査が必要の可否が問われて、最終的にPCR検査を受けられるか受けられないかということになってきます。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 説明はありがとうございます。私もそれは十分分かっているんですけども。流れを、村民に安心できるように、ちゃんと図で一目で分かるような、ただ、そうあっても実態として流れるかっていうのはまた別ですからね。今、医療崩壊が起きているように、もう看護師や医師が自殺しているようにね、そんなうまくいかないですからね、言っているようには。だから、今の時点でうまくいった場合はこの流れでいくんですよと。

でも、新聞報道、マスコミ報道で分かるようにあちこち医療崩壊しているという実態があるわけですから、死というのも覚悟しなくてはならないくらい大変な感染なんです。放射能だってそうなんですけれども、放射能は9年間、ごまかしとうそで体に直ちに影響ないんだって言って終わったかのようにされていますけれども。村長は多分、終わっていないから分かっているからそう思っていないでしょうけれどもね、そういうことで。あとは孤独死の問題ですけれども、今のところ、仮設にいたとかアパートにいたとき孤独死何人かありましたけれども、今避難解除になってから孤独死というのはちょっと聞いていないので、幸いにね。だからこれも業者さんなり消防なり警察なり区の役員なり、いろいろな方と、郵便局なり宅配業者なり、連絡取れる人たちとは、こういう場合はこういうふうには、先ほど緊急装置とかいろいろ配付をしてあるという話ですけれども、連絡を、コロナは密にして駄目なんですけれども、こういう部分については密にして連携してやるべきだなというふうには、ずっと見ていて思うんです。本当、訪問して歩くと、いや誰も来ないのに人来たという話ばかりで、非常に不安になっているので、その辺は十分に検討していただきたいと。

あと、次に移りますけれども、いろいろな議員から買物の環境の問題ありましたけれども、私、事故前に直売所が7つもあった飯舘村、この直売所のちょっとミニスーパー化をすれば、草野行政区と白石行政区と飯樋町行政区に、できるんじゃないかと思うの。そして、そこに今村に協力していただいている業者が必要なものを落として、注文を、その住んでいる方の注文を取っておいて、それをサイクルで回していったら、1軒1軒回るのもありがたいんですけども、店舗3つ構えることで、その雇用も2人ずつなら6人生まれるわけだし、そういうことで回していったら、ちょっと話し相手欲しい人がそこまで歩いて行って買物がてらその人とお話しして交流してくるとか、そういう場所も生まれるんじゃないかと思うの。だから、そんな難しいこと考えなくていいと思うの。コンビニに3分の1の商品そろえっぺとか、もっとスーパーで便利にすっぺなんて考えなくていいと思うの。必要品をきちんと把握してくれば、飯樋町行政区のミニスーパー的な直売所的なのに、あるものはこういうもの、ないものは行ったときにこういうものが欲しいんだって言ったら、次の業者さんが来るときに持ってきてもらってそなえるという。やっぱり、今はそんなに大きいスーパー持ってこようとしたってなかなか難しいので、試みとして3つ1か所にどっとできるかどうか、当面白石行政区とか飯樋町行政区の2か所くらいでやってみるとか、やってみたらいいんじゃないかなって。そんなに難しい話じゃないんでないかと思うので、そのことも企画のほうに提案をしておきたいと思います。

次の点で、時間がないのでね。

全ての村民が被害者となったんですけれども、もちろん自然界も。被害を受けた者の代表である前村長は、被害の実態調査もしないし共通したもの、個別なもの、賠償、いわゆる村民が受けた被害は、奪われた権利などまとめ上げて要求するのが当然なのに、それをやってこなかったんです。やってこないから、不公平でもいっぱい賠償の不公平も生まれているんです。まして、若い人が一緒に同居していて、若い者がそういうものにたけていて、ITでもなんでも調べたり何でもできるような家族がいる人はどんどんどんどんうま

くいったんです。お年寄りで、なかなかそういうものに遠い方々は、申請すらうまくいかなかったんです。今もそういう方おりますけれども。そういうものがあるので、やっぱり、それで駄目だ、村はやってくれないというので多くの村民がADRに参加して、要求申し上げたわけです。飯舘村の人は、お金が欲しいとか何が欲しいってやっているんじゃないんです。こんなことに遭ったから、元どおりの生活、元どおりのなりわい、元どおりのコミュニティが欲しいわけです。でも、それは無理だから賠償とか事業とかに転換されてきているわけだから、そこをきちんと検証した中で、これから歩む道を決めて、ああ、今度こういう方向で向かってくれなと、こうなれば本当、我々の希望や思いがかなうんだって、そういうものを持たせればわくわくした村づくりになっていくんでないかって、ずっと思っているんです。今日は、村長新任されて初めての一般質問なので、あまり具体的にあれなんですけれども、そういう部分で私は今回質問をいろいろしているんですけれども。私は、やっぱり国、東電、県の立場でのやり方をやっぱりきちんと改めて、村民の命や健康、権利や福祉の向上という立場なので、村三役や職員も含めて、公務員としての住民の公僕、福祉を考えていますので、協力、協働や連帯、連携や、つまり車の両輪のごとくお互い意見しながら、やれることをやって、前に進むというのが大事なので。だから、真実と実態を素直に、加害者である国や東電に真っすぐに発信して発言し、提案をして要求をすることが重要なんでないかなと思うんです。そういう意味では、最後に村長に、そのことで聞きながら、私の質問を終わりたいと思いますけれども。

村長（杉岡 誠君） 被害の実態の把握というお話もいただいたところでありますが、確かに村民全員がそれぞれの異なる環境、あるいはそういう被害の状況ということ全員が共有しているわけではないというのはおっしゃるとおりだなと思いますし、村自身もそれぞれ個別個別の案件を全て把握しているわけではないなということはおっしゃるとおりだと思います。賠償の件そのものについては東京電力のほうに請求をすることが権利としてあるわけですし、それができる状況が今ありますので、その中で村としては全村民に関わるような、全体に関わるようなことについては、実は国を含めていろいろな調整をしたり要請をしているという部分があります。私が就任してからも、既に国と調整、あるいは要請している部分もあったりもしますので、全体に関わる部分については今後もしっかりやっていきたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 幸い、飯舘村にはすごく知識があったり、連帯能力があっといういろいろな大学病院やら学者やらいろいろな人が来て、こういういろいろなデータを、これはいろいろくっつけているんじゃないじゃなくて実態、真実を示してくれる人がいっぱいいるわけです。定点計測もしている方もいますし、いろいろな方が、そういう意味では、村が予算投じてやらない部分でもいっぱいこういうデータが、ここ9年間で、日本大学からいろいろなものも含めて出ているので、多分ネットで探せばそういうデータは見られるんだと思うんです。それを、全部どうのこうのってお話ではないですけれども、そういうやっぱり実態、真実に基づいた、被害を受けた地域の者として、代表として、我々は議員として、やっぱり村民のために一生懸命働くっていうのが責任ですし役割でないかなと思いますので、共にわ

くわくするような村になるように、みんなで頑張っていけたらと思います。

以上で終わります。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午後3時20分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月15日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

令和2年12月16日

令和2年第10回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和2年第10回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和2年12月16日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年12月16日 午前10時00分				
	閉議	令和2年12月16日 午後 3時49分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 長谷川芳博		2番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 伊藤直美	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	総務課長	高橋正文	○
	村づくり 推進課長	三瓶真	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	教育課長	佐藤正幸	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
	代表監査委員	高橋賢治	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月16日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5～8番）

日程第 3 令和2年請願第2号 復興アドバイザー田中俊一解任の請願

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

12月15日、議会運営委員会が請願第2号審査のため開催され、審査の結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 長谷川芳博君、2番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。1番 長谷川芳博君。

1番（長谷川芳博君） 議員になった長谷川です。改めておはようございます。

私は、議員になりたいという思いが強くなったのは、まず初めちょっと自己紹介みたいになっちゃうんですけども、震災後もずっと農業を継続して、何とかふるさとのためにいずれは力になりたいなと思っていたときに、現村長の杉岡さんが立候補したときに、わくわくする村づくりと。何とかすばらしい、まさに自分もやりたいと思っていたところに、これは一緒に何か村のためにお手伝いしたいなという思いが強くなって、それで立候補させてもらって、選挙になって審判下してもらって村民の方々に、今ここに立たせてもらっているんですけども、立たせてもらった以上は村のために一生懸命、私なりにいろいろアイデアを出して、職員の皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

質問なんですけれども、飯舘村議会定例会一般質問1、農地の集約について。内容、いわゆる中山間の農地を今後どのように生かしていくのか伺う。

質問2、村内の商店（スーパー）の出店要請について。内容、既に村内での移動販売業者が来ていますが、移動販売ありきなのか、今後商店、スーパー等の誘致を視野に入れているのかを伺う。

村長（杉岡 誠君） 1番 長谷川芳博議員のご質問の1点目、農地の集約化についてお答えいたします。

村では、避難指示解除直後の平成29年度から各地区での農地保全活動と並行して、行政

区ごとに将来の営農再開、農地集積に向けた話合いを進めてまいりました。この話合いの結果に基づき、平成29年度から各地区で農業基盤整備促進事業や、営農再開支援水利施設等保全事業を活用した用排水路や暗渠、頭首工の修繕、ゲートの新設、堆砂除去などを実施しているところでもあります。一方、令和元年度から意欲ある担い手への農地集積を進めるために、より具体的に農地所有者の農地利用意向と担い手の意向のマッチングを進め、農地中間管理事業とそれに付随する地域集積協力金、経営転換協力金を活用してまいりました。これにより、令和元年度は上飯樋地区で3件の経営体に対して約115ヘクタールを集積した結果、地域集積協力金、経営転換協力金を合わせて約5,124万円を集落及び地権者に交付いたしました。また、今年12月末までに関根・松塚行政区において1件の経営体に対して約56ヘクタールの農地集積に係る契約が締結されることとなっており、集落及び地権者へは協力金約2,000万円が今年度末までに交付される見込みであります。

なお、これまで蔵平行政区と長泥行政区を除く18行政区において、担い手への農地集積に向けた話合いを進めておりますが、圃場整備がされている条件のよい農地には借り手がいる一方、山際や小区画、整形の条件が不利な農地については、借り手の確保に苦慮している状況であります。条件不利地については、借り手が確保できるまでは中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金などを活用し、保全管理を続けていただくことが必要であります。大規模面積を必要としない高収益性型農業やスマート農業など、先進技術の導入による省力型農業、新規農業参入者への情報提供など、担い手不足や遊休農地の解消につながる取組を検討してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当課長よりお答えいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、2点目の村内の商店、スーパーの出店要請についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、現在村内では移動販売が2社、宅配サービスが1社による営業が行われております。スーパー等の誘致につきましては、以前より整備を求める声が寄せられており、商工会と協議し共同店舗の開設やスーパーの誘致に努めてきたところがありますが、村への帰還者がまだ2割と少なく採算が成り立たないとの考えから開店には至らなかったという経過がございます。しかしながら、村民からは引き続き食料品や日用品などが購入できる店舗の整備を要望される声を多く聞いておりますので、引き続き商工会など関係者、関係機関と協議検討してまいりたいと考えております。

一方、今年度より村社会福祉協議会に生活支援ワゴンの運行を委託し、水曜日と金曜日の週2回、川俣町へ買物バスを運行し、帰村者の皆様の買物支援を行っております。11月末までに、延べ270名のご利用をいただいております。帰村者の皆様の足の確保として重要な役割を担っているものと考えております。

こうした生活の利便性向上に係る施策は、地区ごとの村内居住者の年齢構成や住まい方、交通の状況など、現状を正確に把握し将来予測を立てるなど総合的に考えていかなければならないものでありますので、関係機関並びに村民の多くの方々の声を聞きながら、引き続き検討をしてまいります。

以上でございます。

1 番（長谷川芳博君） 質問です。まず農地の集約化の、村長から答弁いただいたんですけども、やはり私も農家なのでよく分かるんです。集落で、3件の経営体に対して115ヘクタールを集積したという、いわゆる、もともと田んぼだったところが集めやすいというところを、作物がもともと水稲だったりあとは飼料作物、排水が悪くてもいいものをそのままぱっとできるというのは分かるんですけども、一番私が今後力を入れていかなくちゃいけないと思うのは細かい畑や田んぼとか、多分貸し手が貸したいんだけど借り手がいないというのは条件がやっぱり悪いんです。その条件が悪いということは、例えば新しい人が村に移住して農業やりたいと手を挙げた人に、ここどうですかって、条件のいいところじゃなくて条件の悪いところ、水源も遠かったり、何か作っても山際のほうで獣害被害というんですか、そういうのも今深刻になってきているところで、そこを、段々畑だったとか、例えば1メートル50とか2メートルの落差のあるところ、それは非現実的として、1メートルくらいの畦畔くらいのところを傾斜に基盤整備して、そこに募集をかけて、まずそこをモデル地区っていうのを指定して、小規模でもいいですから、そういうふうにして一回やっていくというのはどうなのかなっていうふうに私は考えているんですけども、まずその辺でちょっと村のほうの考えをお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） 条件不利地と言われる農地についての扱いということでありまして、基本的には議員おただしのとおり、いわゆる基盤整備が終了している、面的に集めやすいというところは借り手が多い。また、山際になっていわゆる条件不利に思われるところ、そういったところはやはりなかなか担い手の方が、大規模にやるというのになかなか向かないというところがあるかと思えます。ただ、そういったいわゆる傾斜地にできるところ、そういったところについては例えば施設園芸であるとか、花卉栽培であるとか、そういったいわゆる畑地作物については導入がしやすいのかなというふうに思っております。現在、そういった農家のやる気のある方々につきましては、営農再開支援事業で獣害対策もできますし、また県のいわゆる村で呼んでいますなりわいですね、なりわい農業のような、県の4分の3事業ですね、そういったものを活用しながら、実際に入れていっちゃいます。ぜひ、そういった事例なんかも参考にいただきながら、ぜひ多くの皆様に農地の活用を図っていただきたいと考えているところであります。

1 番（長谷川芳博君） ありがとうございます。これ、避難解除後、農業を再開してまだ日が浅いというので、急に解決するというのはなかなか大変な道のりだというのは分かっているんですけども、ぜひ今言った、飯舘村も広いですから、飯樋地区とか小宮地区とか宮内地区とかいろいろあります、伊丹沢でも。どこか一つ、まずやりやすいであろうというところをモデルとして、ぜひ前に進むような政策をひとつよろしくをお願いします。

それで、この質問、農地の集約化ということで質問しているんですけども、その趣旨にちょっと合わなかったら止めてもらって結構なんですけど、先ほども言いましたが、村の農業を営む人はもうほぼ決まっちゃったのかなと思っているんです。私も実際福島市で40アールほどのハウスを増やして、向こうでちょっと営農安定経営しているんですけ

れども、新たに飯舘村に迎え入れる農家というのは縁もゆかりもない人をターゲットにするしかないのかなと思って。というのは、私10人くらいに聞いたんです、農家のいわゆる後継者というんですか、10人皆同じ答えが返ってきたんです。震災で跡継がなくてよくなったと。結局は、それだけ農業に対して、震災後、頑張っている農家もあったんでしょうけれども、農業で暮らしていくのはやっぱり大変だったっていう。そこで、今までのとおりの農業をやっても結果はもうからない農業になっちゃったり、例えば加速化交付金だったり、あとは村に移住してきて農業をやりたい、その農業をやりたいんだけどお金もない、技術もない。じゃあ、その技術があるところの農家に最初2年間弟子とか見習いに行って、村から生活助成金として10万円出るというものあるんですけども、そのやり方では、僕はわくわくというよりもはらはら農業だと思っているんですね。綱渡りみたいな感じで。そこをどうするのかって、私のアイデアは、やはりもう村が、簡易パイプハウスでもいいですし鉄骨ハウスでもいいんですけども、ここに今書いてあるスマート農業、いわゆる環境制御装置を導入して、土じゃなくてプランター、養液土耕、水耕栽培、これでもう10アール当たり、例えばミニトマトだったら日本で今40トンは取れるっていうふうにデータが出ています。土耕だと、どうしても15アールが限界というか、そういったとにかくもうかる農業を村ももっと真剣に考えて、多分ハウスは箱物って言わないと思うんです。これは、あくまでも、ハード事業にはなるんでしょうけれども、そういったものも今後ちょっとずつ、ちょっとずつ国からとか支援金とか、何か使えるうちにはそれも少しずつモデルとして増やしてほしいなという、私の考えなんですけれども。村長、答弁をお願いします。

村長（杉岡 誠君） ただいま、ご質問いただいたとおり、モデル的な取組が必要ではないかというお話でありましたので、それはもちろん私も考えるところでありますし、ただこれまではやはり担い手がしっかりとその意思を持っていて、意欲が強く継続的にできること、あるいは村全体に対する貢献があるようなそういう取組から優先してやってきたというのがモデル的な取組だろうと思っております。それに対して、4分の3事業、原子力被災12市町村農業者支援事業等を活用させる方は、モデル的というよりはご自身のなりわいの農業としての部分をしっかりと計画を立てながら実証なさっているということだと思っております。

農業に関しては、もう長谷川議員がご自身でなさっているように、やはりもうかるとかあるいは魅力がある、自分の人生の一環の中で、農業だけではなくて農業で得た収入でまた趣味を生かすとか、そういうこともできるような、やっぱり魅力があるというところがこれから大事だろうと思っておりますので、そういう魅力づくりということをしっかり模索していきたいなと思っております。ただ、国の事業、県の事業を活用するには、例えば村がハウスなり施設なり機械なりを先に導入して後から担い手を招致しますというやり方は、なかなか認めていただけない部分がありますので、まず担い手がしっかりいて、あるいは収支計画とか収益性ということで、持続可能だということをしっかり担保した上で、そういった事業を活用していくということはあるかなと思っております。また、モデルということだけで済んでしまうとそのほかの方々ができないという部分も

ありますので、やはりモデルというものがうまくいったならば、その先に普及をしていく、振興していくというそういう目線も持ちながらしっかりと政策を考えていきたいと、そのように思っているところであります。

以上であります。

- 1 番（長谷川芳博君） ありがとうございます。このテーマは多分なかなかいろいろ大変だと思うので、私もしっかりと勉強して、村民の声とかいろいろ現在飯舘村で営農している人の声も聞いて、何が足りないとかそういうのも一緒になって考えていきたいので、この質問については以上です。

次に、スーパーの誘致なんですけれども、これも私が初めてじゃなくていろいろな方が多分こういう質問をしていると思うんです。私は、考えがちょっと人と違っているんですけども、スーパー等とあえて書かせてもらったんですが、人口2,000人足らずのところに、みやぎ生協、福島の役員方に私この間お会いして、飯舘村にスーパーの出店っていうのはやっぱり不可能なんですかと、そういうふうになんてお話ししてきたんですけども、仮に村で店舗を造ってもらって、小さく出店しても、採算取れないのは明白だっというふうになんて言われているんです。あとは、グラントマトっていう本社が須賀川市にある、あそこは日用雑貨品、食料品プラスメインが農業用とか金物売っているところにもお話しさせてもらったら、電話だったんですけども、当社を指名していただいて誠に光栄ですと最初はそう言ってもらったんです。で、1週間後に電話来て、やっぱり私どもは年間通してスケジュール組んでやっている以上「はい、分かりました」というわけにいかない。でも飯舘村の復興に携われるというものがあれば、それは光栄なことなので、話は保留というかそういうふうには言っていたんですけども、結局移動販売は今そこそこ、お年寄りの方はそれで大分賄われているのかなと思うんですが、例えば、私考えたのは生協でも何でもいいんです、造っても恐らくやっぱり人は来ないんです。飯舘村は、せっかく、言い方悪いんですけども原発事故で一回もう文化も何もリセットされたような感じで、これから新しい村づくり、わくわくする村づくりということなんでしょうけれども、軽井沢ってありますよね、避暑地、明治19年くらいにキリスト教の牧師が訪ねていったらすごいすばらしいところで、そこを避暑地にしたいとあって、それが歴史の始まりみたいなんですけども。飯舘村も、近年はちょっと夏暑い時期がありますけれども、やっぱり平場からすれば避暑地に値するかなと思うんです。ただ、軽井沢とか那須とかに比べると残念ながらここは資源がないと思っているんです。いわゆる温泉も出ない。もともとの観光という要素もない。どうやったらじゃあ人来るの、人を寄せて村でお金を落としてもらってというのを考えたときに、スーパーだけだとあれば便利なんですけど、それは村民の人しか使わないで終わっちゃうから、わざわざ川俣町とか福島市から上がってくる要素もない。そこで、私が考えているのは、笑われてしまうかもしれないんですけども、いわゆるアウトレットってあって、高級ブランド品とかそういったブランド品を扱っている一角、お店をぽんぽんぽんと。その中にスーパーだったり、農作物だったり、村の特産品を売ったりというのをすると、人は集まってくる要素があるのかなと思っているのですが、ただそれもいきなりそんなのを造って

誰が来るの、そんな高級品誰が買うの、村に行ってわざわざっていうふうに思う、100% 思うはずなんですよ。ただ、やってみないと分からないっていう私の考えなんですけれども。実は私もわざわざ静岡の御殿場や、佐野アウトレットへ、うちの奥さんがちょっとそういうの好きですからそういうところに行くんです。やっぱり華やかなんですね。全国の他県ナンバーがほぼ輸入車なんです。だから、場所は関係ないんじゃないかなと。あえて、飯館村みたいに山の中に高級ブティックあるらしいぞというふうになって、それで人が来て、道の駅だったり風の子広場だったり、今度ドッグランも造っているということで、そういったのを踏まえて、あの一角を何かそういった全く新しい、こんなこと言っちゃ失礼ですけども村民を相手にしないじゃなくて、本当にどうやって人を集めるか、週末だけで構わないですし、そういう村づくりというのも一つどうなんだろうなど。私はこういうことを考えると夜も眠れないんです、わくわくして。だからその辺を、村のほうは私のこの考えにどれだけ共感していただけるのか、お願いします。村長に。

村長(杉岡 誠君) ただいまご質問いただいたアウトレットということで、非常に具体的なお提案をいただいたところでありますけれども、私自身も国や県の方に話すときに、飯館村は東北の中の軽井沢であって、あるいは日中の人口を見ればある意味霞が関と同じなんですという話をたとえ話としてさせていただいております。飯館村を取り巻く環境は、常磐道等々のインターが近くにできたり、1時間圏内でかなり交通の便がいいような環境が整ってきましたので、従来の村の位置づけとはまた違う将来像もあり得るだろうなど、そのように考えております。道の駅も開所当初はそれほど利用者どうなんだろうかというようなのがあったかもそれませんが、今売上げも相当伸びてきておりますし、かなり県道12号線を通る方々の交通量は相当多いということがはっきりしてきましたし、あるいは避難指示という中においてそれぞれの方々がある意味より広域に活動して、生活をする生活圏を広げるといようなそういう形で、浜通りの方々、福島県民が動いている部分もあるのかなと思っております。そうすると、都会からの、あるいは首都圏からの人の移動というものも当然予測されますので、今後そういった視点も持ちながら、様々な施策を検討していくべきだろうなど思っております。御殿場とか佐野、藤岡とか入間とか仙台港とかいろいろなところにアウトレットがありますが、必ずすぐ近くにインターがあって、あるいはホテルがあってというような形で、いろいろなことが付随して整備される必要があるという部分も片やあるのかなと思っておりますので、そういったものについてはかなり大きな計画になると思いますので、慎重に考えるべきことだろうなど思います。

片や、飯館村のほとんどの開けたところは農地でありますので、歴代の方々が血水を上げて、汗水垂らして開拓してきた農地でありますので、その農地を農地として利用したいという方がいらっしゃるならば、それをしっかりまずは優先させていただいて、しかもそこでちゃんとなりわいが成り立つようなそういう産業というものをしっかり検討した上で、その先に土地利用の在り方として今おっしゃっていただいたようなことも含めて検討することがあるのかなと、そのように考えておりますのでよろしくお願ひしたい

と思います。

以上であります。

1 番（長谷川芳博君） 答弁で、完全否定されなかったというのがちょっと少し安心しましたので、今日のこの2点につきましては私はこれで以上です。

議長（菅野新一君） これで長谷川芳博君の一般質問を終わります。

続いて、6 番 高橋和幸君の発言を許します。

6 番（高橋和幸君） おはようございます。議席番号6 番 高橋和幸、令和2年度12月定例会一般質問を行わせていただきます。

まずは、一般質問に入る前に、去る10月に行われました村長選挙において、24年間続いた菅野前村長の跡を引き継ぎまして、無投票ながらも杉岡新村長の誕生のお祝いをこの場を借りまして心から祝福を申し上げる次第でございます。それとともに、今回の無投票当選という意味を十二分にご理解されまして、私の政治哲学と同様に、おごらず慢心せず、お米と同じように常に「こうべを垂れる稲穂かな」の精神を持って、辞退された方々の思いや有権者の思いを一身に背負い、今後の行政運営及び執行に全身全霊をもって挑んでいかれますことを、心よりご期待申し上げるところでございます。

また、一つの懸念を申し上げさせていただきますと、新村長はご住職という一面を持ち合わせておりますので、これまでの役場職員とは立場は全く異なり、自治体の長であるとともに、政治家になったわけでございますから、精神論や仏法、説法論にこだわったり偏ったり、それらに固執することなく、私たち議会議員と村長という政治家同士の立場ですので、ぜひとも政治学的な建設的議論の交わし合いが真に行われることを、何とぞよろしく衷心する次第であるとともに、切に願うところでございますので、改めましてよろしくお願い申し上げます。

また、我々議会の補欠選挙も村長選挙同様に行われ、新たに長谷川議員が加わりまして議会も定数の10名になりましたので、今後の新しい飯舘村づくり、発展と再生のかじ取りの第一歩へと立ち向かえる体制が整った次第ですから、立場や主張は違えどもふるさとへの思いという面に関しましては議会・行政共に大きな隔たりはないと思われまので、お互いに協力・協調の手綱を取り合い、自助・公助の精神の下、村民のためにも、これからの時代を担っていく子供たちのためにも、将来を見据えて共に村政に向き合っていくことを強く祈念いたすところでございます。

そして、震災後10年目という節目へと向かうに当たって、村民に限らずとも自力で生き抜いていくすべを備えていかなければなりません。その手段を考え、時に村民の方々に救いの手を差し伸べていかなければならないもの我々議会と行政の役割と責任でありますので、お互いの役割の主張はし合いつつも、村長の掲げるわくわくするあしたをつくっていくためにも千里の道も一歩から、共に同じ方向性に向かって歩んでいけることを、この場を借りまして行政各位の皆様とほかの議員の皆様にもお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、観光業を整備した早急なる地方創生について。

①村内に人の誘致を行える、ユーモアセンスを備えつつ、スキルを兼ねた魅力をアピールできる拠点・起点の整備が望まれるが、行政の見解と今後の対応策をお伺いします。

2、G I G Aスクール構想について。

①新しい学習指導要領とともに、日本の教育を変えるこの構想ではありますが、多様な子供たちに最適化した創造性を育む教育の実現のためにも、本村の取組施策と現状をお伺いします。

3、自治体のSDG s活用戦略について。

①SDG sを通して農産業の多目的かつ多面的な生産労力の効率化を図り、3密を回避しつつ、変化して不確かな状況でも持続可能な地域実現のためにも、行政の施策見解と現実的な目標指数をお伺いします。

②このSDG sは、多様な環境・職種・状況・生活・日常・仕事・物事等に密接に関係し、全ての分野や項目の過程において適用・運用できる画期的な取組目標であり、村長が掲げる新しい村づくりにまさに直結する施策目標と言えられると思われまふ。そのような中において、何を優先し、何に重点を置いてこの施策を用いながら村政に生かしていくのかをお伺いします。

4、帰還困難区域内外の解除に向けた在り方について。

①これまでの村長候補者もこの問題は再考・一考の余地があると述べております。現在進行中の在り方・問題点・課題点・修正点はないのか、既存の物事を済ませてからの周知という情報発信の在り方で本当によいのか、行政の見解をお伺いします。

5、20行政区について。

①震災から10年目という節目の年を迎えるとともに、今後の人口の推移の見通し、行政区割を視野に入れる時期を迎えつつあると察しますが、行政の見解や住民感情等を考慮し、その影響をお伺いします。

最後に、6、村長の政治姿勢について。

①村長が掲げる5つの施策には、大変共感をいたすところではございますが、言うはやすくなくは難くもあるのが事実と思われまふ。今後の重要取組課題及び村政運営、人や担い手づくりの具体的な施策をお伺いします。

以上、6点7項目を私の一般質問といたします。

村長（杉岡 誠君） 6番 高橋和幸議員のご質問7点のうち、6番目の政治姿勢のご質問にお答えいたします。

村政運営方針のとおり、就任に当たり、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとの目標を掲げ、5つの方針を練り出したところであります。

これを踏まえながらの重要取組としては、1つ目が産業の再生と発展であります。農畜産業、商工業、林業の再生発展のため、農用地の利活用や里山の再生、飯舘ブランド新生への取組と担い手確保が重要であると考えております。

2つ目が、健康と生活環境の整備であります。村民が、様々なことに関わりながら健康で活躍できる場づくりと、買物環境充実が必要であります。

3つ目は、情報通信技術ICTの活用であります。新しい技術をうまく活用し、村内村

外の村民同士のつながりや、村民が育んできた感性や技術、伝統を発信、次世代に広める取組を進めてまいりたいと考えております。

4つ目が、ふるさと資源の最大限の活用であります。ふるさと飯舘村の気候や風土、地勢、歴史を今一度見つめ直し、磨き上げ、ほかにはない魅力を見出したいと考えております。また、既存の施設運用に関しても、親しみと愛着が湧くような使い方を進めてまいりたいと思っております。

5つ目が、生き生きとした学びの場づくりであります。そのための基本となる子育て環境と働く場を充実させながら、生涯生きがいをもって学べる場を構築したいと考えております。また、これらを担う人、担い手づくりに対しては、これからのふるさとおこしに村民が関わる機会を増やししながら、自ら選んで住んでもらえるように、村を離れている村民に対しての働きかけや移住定住施策を推進し、移住定住者の呼び込み等に取り組んでまいりたいと考えております。

課題は数多くあるものと思っておりますけれども、復興・創生期間の第2期という国の動きもしっかりと捉えながら、国や県、関係機関と協議、連携・協力の下、村民の皆様と一緒に新しいふるさとづくりを進めてまいりたいと考えております。

他の質問については、担当課長より回答させていただきたいと思っております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問のうち4点についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、質問の1番、観光業を整備した早急なる地方創生についてのうち、1番目、村内に人の誘致を行える拠点・起点の整備についてお答えいたします。

村の活性化のために多くの方に村に来ていただき、村の魅力を見て感じていただくことは重要であり、村でもそのためにこれまで特徴的な村ならではの施設整備を進めてまいりました。例えば、復興拠点の場合は、中心施設の道の駅までい館には生花による花玉をつり下げ、よそにはない特徴を出しましたし、その北側に今年8月に完成しましたふかや風の子広場では、子供に人気のエアードームと特徴的な大型遊具を設置しました。また、屋内運動施設には木製の大型遊具を2つ設置したほか、子供たちが遊ぶおもちゃも内容、質にこだわった施設としております。ほかにも、村の復興公営住宅も住みやすさ、デザインにこだわり、村の一つの特徴的な景観となっているところです。さらには、村内外に愛好家の多いパークゴルフ場を整備いたしました。その結果、特に最近ではふかや風の子広場を目当てに多くの家族連れが訪れるようになり、被災後村内ではあんまり見られなかった親子で楽しむ姿が見られるようになってきております。さらにこれと相まって、道の駅の集客にも好影響を与えております。今後は、村民はじめ村外の方もより親しみと愛着が持てる施設の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、質問の3番、自治体のSDGs活用戦略についての質問にお答えをいたします。関連がございますので、質問の3の1番と、3の2を一括でお答えいたします。

SDGsは、持続可能な開発のための国際目標であり、国を挙げて推進する取組であります。SDGsは、2015年9月の国連サミットで加盟国193か国全ての同意をもって採択され、2030年までの15年間で達成するために掲げられた目標であると理解しております。

その理念は、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現であり、そのための17の国際目標と、その下に169のターゲット、さらにその下に232の指標が定められているようであります。その中で、何を重点にしていくかについては、村長の掲げる5つの施策と第6次総合振興計画の内容を踏まえ、さらにはその目標指数をどのように定めるか、SDGs活用の有無とこれらを併せて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、質問の4番、帰還困難区域内外の解除に向けた在り方についてのご質問にお答えいたします。

まず、帰還困難区域内の特定復興再生拠点内においては、これまで避難指示解除されたほかの区域と同様の3要件によって解除が検討、判断されることとなっております。要件は、簡単に申しますと、1つは空間線量率20ミリシーベルト以下になることが確実にあること、2つ目は除染と生活インフラ、生活関連サービスの復旧、3つ目が県、市町村、住民との十分な協議であります。解除に向けては、この3要件を満たしているか、現在進捗中の除染や環境再生事業、基盤整備事業や居住促進ゾーンの整備状況など、しっかりと見定めた上で解除の有無、時期を決めてまいりたいと考えております。

一方の、特定復興再生拠点区域外につきましては、国より解除の要件が示されておられませんので、今後内容が示されましたらどのような要件で解除が可能なのか、また問題はないのかを、区域内のことも踏まえてよく内容を精査し、長泥地区住民の意見をよく聞いた上で議会とも相談して丁寧に対応してまいりたいと考えております。さらに、その際の情報の取扱いについても、村としてはまずは議会、住民に対して先に連絡、周知を行うべきと考えておりますし、そのように努めてまいりましたが、例えば報道機関等が独自に入手したものなど、村以外からの情報が公開されることにつきましては、対応が難しいことについてご理解をお願いします。

以上です。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、ご質問の2点目、GIGAスクール構想についての本村の取組施策と現状についてお答えいたします。

新学習指導要領では、スマートフォン、ビッグデータ、人工知能、グローバル化など、子供たちの学びも進化を求められており、子供たちが自ら考え、対話しながら思考を広げていく深い学びによって、変化の激しい社会に必要な生きる力を育むという目標が掲げられております。その中では、改訂の一つとして、コンピューターがプログラムによって動き、社会で活用されていることを小学生の時期から体験、学習させることにより、コンピューターが動く理由を論理的に考える力を身につけさせるプログラミング教育が新たに加わったところです。

議員おただしのGIGAスクール構想は、1人1台の端末と通信ネットワークを一体的に整備することにより、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質能力が一層着実に育成できる教育ICT環境を実現することや、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すことが掲げられており、学校での学びを生かし、自分の道を切り開いていく力を養ってほしいという新学習指導要領における新たな教育の技術革新として打ち出されたも

のであります。

本村においては、今年度より義務教育学校になったことにより、その特性を生かした学習が展開されており、その中においても今までのデジタル教科書に加えタブレット端末を活用した事業が行われております。また、村内で学校再開した当時、新たに導入したパソコンやタブレット端末を活用することにより、前期課程においては今回の学習指導要領が改訂される2年前から、新学習指導要領に先駆けてプログラミング学習を実施しております。そのほか、タブレット端末を使った学習として、検索サイトを活用した調べ学習、校外活動における写真データ等を発表の場を用いる事業、あるいはデジタル教材を活用した学習など、各教科の事業内容に応じた活用をしてきたところであります。また、後期課程の9年生については、さきの新型コロナウイルス感染症対策による休業期間中、タブレット端末を自宅に持ち帰り学習する中で、生徒一人一人が自らの進度に合わせて、学びを深める学習に取り組んできたところであります。

令和3年度春からは、GIGAスクール構想により新たに65台のタブレット端末が導入されることで、全ての児童生徒が同時に利用できる環境が整うこととなりますので、これまで以上にきめ細やかな指導や授業展開を行うことができると期待しております。

ICT教育において忘れてならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということでもあります。子供たちがこの変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手として未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画していくための資質能力を一層確実に育成していくことが必要であります。今後の教育において、子供たちがICTを適切、安全に使いこなすことや、教員のICT活用指導力の向上、情報モラルをはじめとする情報教育の充実など、ソフト面における教育改革が必要であると考えております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、5点目の20行政区についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、12月1日現在の帰還者の状況でございますが、帰還された方が644世帯で1,255人、転入者などを合わせると768世帯で1,486人の方が村内に居住しているものと把握しているところでございます。各行政区の帰還率を申し上げますと、一番多いところで41.4%、少ないところで5.1%とかなり幅がある状況でございます。今後の村の人口の推移の見通しでございますが、そう急激に増加等は見込めないという考えをしております。

議員ご質問の行政区の再編についてでございますが、現在のところは考えておりませんが、当面の間は考えていないというところでございます。ただ、今後の状況を見て検討が必要になった場合、例えば行政区の運営がどうしても容易でない、困難であるような場合は、議会や行政区の皆さんと相談させていただきたいと考えているところでございます。また、行政区の負担軽減や、若い方の参加などの検討や、各行政区の意見交換の場の設置、同程度の規模、ほかの自治体ですね、の取組などを先進事例の研修等も併せて検討させていただきたいと思っております。

さらに、現在新年度予算編成作業に当たっている最中でございますので、行政区への支

援、コミュニティーの維持に資する施策についても併せて検討させていただき、できるものがあれば速やかに対応させていただきたいと考えておるところでございます。

6番（高橋和幸君） それでは、順番に再質問等を行っていきたいと思います。

まず初めに、1の観光業も整備した早急なる地方創生についての再質問ですが、この問題に関しましては、さきの一般質問においても幾ばくかの議論をさせていただきましたが、行政の回答は検討の余地ありと言える程度の回答でなかったかと思われまます。前向きに考えていただけることは大変にありがたい事実ではありますが、言葉上のやり取りだけで今もってして根本的な具体案が示されていない点に関しましては、多少ならずともの不満足を感じてしまうのも拭い去れません。先日の報道でも、佐須地区において大規模な花の植付け作業が行われており、北海道の富良野を目指すといった明確なるビジョンを打ち出しておりましたが、行政の常の回答は非常に散文的であり、明確なる未来像を描けるものはいまだに出てきていないのではないかと感じる次第であります。その点に関しまして、いかなる捉え方を行政としてはしているのかを、多少お聞かせ願います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） これまで、今答弁でお答えしましたように、飯舘村の震災からの復興という点からしまして、その一つの復興ポイントとして、議員お考えのように外からの来村者といいますか、そういう方も帰村者以外にも獲得をしていきながら、村の中のにぎわいの回復といいますかそういうものが重要であるというふうを考えてきたところであります。それに従いまして、今まで村の中でハード整備という形で進んできたわけでありまして、そういった中で何かほかの場所にはない、村ならではの考え方、あるいは特徴ということで出してきたものが、今答弁の中で申し述べたとおりというような内容でございます。

今後、実は飯舘村の中にも幾つか環境整備といいますか、そういったものもまだ残っている部分ではありまして、例えば飯樋小学校を今改修しておりますが、こちらは防災拠点という性格と併せて、震災の記録についてその中で展示していくといったような計画も含まれております。その記録の展示の仕方においてまた何か一工夫を加えて、双葉町の伝承館ほどにはならないかもしれませんが、何か人を呼べるような仕掛けができないかというようなことを考えておりますのと、あとは今、旧草野小学校におきまして彫刻家の方から頂いた石膏像であるとか、あるいはコレクションなどの収蔵がございます。こういったものを活用しながら、芸術文化という観点から何か飯舘村の観光業における特徴づけができないかというようなことを考えているところであります。

以上です。

6番（高橋和幸君） 以前から類似した質問を度々行っておりますが、それは行政からの確固たる将来を見据えた回答がなされていないからであります。今、課長から答弁がありましたとおり、どうしても出てくるのは道の駅までい館、そしてふかや風の子広場、これも十分に人を誘致できる魅力あるものであると私は思っておりますが、それだけでは足りないのではないのかとも反面思っております。この早急なる地方創生の問題に関しましては、現状の飯舘村における切実な取組課題であります。道の駅だけではない買物の

できる場所の確保にしてもしかり、村民同士が集える場所、また村内外の人たちが飯館村にはあれがあるから見に行こう、遊びに行こう、寄ってみようという実用的な施設等の設備はもはや誰もが願う現実的な思いであり、行政の成長戦略的にも必要不可欠なものとなっておりますが、問題はいまだに具体策が出ていない点であります。ハード事業は終わったという前村長からの答弁が続いておりまして、これからはソフト面が主になっていくということがございましたが、私はハード事業はまだ随所に残されているのではないかと感じているところでございます。何を造ればよいのか、どこに目を向ければよいのか、費用対効果を考えつつも行政の手出しを抑え、国や県の基金を有効活用して、何をすればよいのか、行政として今後の在り方はどうあるべきなのか、具体的な見解と答弁をお聞かせ願います。

総務課長（高橋正文君） 議員ご質問のとおり、村内に様々な施設があるにこしたことはないと考えておりますが、まずは村としては現在ある既存の施設、今、村づくり推進課長が言いましたように深谷の施設であったり、飯樋の施設であったり、あと旧学校施設等既存の施設を工夫して活用していくというのが一番かなと、今のところは考えているところでございます。ただ、和幸議員からもございましたが、その施設を活用するに当たりましてユーモアセンスとかその辺、工夫をして、行政として工夫をして活用していくというのが大切になってくると思います。ただ、今ほどありましたようにハード施設も必要とあらば有意義な施設、あとは村民のためになる施設等あれば、ほぼハード事業は終わったとはいえ、今後もその建設についても併せて検討を重ねていかなければならないということでございます。ただ、今のところは新たにハード事業をつくるよりは、既存の施設を工夫して活用していくというような考えをしているところでございます。

6番（高橋和幸君） 今、総務課長からのご答弁がありましたとおり、財政面を考えれば既存のものを有効活用してなるべくハード事業、費用を使わない方策を取ったほうが、それはよりよいすべであると私は思っておりますが、今課長が申したとおり、場合や時によってはもしかしたら何かしら施設、設備が必要になることもあるかもしれませんので、前向きなご回答をもらいましたので、そこは感謝を申し上げます。この点に関しましては、創造から段取り、実用まで、大変難しい問題であります。ここを乗り越えていかなければ飯館村の明るい未来は見えてきません。行政には、ぜひとも英知を集結して様々な視点から物事を捉えて、全国を一から勉強していただき、実用、活用できるものづくりを前向きに着眼点を模索していただきたいと強くお願い申し上げます。

次に、GIGAスクール構想についての再質問ですが、これに関しましても今までの一般質問において企業の認証取得やGAP同様ICTの活用の在り方について提起させていただいております。いつの時代も、教育の在り方は非常に重要であります。GIGAスクール構想については、教育委員会のほうでは既にご承知のこととは思われますが、質問をしている立場上あえて申し上げさせていただくと、ICT教育を活用した総括的な名称と申しますか、文部科学省所管によると次代を生きる子供たちにとって教育におけるICTを基盤とした先端的技術の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校I

ICT環境の整備はまだ遅れており、自治体間の格差も非常に大きく、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務であり、1人1台端末及び通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備体制の構築、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを推奨しております。本村におきましても、ICTを活用した取組に踏み込んでいるとのご答弁がございましたが、ではお聞きしますが、GIGAスクール構想という全体的な取組としてはどのように先進的かつポジティブに捉えているのか。私の娘も通わせていただいておりますが、さきの三者面談において発覚したことは、小学校時代よりも学力が低下しているということでございます。誰一人取り残さない抜本的な教育の内容を、ぜひお聞かせ願います。

教育長（遠藤 哲君） まず、GIGAスクール構想全体についてお話ししたいと思うんですが、GIGAスクール構想では子供の学びの変容ということで、ステップ1から3まで上げられておまして、現在の学校の進捗状況ですが、ステップ1、すぐにでもどの教科でも誰でも生かせる1人1台端末というのが、来春からはもう可能になるわけですが、既にこの中に上げられています検索サイトを活用した調べ学習であるとか、あるいは一斉学習の中でデジタル教材を提示するとか、一人一人の学習においた個別学習とか、こういったことは実現されております。これについては、当然次年度も継続して行うわけですが、新たにステップ2として教科の学びを深める、教科の学びの本質に迫るということで、例えば外国語であれば海外とつながるとか、社会であれば自分で収集したデータを電子黒板に収集して重ね合わせるとか、算数・数学でいいますとシミュレーションの機能で提示するとか、あるいは操作するとか、そういったことが求められてくるわけで、次年度ぜひそこは課題として取り組んでいきたいと思っております。ステップ3については時間の関係で省略しますが、ステップ3については教科の学びをつなぐ、社会課題の解決に生かすということになっておまして、今後取り組んでいくということになっております。

それから、個に応じた指導ということでよろしいと思うんですが、答弁にもあったようにICT教育が万能ではありませんので、まずは村で現在もこれまでも行ってきた個別に最適化した指導、これを継続してまず行っていくこと。その上で、タブレットを活用して、さらに子供たち一人一人のニーズやあるいは学習スタイルに合った指導を可能にしていくこと。また、それらのタブレット端末を活用することにより、今度は学習履歴も記録できますので、それを指導に生かす、評価に生かす、そんなことを考えております。ただ、繰り返しになりますが、やはりタブレットは手段でありますので、これまでより一層、少人数でもありますので先生方にはまずは個別指導が基本であると、そしてICTをそこに有効に活用していきなさいということで指導してまいりたいと思います。以上です。

6番（高橋和幸君） 今、ご答弁いただきましたがGIGAスクール構想と申しますと、文字だけ、文章だけですと何だか難しい話だと捉えられるかも存じませんが、中身は簡単な

話だと思われま。要は、子供たちのためにもどのような形でよりよい、分かりやすい授業体系を構築していくのか、1人たりとも教育の遅れが生じないようにして、楽しく授業に向き合わせるのか、本当に簡単に突き詰めればそういうことだと私は思っております。個人の能力、教育、授業内容の格差をなくし、誰もが等しくついていける学校生活、そのような基礎的、基本的な取組に対しては、教育委員会としてはどのように考えているのかを少しお聞かせ願います。

教育長（遠藤 哲君） 先ほどの話と重なる部分があるわけですが、例えば、授業だけではなくて、ICT機器については1人1台になりますので、様々な場面で授業以外でも活用できると考えております。そういった中で、今ほどありました全ての子供たち、1人も取り残さない指導ということを日常生活、授業において、ICT機器を活用していきたいと思っております。

以上です。

6番（高橋和幸君） GIGAスクール、ICT、ローマ字でいろいろと文字がございませけれども、ご答弁いろいろありましたけれども、ICT教育、機械が重要なのか、それとも教職員それぞれの能力が大事なのか。機械は確かにすばらしいものでございませけれども、それを操作するのは人間であります。機械と人間、GIGAスクール全体、ICTもそうですけれども、どちらを重要的に、教育委員会としては捉えているのでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） それは、先ほどから答弁しておりますように、あくまでもICT機器は手段でありますので、当然指導する教員ということになります。やはり、議員がご心配されているとおり、課題というのはたくさんありまして、機械は入るわけですが、何といたしましても教員の経験不足、スキル不足、これがやっぱり大きなものであろうと思っております。それから、そのICT機器を授業にどのように取り入れるか、つまり授業のデザイン力というんですか、構成力、こういったものが大きく課題としてありますので、これについては早急に教育委員会のほうでそういった研修の機会を設定したり、あるいは可能であれば専門の支援員を配置したり等、なるべく早い段階でフォローしたいと考えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） この問題に関しましては、機械を扱った取組ですので1年だけでやり遂げるといふ単発的なものではなく、先を見据えた取組を行っていただければとお願いを申し上げます。

続きまして、同じ内容の質問ですけれども、現在はコロナウイルス感染症問題でオンライン授業等が様々な学校で行われておりますが、今後その影響によって本村も取組を余儀なくされないとは言い切れませし、また時代のニーズによってそのような授業体系が構築されていかないとはい切れませせん。これらの観点から、本村においては多面的かつ多面的な計画性を持ちつつ、いかなる将来的な姿勢に立ってこの問題に挑まれていかれるのかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 議員ご存じのとおり、GIGAスクール構想そのものはコロナ以前の

令和元年度からですか、始まったものでして、ただ今年度、今年になってコロナの影響でいわゆるオンラインでの授業ということがピックアップされてきたわけですが、村の学校でもまずタブレット端末が全員に配付されれば、先ほど申しましたとおり家庭で自分の進度に合わせたそういった学習、そしてオンラインで教師とのやり取り、指導助言が受けられる、質問ができる、こういった状況が可能となるような準備を進めたいと考えていますし、オンライン授業については正直言いまして昨今の状況を見ますと感染者が出て臨時休業二、三日、あるいは5日ですので、進捗の問題は今の段階ではあまり心配しておりませんで、オンライン授業をもちろんできるにこしたことはありませんが、それよりは定着のためにしっかりと家庭で学習に取り組む、そしてやはり何といたしましても対面授業、理解させるのはやっぱり対面での授業というのを重視しておりますので、現段階ではオンライン授業の実施については検討中であります。ただ、オンラインを使って朝の学活であるとか、教育相談であるとか、そういったものには活用していきたいと考えています。

以上です。

6番（高橋和幸君） いろいろと聞いておりますが、教育委員会としてもしっかり、また教育長の思い、そして学校現場の職員の皆様方の思いというのは私は子供を通して十二分に理解しているつもりでございますので、今教育長が申されたようにしっかりとした授業体制構築がなされていくことを心からお願い申し上げます。

また、常々申し上げますが、子供たちは本村に限らず未来の宝であります。何の負担や憂いもないように、常に先を見据えた取組を私たち大人が築いておかなければなりませんので、行政、教育委員会におかれましては、常日頃からの取組の積み重ねこそが未来の子供たちを育て上げる礎になることを肝に置かれまして、最先端の教育の実践を施すすべを選択し、立派な大人になるための教育も大変重要かつ必要、大切ではございますが、人の痛みが分かる常識ある人材の育成に常に努めていってほしいと心から切にお願いを申し上げます。

この問題については、以上でございます。

続きまして、自治体のSDGs活用戦略についての再質問であります。これに関しましては近年において作成された取組目標であり、国際的にも2030年を目標として掲げている施策ですから、直近にSDGsを活用して問題解決を図れと申し上げているところではございませんので、ご理解のほどをお願いいたします。ただ、常に時代の最先端の技術や取組を活用していかなければならないというご提案でございます。

行政もご承知のとおり、時代は常に多種多様に変化を遂げております。これは、村長の掲げる5つの公約にも通じる部分があるのではないかとおもわれますが、SDGsには17の国際目標と169のターゲット、232の指標が決められております。その中には、村長が掲げる農業基盤の再生や、住み続けられるまちづくり、村づくり、人づくりももちろん目標に入っていますし、原発事故を体験して再生と復興へ向かう本村にとっては村長の申すところの豊かで活力ある未来をつくるという持続可能な目標達成は何をおいてもイの一番に取り組まなければならない最大の課題と目標であります。この、言葉で言うの

は非常に簡単であります、実現を果たすためには具体的にどのような取組施策を要して、それにはどのような弊害等が考えられる可能性があるのかを、行政または村長の目標達成計画をお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） どのような取組と弊害が想定されるかというおただしかなと思います。取組については、今新年度予算に向かって様々な検討を実はしていただいている部分もありますので、村としては今年度皆様のご承認もいただいた飯舘村第6次総合振興計画というものがありますので、そういったものがまず村の根本計画なんだろうと思います。ただ、復興そのものがまだ成し遂げておりませんので、復興計画というものの要素もしっかり加味しながらというものを求められますし、その中で私が掲げた5つの方針、その中でもさらに注力していく部分という形で、クロス表のような形で、どこに重点を置くかということをお各担当の中において検討を今進めてもらっているというふうに考えているところであります。

弊害ということについては、まだ私自身が予算を立てて執行しているわけではないという部分がありますので、その執行の前段階においたり、あるいは執行のさなかにおいて様々なことがあり得るだろうなと思っております。そういったものを、あらかじめ予測するためにこのSDGs等の指標を少し頭に入れながら、あるいはこういった国際目標があつて、その中で日本がさらに今重点を置いている部分がどこにあるのかという視点を持つことによって、そういったものがあらかじめ予測できたりすることもあるだろうなと思っておりますので、そういった視点を持ちながら、様々な取組を進める中において、今国際的に、あるいは日本が進めているものもしっかり視野に入れていきたいと考えております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） それでは、一つお聞きします。

行政の皆様、誰に答えていただいてもよろしいんですけども、これまで日本の培ってきた主ななりわいと言えれば何を連想されるでしょうか。

総務課長（高橋正文君） なりわいということですが、私個人の考えを申し上げますと、農業が一番かなと考えておるところでございます。

6番（高橋和幸君） 今、総務課長が農業というご答弁をされましたが、私が聞いた意図はまさしくそこでございます。私の求めていた質問の最たる答えも農業という言葉でございました。農業こそが、今の日本を支えたきた第一の基盤であります。いにしへの時代に遡りますと、飛鳥、縄文時代から日本人は作物、穀物を作り、生活の一番の糧としてまいりました。これは、日本に限ったことではございません。世界を見渡しても地域農業産業の発展をなくして繁栄を果たせた国はございません。日本には、農林水産業という言葉があり、農水省というものが存在しますが、農業がどれだけ大事かはこの事実がもはや明確に示しているあかしではないかと思われれます。昔は、士農工商という言葉がございましたが、農業は過去の時代から言葉と形で重要とされてまいりました。村長の掲げる農業分野における基盤整備、ICTの活用、スマート農業のさらなる推進等々、ますますの管理システムの構築などを発展させていくものであると考えておりますが、

どんなに優れた機械でも技術でも使いこなすのは、時にはミス、過ちを犯す人間であります。そして、上から下への技の伝承が必要となってきますが、そのような伝達、伝承の循環をどのような形でこのSDGsの持続可能な開発目標を取り入れながら果たしていくのか、行政としてどのようなお考えをしているのか、手短でよろしいのでできれば的確なご回答をお伺いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） SDGsの中にどのように生かすのかというお問合せに関しては、そこに直接お答えできるかどうか分かりませんが、例えば17の目標のうちの第8番目の中に、働きがいも経済成長もという言葉がありますけれども、その言葉だけを取るとすれば、生きがい農業の支援だったり、なりわい農業への発展という、村が進めようとしているその施策そのものが、実はこの指標の中にも読み込めるのではないかなど、そのように思っていたりするところでもあります。

技の伝承ということに関しては、ちょっとすぐにぱっと思いつくところがないんですが、私自身が担当として避難先でまず営農再開をというふう考えたときに、一番先に申し上げたのは、技術とその思いの伝承、継承ということをしつかり避難中も継続をしなければ、あるいは今このときにやらなければ先はないんだという、そういうことを主張させていただいて、避難した翌年の平成24年度からではありましたけれども、避難先での営農再開という事業を実は実現させていただいたという、そういう経緯がございます。ですので、伝承、継承ということが非常に大きなファクターであるのが実は農の営みであると思っておりますけれども、それを率先して、震災前においては自分のお子さんやお孫さんが継承先だということがありましたけれども、今は実はそこだけにこだわらないで、まずは自分の背中を見せる、その先に新しい担い手が来ることもまたあり得るだろうという、そういう取組の方々も少しずつ出てきたのかなど思っておりますので、今までの家族経営だけじゃなくて、飯舘村のこのふるさとの担い手という考え方の中で、この心を、あるいは技というものを継承する方がいれば、その方々をしつかり支援していきたいという考えを持っているところでもあります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 私のほうでも技という言葉を使って、ちょっとあまり通じなかったかもしれないんですけども、技術の伝承であります。

村長の目標の一つ、人づくりではありますが、私は担い手の育成とも捉えさせていただいております。この人をつくるというのは、多分にしてどの分野よりもとても難しい課題なのではないかなど、ある一面私は感じております。SDGsにも3本柱として担い手としての次世代・女性のエンパワーメントが取り込まれています。一つの例を申し上げますと、本村においては現在地域おこし協力隊が地域と密着して非常に頑張っていることを承知しておりますが、このSDGsを活用しながら今の取組をもっと強化しつつ、美術や歴史、地元の伝承文化の継承というもの成し遂げるため、このようなコロナウイルスという現状ではございますが、地域間の格差を解消し、強靱な人とのつながりの構築を目指して、官民一体となった持続的な雇用の促進や経済成長の一環と捉えて、平等的なイノベーションの推進を図ってみたいとはいかががでしょうか。そして、普遍的かつ包括

的な取組の強化の体制づくり、第6次総合振興計画も出来上がりましたので、明確なビジョンを打ち出した新しい村づくりプログラムの策定に目を向け、行政としてなしてほしい事柄、また村民や村民以外の方々が飯舘村のために働きたい、動いてみたいという両者の思いが一致したときこそ、この取組の成果が形と姿となって見えてくるのではないかと思います、そのような体制づくりを行政としてはどのように考えておられるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） まさしく村民の方々あるいはこれから村民になる方々がこのふるさとのために働きたいと、ふるさとのために、あるいはふるさとに関わりたいと、楽しみたいという、そういうお心持ちを持っていただいたり、営みをしていただくことがこのふるさとの再生と発展になるだろうということを、村政運営方針の中でも申し上げさせていただいたところであります。イノベーションという言葉がありましたけれども、常にイノベーションの心を持って歩んできたのがこの飯舘村の歴史かなと。私としては開拓という言葉を使いましたけれども、パイオニアの魂がそれぞれの方々に常にあり、今の状況に満足をしなくて常にさらに前に向かって行こう、上に向かって行こうとするその力強さが村民の中にはあるだろうと、この風土の中にもあるだろう、そのように考えているところであります。

どういったことをすべきかというのは、これから予算の中でしっかりとお示しをしていきたいと思いますが、まずはふるさとの担い手がそれぞれ自分たちがこのふるさとに関わっているということが実感できるような、あるいはそういったことが実際に手に取って分かるような取組から、少しずつ始めたいと考えているところであります。まだちょっと検討段階ではありますが、例えば村の広報等で、今までは村が一方的に情報発信という一方通行のものでありましたけれども、そういったものを媒体を通じて双方向といいますか、村民の方々のお考えがそこに乗ったり、あるいはそれがインターネットにつながりながら、インターネットを通じてのやり取りができたり、そんなことも検討すると双方向のやり方、ふるさとの担い手としての関わりということが少し模索できるのではないかなと、そんなことも考えておりますので、働くということ、関わるということのその一步手前、あるいは10歩手前かもしれませんけれども、そういったことから少しずつ取り組んでいきたい、そのように考えているところであります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 今ご答弁いただきましたが、以前にも私がICT、ISO、GAPを聞いたときにも、行政のほうでの戸惑いもあり、また飯舘村議会のホームページにも飯舘村議会議員がGAPなんて質問をしているよと。その前に、二、三年後に農業はあるのかという批判、中傷を私は受けたことがございますが、これまでの答弁を聞いていて、ちょっとクエスチョンかなと思うので聞くんですけども、SDGsというもののの中に、今村長がおっしゃったとおり17の目標のうち8「働きがいも経済成長も」、また9の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、また11「住み続けられるまちづくりを」、12「つくる責任 つかう責任」という、非常に村長が言っているものに近く、またこれから本村がきちんと真摯に向き合って取り組んでいかなければいけない問題が言葉として並べられて

いるわけですが、行政としてこのSDGsを一体本当にどのように捉えているのか。ただ、言葉だけでこの言葉が存在してなり得ているのかと思っているのかどうか、お聞かせ願いたいんですけども。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 行政としてSDGsをどのように捉えているかというご質問であります。冒頭のところは、答弁で申し上げたとおりであります。特に最近では日本国内でもこの理念に賛同する動きが目立ってきておりまして、多くの市町村や企業がこのSDGsの考え方に沿った取組の推進をしていると見受けられるところであります。恐らく、今後の村政運営に関しましても、このSDGsの視点を持ちながらやっていくということが時代の流れといえますか、そういうことに沿うべき取組と言えるのかなと思っております。

ただ、飯舘村といたしましても、この目標自体はとても素晴らしい目標であることに疑いはないんですけども、議員から先ほど出していただきましたように、今般策定されました第6次総合振興計画、そして今ほど村長が述べました5つの方針、こういったものがあるわけありますので、まずはこういったものを踏まえながら飯舘村がまず取り組むべき目標といいますか成果といいますか、そういうものを持ちながら、そこにこのSDGsの指標といいますか、視点といいますか、そういうものを取り入れていくというようなことになるのではないかなと思っております。恐らく、このSDGsによって得られるメリットといいますか、達成できることなども数多くあると思っておりますが、いかなせんまだ検討が十分ではありませんので、今後そういったところについては検討していきたいと思っておりますが、今の捉え方といたしましてはそのように捉えているところであります。

以上です。

6番（高橋和幸君） 村づくり推進課長からご答弁をいただきましたが、納得できるような、できないようなご答弁でありましたが、発展するためには村長がこう言っているから、ああ言っているからというご答弁内容も一部ございましたが。既存の考え方にとらわれてばかりいたのでは、本当の発展、再生の考え方や、そういう姿勢をつくったり、向いたりにはできないと思うんです。これは、私は以前の村長のときからずっと一貫して4年間申し続けておりますので、村長以外の職員の方々はお分かりいただいていると思えますけれども、非常にこれ重要な取組なんですよ、SDGsの取組は。この取組というか、これを目標にしてやっていくというものですので、これは歴史的にはまだまだ浅く、日本における認知度も全体の今二十数%ですか、30%にも満たない現状ではあります。根本的な取組施策は非常に奥深いものがございまして。様々な物事の捉え方の方法として、このSDGsを今後ますます行政運営の一環として大いに多様活用し、理想を夢のままに終わらせないためにもご理解とご認識、ご研さんに努めていただければと切に願うところでございまして、今後ますますのご検討と精査のほどをよろしくお願い申し上げます。

この問題については以上で終わりたいと思います。

続きまして、帰還困難区域内外の解除に向けた在り方についての再質問ですが、財界ふ

くしま1月号に村長のご答弁しているのを私拝見させていただきました。そこには、これからの、根本的に大きく言えばこれからの村づくりの内容、そして後半のほうにおいては長泥地区は自分の目と耳でしっかり判断という大きな文字で質問にお答えをされております。細かい質問の問い方はあるんですけども、まず率直にお聞きしますが、この問題に関して村長はどのように考えられておられるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 特定復興再生拠点区域外についての解除に向けての話というご質問かと思えます。先ほど、担当課のほうからご答弁申し上げましたけれども、区域外という言葉で申し上げますが、区域外についての避難指示解除の方針の正式なものについては、まだ国から示されていないと、そのように思っておりますので、そこについてはなかなか判断も何もできるものはないのかなと思っております。片や、内閣府による実証事業というものが進んでおりますので、そういったものを今進んでいる中で住民の方々の思いというものもあつたでしょうし、あるいは私の目と耳でもう一度確認させていただくものが、一度といわずに確認させていただくものもあるかと思っております。除染や、避難指示解除というものが私にとっては手段であって、長泥の方々にとっても手段であって、あくまでも夢のあるふるさとを実現するための一改定であるというふうな認識をしておりますので、夢のあるふるさとを実現するために必要なこと、そして何が必要なのかという目線でしっかりと見定めさせていただきたいと、そのように考えております。以上であります。

6番（高橋和幸君） この問題なんですけれども、これまでの村長はこの問題に関して地元有権者の理解を得たとのこれまでの行政の回答でありましたが、実際は行政区長会で話せばよい、納得されれば通る、また首を縦に振らなければ何もしてくれない仕組みを国がつくり出しているとした私には思えません。なぜならば、そういうことが物事が決まって、いざ報道となって、地元住民のインタビュー、意見を聞いてみますと様々ございまして、決まってしまったことだから仕方がない、うんと言わないと何もしてもらえない、でも人によっては除染はしっかりやってほしい、やるべきだという長泥地区の住民の方の意見も様々ございます。前村長は、この話をご破算になれば、自治体の見方もほかから問われるようなニュアンス的な発言もしておりますが、解除先行、帰還ありきの話合いの仕方のほうがよほど問題が残るのではないのでしょうか。真の安全と安心、揺るぎのない事実と根拠を担保してからこそその話合いのスタートラインであり、話のみで納得させての進捗のやり方は、私は間違っていると思っております。もっと一人一人の地元住民の声を聞くべきであると思えます。決められた一定数の人だけの決めた結論をゴールにしてはいけないと私は思っておりますが、村長はいかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） おたっだしいたっだいとおり、私自身も一部の方々、一定の方々だけのお話をもって判断するというものではないだろうと、そのように考えておりますので、今新型コロナウイルスの蔓延というものがありますので、なかなか皆さんにお集まりいただいたり、あるいは個別にということがちょっと難しかろうという判断もありながら、まだ皆様からお話を聞いていない部分もありますけれども、やはり行政区の、このような形がいいのか分かりませんが、行政区の例えば臨時総会とか、そういう形を含めてい

ろいろな形で皆様方のご意向をしっかりと確認したいと考えております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 非常に簡潔にご答弁をいただきましたが、村長は前役場職員でもございますので、長泥地区の問題が決まった際、そしてテレビ報道されたときには、長泥地区の住民の方がインタビューを受けていましたが、そういう反対意見などの報道があったことをご存じなんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 明確な反対ということの報道をしっかりと見たかどうかについては、ちょっと記憶が曖昧ではありますが、少なくとも全員の方々のお話を私自身が聞いているわけではないという現実がありますし、あるいは今、拠点区域内で進んでいる様々な、除染を含めるいろいろな事業についても、全てそれをもって満足をしていると、全員が100%満足しているという状況ではないだろうということは、様々なことで予測もできますし、あるいは何回か幾人かの方にお話を聞いているだけでありますが、そういうことも認識はしておりますので、報道をもって全てを判断するというのではなくて、私自身の目と耳でしっかりと判断させていただきたい、そのように考えておるところであります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） この問題は非常に重要でナイーブな問題であり、飯舘村の未来にも大きく影響してくる決断となると私は思っております。解除に向かった取組施策は必須ではございますが、プロセスを間違えてはいけません。村長には、この問題に対して真摯に向き合い、後世に憂いを残さないような懸命なご判断をしていっていただけることを切にお願い申し上げます。

この問題はこれで終わらしまして、続いて20行政区の再質問をさせていただきます。

問題や課題が間近に迫ってから身乗り出しても、バランス配分や結果を間違えてしまいます。状況把握ができていない今だからこそ、行政と議会は常に先々を見据えて物事を考えていかなければいけませんし、帰還者数の違い、行政区ごとの負担の割合、全てを加味して総合的視点に立ってこの問題を考えますと、近年的に避けては通れない切実な課題となってくると思われますが、今のところ行政としては編成の意図はないというご返答ではございましたが、この問題の重要性をいかようにお考えかを再度伺いするものであります。

総務課長（高橋正文君） 行政区再編とか区割りの見直しというのは、議員おっしゃるとおり非常に大切な課題だと思っております。ただ、先ほど申し上げましたが、当面の間、来年から第2期復興・創生期間が始まりますので、当面の間は行政区の区割りの見直しというのは今のところ考えていないということでございます。その行政区再編を考えると、これやるとなれば非常に大きな課題があります。行政区によってそれぞれ様々な事情が違うとか、行政区の長い歴史があると。あとは、市町村合併と同様にどこかどこかが一緒になるとときにはそのような課題がたくさんあるということでございますので、まずは当面は再編の議論をするということは考えておりませんが、今後いろいろ、行政区それぞれの事情とか、調査をさせていただいて、行政区との協議をさせていただ

いて、その再編の時期があるということになれば議会の皆様、そして行政区の皆様とご相談させていただいて、協議を重ねていきたいと現状考えているところでございます。

6番（高橋和幸君） 帰還者数や行政区ごとの人数割合、負担を考えると、行政としてもやはり今後20行政区の管理はなかなか難しいものがあるのではないかと私は考えております。理にかなった行政運営をしていくためには、規模の縮小はやむを得ないところではないかと考えられる点もあるのではないかと思われますが、村民の地元への思い入れというものも十二分にご考慮されまして、的確な采配がなされていくことを、また議会への迅速なる報告を切にこの問題に関してはお願いを申し上げます。

次に、最後に、村長の政治姿勢に関しての再質問でございますが、以前の私との個人的な会話にて村長は、村長も100%、ご住職も100%本業であると述べておりました。自治体の長、政治家は、二足のわらじを履けるほど簡単な世界ではございません。私も、自分を政治家だとは一応自負しておりますが、会社を休業状態にし、議員一本を本業としておりますのでなかなか厳しい面もございまして、今後改革委員会などを経て議員報酬等に関する問題も上げさせていただきたいとは思っておりますが、村長、住職ともに100%本業というこのご見解を、ちょっと私が聞いたときにはどちらも本業というのは不思議に思ったんですけれども、ほかの皆様だったり村民の皆様が理解できるようにご説明を簡単明瞭にお聞かせ願えればなと思います。

村長（杉岡 誠君） 村長100%、住職100%という言葉を使ったかどうかちょっと思い出せない部分がありますが、私としては両方とも本業であるという言い方を申し上げたのかなと思っております。これは、職員時代にもそれは申し上げさせていただいておりますけれども、私の根幹とするもの、あるいは私の身に連なる歴史というものを踏まえて、お寺の住職であるということが私の人生を形づくっているものがありますので、それは本業であるということ間違いなくあります。それに対して、また今般村長という形での重責を担いましたので、どちらに重きを置くか、業という意味ですすね、どちらに重きを置くかと言われれば公務のほうに当然のことながら重きを置かせていただくというふうになるかと思っております。お寺の実際の法事等々ありますけれども、そういったものを私一人が全て今まで行ってきたわけではなくて、村内にある親戚、縁故関係にあるご寺院であったり、あるいは南相馬市にあるご寺院にお願いをしたりということも含めて、職員時代も様々取り組んできておりますので、そこはそのような形で調整をしたいなと思っております。古くといいますか、皆様方もそうですが、議員の方々は農業とか様々な業にお就きになりながら議員もお務めいただくという姿を、私としては学ばせていただいていたなと思っておりますので、皆様方が実際に実践をされておられることを、私自身ができないということは申し上げることもできませんので、しっかりそこは分けるところはしっかり分けながら、あるいはお願いすることはお願いをしながら、しっかり公務を全うしていきたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 今、これから質問する件に関して一部ご答弁がございましたが、例えば、土日じゃなくてもいいんですけれども、これは例えばの事例なので一つの事案として、

全国町村長会議があったとします。しかし、それと同時にご自身の、村長の檀家の中で一番付き合いが長くて歴史も古い檀家さんで、今回だけはどうしても村長にやっていただきたいと、それ以外にはもう私たちは頼めないと、そういう状況が生じた場合に、仕事と、公務を優先と言われたので答えはちょっと分かるかもしれませんが、一応念のため、そういう場合どちらを優先されるのかをお聞きしておきます。

村長（杉岡 誠君） 極端な事例なのかもしれませんが、どちらの状況が先に分かっているかということが、もしかしたら場合によってはあるかもしれませんが、例えばご法事とかご葬儀というものについては基本的には私のほうの事情を鑑みていただいて、時期を設定いただくということが、今までお願いをしてきたことがありますので、どうしてもこの日でなければならないということは今までの経験上もちょっとなかったかなと思っています。ただ、そういったことがあった場合には、別の日を含めて、私がお参りをさせていただくということはさせていただきながら、当日は別のご寺院にお願いすると、そういった取組を含めてさせていただくことを考えておりますので、今おっしゃられたような全国で町村長会議があるというような、非常な重要な場合においては私はそちらのほうを優先させていただきたいと今は考えているところであります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 昨日の一般質問初日、今日2日目、また私の後に2名の議員の皆様が質問、答弁、残されておりますが、前村長から替わって新しいわくわくした村づくりというので、わくわくした議会づくりにもなっていくのかなと感じていた次第ではございますけれども、昨日、今日これまでと通して、胸に刺さる、度肝を抜かれるようなご答弁をいただいた記憶は一つもございません。ちょっとがっかりしております。村長の掲げる5つの公約、言葉だけを聞きますと非常に聞こえもよく、文章で見ても見栄えは大変きれいでございますが、物事には起承転結というものがあります。村長の公約は、起承転結の起であります。物事の始まり、きっかけ、最初の一步というように、では起承転結という流れのある完結を迎えるためには、その中身の過程をいかようにつくりになって、実践、実行されていくのでしょうか。お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、おたいただいたとおり、起承転結という言葉で言うならば、まさしく私が申し上げた方針というのは起の部分なんだろうなと思います。承の部分、あるいは転の部分というものを担うべきが、ふるさとを担い手という言葉で私が申し上げていることでありまして、私という個人が発想するもの、考えるものだけを全てをもって村政というふう考えるのは、それは私の考えからは外れていると申し上げたいと思います。皆様方が築き上げてきたふるさとであって、これからも皆様方がそこに参画をしながら、参加をしながら自らのために、あるいは子々孫々のためにこのふるさとを形づくっていくという、そういう形を私としては構築したいと思っておりますので、承であったり、転であったりというところにいる限り皆様方が関わって、自らのために、自らが営みを営んでいるという、そういうことが実感できるような施策を展開してまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

6 番（高橋和幸君） 今回の答弁にしてもしかり、初めての定例会ということで緊張されているのかかもしれませんけれども、どうしても失敗をしない答弁といいますか、それから脱却できていないのかなという感じも拭い去れません。もう少し人の心を持った切実なる中身のあるご答弁をいただければ、大変ありがたいのかなと感じているところであります。

時間もなくなってきましたので、村長の質問に関してあと2つほど質問したいことがあるんですけども、最後の私の締め言葉の言葉を申し上げさせて、終わらせていただきます。

最後に、飯舘村行政、議会の新たなる第一歩の始まりでありますから、お互いへの思いやり、自助・公助の精神を共に忘れることなく、震災から立ち直った日本一の村づくりのためにも共に感謝と敬意を示しつつ、お互いの立場を尊重して、これからの困難に立ち向かっていけることを心から切にお願いを申し上げさせていただきます、私の一般質問を終わりといたします。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩いたします。再開は13時10分とします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 2番 佐藤健太君の発言を許します。

2番（佐藤健太君） 議席番号2番 佐藤健太でございます。2020年12月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

まずもって、杉岡村長、村長ご就任おめでとうでございます。ここまでは、復興予算の中で行政が主導してハードの整備をしてきましたが、ここからはよりソフト事業を中心に村民主導の村づくりをしていくことになると思いますが、村としてもどこに向かうのか、より明確な目標を定めて取り組むことも重要になってきていますので、行政、議会両輪で飯舘村をよりよい方向に導いていけるように、共に努力をしまりましょう。

一方、さきも議員の皆様からありましたように、福島県内でも新型コロナウイルスの感染が拡大をしており、まさに明日は我が身というところまで来ている状況で、気が抜けない日々が続いておりますが、今年の漢字もまた「密」というように、まさに今年1年新型コロナウイルスに翻弄された年でもありました。また、世界的にリーマンショック時よりも深刻な経済的なインパクトがあり、倒産が相次いだり、いまだに経営に改善の兆しが見えない業種もあつたりと、非常に深刻な状況が続いています。その中において、医療従事者や感染者に対する偏見や差別的なことがあると報道されるたびに、原発事故後の福島からの避難者の状況が重なり、非常に悲しくなることもあります。くしくも、10年を迎えるに当たって、せめて原発事故を受けて様々な偏見や差別的なことや分断を経験した私たちは、このようなことがないようにしたいものであるなというふうに思っています。

それでは、一般質問をさせていただきます。私からは7項目、7点の質問をさせていた

だきます。

まず、1項目め、1点目ですけれども、来年度当初予算編成方針について。

令和3年度の当初予算編成方針及び基本的事項と重点項目についてを伺います。

2項目め、きこりについて。

きこりの運営状況と今後の方針についてを伺います。

3項目め、農林商工業の振興・発展について。

生きがいとなりわいの力強い再生と、発展を求めていくに当たって、村内の農林商工業の課題と今後の展望を伺います。

4項目め、SDGs、持続可能な開発目標についてでございます。

国連が主導し、政府も推進する17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないという理念で2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標でありますSDGsの取組ですが、これはまさに杉岡村長の村政の理念にも通じるものがあると思っておりますし、これまでの村づくりにも既に幾つかの目標を達成している項目もあり、これらを積極的に発信するとともに、第6次総合振興計画の取組や評価、または学校教育などにも分かりやすく活用することができるもので、村も積極的に参画すべきと思っておりますが、村の見解を伺います。

5項目め、飯舘校について。

飯舘校の校舎、敷地の今後の生かし方について、林業や介護の職業訓練校や専門学校のような年齢にとらわれずに就職に直結する教育を受ける機能を設けるべきではないかと考えています。こちらの見解を伺います。

6項目め、村内の環境整備についてでございます。

避難中にほぼ手つかずだったためか、村内の桜の木に多くのてんぐ巣病がついてしまっていますが、何の手入れもされていないという状況であります。避難指示解除後も多くの桜が植樹をされており、このままではてんぐ巣病が広がってしまい、枯れてしまうおそれがあると思っております。これは、早急に手だてを考える必要があると思っておりますので、こちらの村の見解を伺います。

7項目め、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の選べる使い道は、これまで達成をしてきているものもあり、今後のふるさと納税を鑑みても更新が必要な時期ではないかと考えます。こちらの村の見解を伺います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 2番 佐藤健太議員のご質問7点のうち、3点目の農林商工業の振興・発展についてお答えいたします。

まず、農畜産業についてですが、村では生きがい農業支援として平成29年度から令和元年度まで合計359件、1億5,045万4,000円の補助をしてまいりました。また、なりわい農業支援として、農業用施設や農業用機械に94件、県補助金8億6,689万1,000円、村の5%上乗せ5,747万3,000円、計9億2,436万4,000円を交付してまいりました。このほか、和牛の子牛導入に対し14件、86頭の素牛導入、4,113万1,000円の補助を実施してまいり

ました。また、農業復興に大きく寄与する取組として、飯舘村ライスセンターなどの整備を実質的に村の負担がない国の交付金事業で実施してまいりました。さらに現在、村では生きがい農業からなりわい農業へのステップアップを進めるとともに、福島県営農再開支援事業を活用して、農地の保全管理、有害鳥獣対策、地力回復に取り組み、併せて農地中間管理事業による農地の担い手への集約や、原子力被災12市町村農業者支援事業など、新たな農業に取り組む農業者への支援を、近隣市町村と比較しても相当積極的に行ってきております。

次に、林業についてですが、森林病虫害防除を継続しつつ、ふくしま森林再生事業による森林施業計画の策定、除間伐を実施しているほか、山林資源を活用したなりわい事業として木炭やキノコ類などの特用林産物の実証を行っているところであります。

次に、商工業については、令和元年度まで事業再開等支援補助金として商工業の事業再開に係る施設導入等に対して支援を行ってきたほか、村内企業の事業拡大に対する支援として工業用地の整備や企業立地補助金の交付、新たに事業を始める事業者に対するベンチャー企業創出支援事業補助金の交付を行ってきました。あわせて、事業再開した商工業者の支援として、プレミアム付商品券の発行をしているところであります。

農畜産業、林業、商工業に共通する課題としては、実際にその産業に携わる担い手、後継者が少ないということ、さらには事業実施のための基盤が十分には整っていないことであります。これらの課題を改善するため、今後新規参入者を含めた意欲ある担い手、後継者の確保と支援、農業基盤整備等による耕作条件の改善、森林資源の利活用の可能性を見出すための取組、ふるさとの元気を発信し商工業を支援する取組などを図ってまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当課長よりお答えいたします。

総務課長（高橋正文君） 私からは、佐藤健太議員の1番目と5番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の来年度当初予算編成方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、11月24日に開催した令和3年度予算編成方針説明会で、次の4点について指示をしております。1つ目は、全ての職員が村の将来を担うふるさとの担い手の一員であることを自覚し、財源の確保と捻出、投資効果の最大化を図る経営視点に立った予算を編成すること。2つ目は、選択と集中を念頭に無駄を徹底的に省き、継続事業であっても新たな方針と第6次総合振興計画に基づき成果目標の見直しを図るなど、復興事業、自治業務の効率化、統廃合を含めた総合的な見直しを図ること。3つ目には、新たな方針と第6次総合振興計画に基づく新たな提案、提言を含めた施策展開に必要な予算を編成すること。4つ目には、新型コロナウイルス禍に対応した予算を編成すること。また、基本事項につきましては、特に次の4点について留意し、編成するよう指示をしているところでございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症対策と新たな日常を見据えた取組。2点目には、将来を見据えた村づくりと柔軟でスピード感のある行政。3点目には、多様な見直しの実施と、事務事業の改善の推進。4点目には、精度の高い歳入歳出予算の見積り、将来的な財源の捻出ということでございます。

令和3年度は、避難指示解除後4年を経過するとともに、そして9月に策定いたしました第6次総合振興計画の初年度という年になります。このため、予算編成方針説明会は、例年より前倒しし、しっかり予算の組み立てをするように、精度の高い予算、経営意識、コスト意識を持った編成、将来を見据えた編成などに重きを置き、要求するよう各課に指示をしているところでございます。

また、令和3年度予算に反映させるべき重要視点としては、コスト、経費をかけるからプロフィット、利益を生み出す姿勢への転換や、村民に任せる業務、事業、行政区委託事業等の検討、ふるさとに愛着を持てる事業への転換等も併せてお願いをしているところでございます。

東日本大震災の発生以来、震災からの復旧・復興を最優先課題に取り組んできたわけですが、令和3年度予算においては全ての事業について前例や慣習にとらわれることなく、ふるさとの担い手としての目線で持続的な健全財政を主眼とした予算づくりに当たってまいりたいと考えているところでございます。

次に、5点目の飯館校についてお答えいたします。

まず、相馬農業高等学校飯館校につきましては、数年前に再利用等の検討を行ったものの諸事情により断念した経過がございます。林業や、介護の職業訓練校や専門学校のような年齢にとらわれずに就職に直結する教育を受ける機能を設けるべきということでございますが、飯館校は現在ご存じのように休校となっているところでございまして、校舎、敷地の所有者である県教育委員会との協議が必要でございます。今後、その協議の場を、機会を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、校舎につきましては、耐震基準を満たしていないということで再利用するに当たっては数億円規模の改修が必要となると聞いてございますので、校舎を利用するにはそう容易な状況ではないというようなことも考えられるということでございます。いずれにいたしましても、校舎敷地とも県有財産でございますので、今後県教育委員会の意向も確認しながら、よりよい協議ができればということを考えているところでございます。

私からは以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、2点目と6点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、2点目のご質問、きこりについてお答えいたします。

宿泊体験館きこりの平成31年4月から令和2年3月までの営業収入は1,289万1,000円となっております。営業外収入は3,520万6,000円でございます。合計額は4,809万7,000円となっております。また、人件費や施設維持経費等の支出額は4,794万5,000円となっております。収支上は黒字となっております。しかしながら、震災以降営業外収入として計上されている国の補助金を活用し施設の運営を行っておりますので、国の支援がなければ赤字経営となっているところでございます。

また、平成31年4月から令和2年3月までの宿泊者数は2,347人、イオラなどの入浴施設の利用者については6,615人となっております。震災前の宿泊者数月平均291人に対して約33%の減、イオラなどの入浴施設の利用者については震災前の月平均2,072人から約73%

の減となっております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでおり、令和2年度の決算はさらに厳しい状況になるものと考えております。

しかしながら、きこりにつきましては村内の数少ない宿泊施設の一つであり、きこりを含むあいの沢周辺は村の観光の拠点でもありますので、今後も村内外を問わず多くの皆様に利用していただけるよう、村民や利用者の方々のニーズ、現場の声に耳を傾けながら、経営改善策を検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目、村内の環境整備、特に桜のてんぐ巣病ということですが、村では震災前から地域の環境美化や景観づくりのため、神社や学校敷地、公園などに桜が植えられ春の花見が楽しまれてまいりました。しかしながら、震災による全村避難により、村民による桜の管理ができなかったことからてんぐ巣病が増え、桜の開花時期に目立つようになっていくことはご指摘のとおりであります。てんぐ巣病はカビの一種が原因で発生する伝染病で、病原菌の胞子が空気中に飛んで感染が広がってまいります。現時点では、薬剤での防除方法が確立されておらず、病巣部を切除するしか有効な対策はありません。一度の除去作業では取り残しなどがあるため、3年程度は継続した除去作業が必要になってくるように聞いております。

このことから、村内にあるてんぐ巣病にかかった桜の整備に取り組むには、多年度にわたっての対策が必要であり、同時にその後の維持、保全管理も必要になります。また、てんぐ巣病は桜の開花時期こそ判別が容易ですが、葉桜となつてからはなかなか判別がつかないことから、開花している時期に除去作業を行う必要があります。こうしたことから、村としましては、ふだんから桜を身近に親しんでいる地域の方々に、見つけ次第小まめに除去作業を行っていただくなどの対応を考えているところであります。なお、村では環境美化等にも使える財源としまして地域づくり補助金を用意しておりますので、こうした財源等も活用しながらふるさとの景観を保全し、関係人口の増加につながるような活動につなげていただきたいと考えております。

以上です。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは質問の4点目と7点目についてお答えをいたします。

まず、質問の4点目、SDGsに関する質問にお答えいたします。

SDGsの理念は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現であります。特に、持続可能で多様性のあるとの考え方は、これまで村が進めてきた総合振興計画や、村復興計画の理念に近いものを含んでいると思っております。その中で、村がこれまで達成してきたものを積極的に発信すべきとの点については、政府によるSDGs実施指針の改定版においてステークホルダー、つまりこの取組において影響を受ける相手ということですが、であります地方自治体の役割として、有用事例の発信によりこの取組の推進につなげていくとの内容がまとめられておりますので、検討する必要があると捉えております。

SDGsに即した事例の発信による村のメリットとしては、世界の注目するこの取組の

成功例を示すことで注目度が高まること、それにより優秀な人材や企業の興味が高まること、同じSDGsに取り組むほかの地域と同じ指標での比較が可能になり、村の強み、弱みの把握が可能になることなどがあると思われま。また、同じSDGsに取り組む国や企業、団体と協力関係を結びやすくなることも期待されます。なお、SDGsに即した具体的な取組や発信の仕方など、村としてどのようなことができるのかをこれからよく検討してまいりたいと思います。

次に、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の村の目的は、復興事業全般に使わせていただくとしながら、特に3つの目的が設定されております。1つ目が「文化の香りある交流の場へ」がテーマの彫刻を中心とした公共施設の整備、2つ目が「学ぶなら飯舘村」がテーマの義務教育学校及びスポーツ公園をはじめとするスポーツ施設の整備、3つ目が「飯舘村に行こう」がテーマの寄附者が村を訪れる際の旅費の補助であります。議員ご質問のように、1つ目と2つ目については今年整備が完了いたしました。また、3つ目については、今年度補助制度を終了いたしましたので、これらの使い道については更新すべきと考えております。新しい使い道については、第6次総合振興計画のほか、来年度以降の村の重点施策を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（佐藤健太君） 何点か再質問をさせていただきたいと思。います。

まず、1項目めの来年度の当初予算編成方針についての中から質問させていただきます。

経営視点に立った予算編成と、総合的な見直しを図ると。いう方針に大いに期待を。するところ。ありますが、一点、令和3年度復興の総仕上げに入。ってくる。中で、村長は復興とは何ですかと問。われた。ときにどのように答。えますか。

村長（杉岡 誠君） 復興という言葉が、行政的に申し上げるならば再び興すという意味の中に発展という意味もあるの。か。もしれ。ませんが、私がいろいろな方々とお話。する。中。において、住民の方々においては復興という言葉がどうも自分から離。れて。しま。っている。と、何を目指しているのか分。からない。という。よう。な。そう。いう。言葉。の。よう。に。受け。取。ら。れ。て。いる。方。も。いら。っ。し。ゃ。るか。と思。います。ので、私自身は復興という言葉。を。あまり。使。わ。ない。で。ふる。さと。の。再生。と。発展。という。よう。な。言い。方。に。さ。せ。て。い。た。だ。い。て。お。り。ます。行政。的。には、再。び。興。す。だけ。で。は。な。く。て、その。先。の。発展。も。含。めて。という。のが。復興。という。言葉。の。意味。だ。ら。う。と。思。っ。て。い。る。ところ。で。あ。り。ます。

以上であります。

2番（佐藤健太君） 確かに、復興という言葉はあまり好きじゃないということもよく耳に。し。ます。何が復興なのか分。からない。という。こと。も、これ。まで。よく。耳。に。し。て。き。ま。し。た。そ。ん。な。中。で、私。な。り。に。復興。とは。何。な。の。か。な。と。いう。こと。を。ず。っ。と。考。え。な。が。ら。こ。の。10年。間。過。ご。し。て。き。ま。し。た。その。中。で、復興。とは。何。か。と。問。わ。れた。とき。に、私。は。簡単。に。言。う。の。で。あ。れ。ば、そ。こ。に。住。む。者。が。誇。り。と。愛。着。を。持。っ。て。生活。が。で。き。る。よ。う。に。なる。こと。と。いう。ふう。に。答。え。る。よ。う。に。し。て。き。ま。し。た。そ。ん。な。回答。の。中。で、じゃあ。その。ため。には、まさ。に。先。ほ。ど。答。弁。にも。あ。っ。た。よ。う。に、任。せ。る。と。いう。こと。が。実。は。重要。な。ん。じ。ゃ。ない。か。な。と。思。っ。て。い。ます。

こんな言葉があります。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば人は動かじ、話し合い、耳を傾け承認し、任せてやらねば人は育たず」、山本五十六の名言でございます。この村づくり全般においても、私たちがつくったんだ、私たちがやってきたんだ、どうだいいだろう、すごいだろう、うまいだろう、きれいだろう、そういった思いをいかにつくるサポートができるか、これが鍵だと私は思っています。

さらに、行政においては、縦割り意識の改革であったり、我々村民においても全て自分たちでできるのは難しいことはありますが、行政がやってくれるだろうというような意識の改革も必要だなと感じています。さらには、指示待ちになってしまっただけとはいけないなど私自身も思いながら、この復興という部分での言葉を自分の中に落とし込んできたということでもあります。

そういったことも念頭に置きながら、来年度の事業が編成されることを期待をしますが、これらについて村長の意見をもう少し聞きたいなと思っています。

村長（杉岡 誠君） まさしく、誇りと愛着を持って進めるということが非常に大事だなと私も思うところであります。また、任せるという言葉は、私がふるさとの担い手という言葉を使わせていただいているとおり、まさしくそういう意味も含めての使い方をさせていただいているかなと思っています。先般の、行政区ヒアリングの中でも、もっと行政区のほうに任せるものを増やしてほしいというようなお話も区長あるいは役員さんの方々からいただいたという部分もありまして、思ってみれば、避難指示解除前後のその意思とはまたちょっと違った部分が出てきたのかなと思っています。自らが、いろいろな苦難の中で様々なことに取り組む中で、もっと前に向かってできるのではないかと、もっとやらせろというお言葉を逆にいただくようになったというのは非常に村民の力強さというものを感じさせていただけますし、村としてもその心をしっかりいただいて、なすべきことを、予算づけを含めてさせていただきたいなと考えているところであります。

また、村民の中にはなりわいにいち早く携わっている方の中には、例えば税金を納めるくらいしっかり働かなきゃならないんだと。節税ということは頭にはあるけれども、ある意味、例えば消費税を納めるくらいの収入を得るようなそういう目標を立てて仕事をしなければ駄目なんだという、そういう力強い言葉をおっしゃる方もいらっしゃいます。全員が全員ではないにしても、そういうそれぞれの目標というものを今持ち得ているという状況をしっかり温めながら、またそれを支援しながら任せるということを含めて、様々な検討をさせていただきたいと思うところであります。ありがとうございます。

2番（佐藤健太君） 非常にすばらしい回答をいただきましたし、まさに私もそのようにしていただきたいなと思っています。この予算の編成ということは、今指示が出ていると思いますし、まさに今予算組みをしているところですよということなので、これはまた3月の予算委員会もありますので、その中でまたさらに詳しく聞いていきたいなと思っていますので、この質問はここまでということにさせていただきたいと思っております。

次に、2番目のきこりについてであります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を如実に受けている業種の一つでもあると思っ
ていますが、これまで飯館村として育ててきた大切な施設であると私も認識を持ってい
ます。しかしながら、宿泊料金の設定について、素泊まりで5,500円というのはちょっと
高いんじゃないかという意見が何件か聞かれます。このような金額設定というのはどこ
から導き出した金額なんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 料金関係の根拠ということでございますが、参考にいたしました
のは近傍のこういった公共で行っている宿ということでございます。きこりにつきま
しては、実は消費税の改正が、こちら8%、それから10%というところで、近々にある
ということで、そういった改定を行ってまいりませんでした。したがって、この10%に
合わせたというところで、非常に随分上がったんじゃないかというそういう印象を持た
れるという方も多かったようでございます。ただ、近傍のそういった施設、そういった
ものを参考に算出させていただきましたので、ご了解いただければと思います。

2番（佐藤健太君） その場合、近隣の町村の宿なんかも見てみますと、やっぱり朝食付のプ
ランがあって、素泊まり料金の設定があって、どちらか選べるとか、そういった形であ
れば、朝食なくてこの金額であれば仕方ないだろうということで素泊まりの宿泊を選ぶ
ということであれば5,500円ということは、多少割高感はあるけれども納得せざるを得ない
ところがあるのかなと思います。それがなくて5,500円のプランしかないということだと、
どうしても割高感が否めないのかなということで、何かほかにプランがつけられたりとか
そういったことがないのかなと思っています。

そこも含めて、コロナウイルスを村内に持ち込んでしまうリスクという部分があるので
よく検討は必要ではありますが、一時的に停止になってはいますが、G o T o キャンペ
ンであったり、県民割等を活用したプラン、こういったものを作成して利用率の向上に
つなげるべきだったのかなと思っています。これはちょっと、スタートが遅れてしまっ
ているなどは思っているんですけども、これもまたG o T o の再開であったり、県民
割の延長ということも見込んで、いつでもこれができるような準備をしていってもいい
のではないかなと思っています。例えば、私先日南相馬市に宿泊した際に、県民割を使
ったんですけども、7,500円のプランを用意すれば実質2,500円で泊まることができる。
宿には7,500円入るということで、非常にお得でもありますし、こういったことをきっか
けに県民の皆様広く、県民割も範囲が広がられていますので、そういったことで広く県
民の皆さん、または村民の皆さんも、実はなかなかきこりに5,500円を出して泊まる
というのは結構なことでもあるので、実はこういう県民割なんかも使いながら実際に泊ま
っていただくというような、そういったプランなんかも機会としてつくっていけるんじ
ゃないかなと考えていますが、それらに関してはいかがお考えでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 食事の提供というのがきこりの今の課題ということでは、議員
のご指摘を認識しているところでございます。きこりの経営、これまで何で行ってき
たかということで、やはり飲食の部分というのが村民の方々には大きかったのかなと思
っております。コロナの状況で、今宿泊者数が少ないということもありますが、ただこ
れが落ち着いたら、やはり食事の提供というのは考えなければならない事案だろうと思

っております。また、そういった有利な割引制度がある今の時期にということでの立ち上げという、そういった考えもあるかなと思います。なかなか、食事を提供するためのスタッフなり、それからそれに係る経費、その分についてどうしても二の足を踏んでいるというところがありますが、委託あるいは外注、一步踏み出すことでまた新たな需要も生まれるものとも考えますので、検討してまいりたいと思っております。

2番（佐藤健太君） 例えば、きこりに宿泊するときに道の駅で使えるような商品券も一緒にセットにするとか、そういった形で道の駅を利用してもらって、そこでも収益を上げるというような、そういった総合的な機能なんかも追加できるのかなと思いますので、その辺も含めて検討していただければと思っています。

さらには、食堂のスペース、入ってすぐ右側ですか、食堂、朝食なんかを食べるスペースとしてあったり、ステーキハウスのなところでもあったわけですがけれども、ここをこの直近、すぐにすぐ利用するという計画がもしないのであれば、例えば屋内運動場にあるジム機能、スポーツジムの機能をきこりに移動して、ジムを使用させていただいて、そのままきこりのお風呂も使っていただこうと、そういったプランなんかもつなげることができますし、そうすると総合的にスポーツジムも使っていただける、お風呂も、岩盤浴も使っていただける、そういったことも可能ではないか。さらには、きこりには管理人さんが24時間常駐しております。スポーツ公園のほうの屋内運動場はやっぱり鍵が閉まってしまいますので、鍵の管理が一つの問題でもあろうと思っていますし、また防犯面からもやはり不安を感じざるを得ない部分があるなと思っていますので、そういった面からもやはりきこりの管理人さんがいらっしゃって、すぐそこでそういった機能が使えるというのは、利用者としても非常に安心感があるしいいんではないかなと思っていますが、これに関してはいかがでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） きこりの空きスペースを利用してジムということでもありますけれども、非常にいいアイデアをいただいたと思っております。村の観光資源ですね、きこりはお風呂があるというのは非常に大きな利点だと思っています。そうした村の各施設、そこを、お風呂という観点から結びつけるというのは、今までちょっとなかったかなと思いますので検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

2番（佐藤健太君） ぜひ検討してみただいただければと思っています。

さらに、きこり、その宿泊する場所のみならず、きこりのキャンプ場なんかもございます。このキャンプ場についてももう一度しっかりと線量の低減等々図って、キャンプ場の再整備をし、使用してもいいんではないかなと考えています。例えば、高機能型のコストのかかるキャンプ場ではなくても必要最低限の設備で、本来キャンプとはこういう不便な環境の中でどう楽しむかということ、例えばコアなキャンパーの皆さんたちに響く提案であったり、さらにはソロキャンプに特化したキャンプ場であったり、またはキャンピングカーで泊まれるそういった施設であったり、いろいろな打ち出し方があるんじゃないかなと思っていますので、この辺はどうお考えでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） きこりのキャンプ場ですね、きこりの裏、あいの沢のキャンプ場ということで、これ多分、先ほども述べましたお風呂の活用にも通じるのかなと思

ます。あいの沢自体は、震災前から多くの方にほかの地域にないようなキャンプ場、いわゆるオートキャンプで自然の中に本当に乗り入れている形で、そこで周りに何も無い形で、それぞれのサイトが離れておりましたので、非常に森林の中に入ってキャンプをしている感じがほかでは味わえない部分があったということで好評を得ていた部分がございます。ですから、そういった部分のコアなお客さん、それからせっかくキャンプに来ただけでもやはりお風呂には入りたい、そういった方もいらっしゃるということがありますので、そういったきこりの施設と一体になったような、そんな経営方針ができれば、より幅広のお客様に対応できるのかなと思います。いずれにしろ、食事の提供も含め、またお風呂との有機的な取組、そういったことも踏まえながら、後ろのキャンプ場の利用を併せて考えてまいりたいと思っています。

2番（佐藤健太君） 非常に、様々に利用できる施設でもありますので、ぜひ前向きに検討していただいて、来年の予算なんかにも少しずつこの辺も入れていただければと考えています。

続いて、3項目めの農林商工業の発展について再質問をさせていただきます。

答弁の中の補助は、農業支援は非常に手厚い補助が入っているなど感じているんですけども、商工業に関しての補助というのは国県の補助事業であって、村の補助は限定的だなと感じています。5%上乘せという事業がありましたが、あれ非常にありがたい事業ではあったんですけども、県の事業に採択された事業所にしか有効ではないということがありました。それで、県の事業に該当しなかった事業所に対しての補助という部分は結構薄かったのかなと感じていますので、こちらに関しても何か補助があればいいなど思っていたところです。例えば、県国のコロナ対策での借入れをできる制度はあるんですが、リーマンショックのときに設けた利子補給制度のようなものをもう一度使えるように村独自の補助があってもいいんじゃないかなと考えていますがいかがでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 商工業の支援ということでありますけれども、まず事業のスキームですね。ご質問のとおり、県の事業にエントリーしてそこでオーケーだったものに一定額以上を村が5%出すというところで補助をしてきたというところがございます。これは、農業補助のなりわい補助、県の12市町村の農業者支援事業、こちらと同じ仕組みではあるわけですが、やはり村としましては商工業者の審査というのがなかなか不得手というところがございます、県にその部分をお願いをしていたということで、どうしても県が大きく窓口になっていたというようなことがございます。ただ、村としまして、位置づけは農業等と変わらないということでもあります。

また、利子補給事業ということでありますけれども、これは一応公的に利子補給事業制度もございます。ただ、村としては確かに今のところはコロナ対策の、いわゆる固定資産税、そちらの補助というところしか今のところはないということになりますので、そちら、どういった形が、カバーすればそういったかゆいところに手が届くかというところをもう少し商工会と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

2番（佐藤健太君） こちらもぜひ前向きに検討いただければと思います。

さらには、担い手や後継者が少ないという課題、これは非常に深刻な課題ですが、村に限ったことではなくて地方社会全体の課題でもあるかなと考えています。例えば、村内雇用で足りる事業とそうでない事業があったりとか、村内雇用で足りない事業所は、村外から担い手を招き入れていくという必要が出てきます。これには、事業所としてはやはり通勤費であったり様々な補助という部分で、手当という部分で負担が大きくなってきています。こういったことに関しての何か細やかな補助なんかもあっていいんじゃないかなとも感じている部分ではありますが、この辺も含めて少し検討いただければと思っています。

続いて、4番目、SDGs、持続可能な開発目標についてという項目で再質問をさせていただきます。先ほど、高橋和幸議員からもSDGsについては質問がありました、私からも何点か質問させていただきます。

例えば、4項目めの「質の高い教育をみんなに」という項目では、飯舘村の場合はラオスに学校の建設の支援なんかもさせていただいたり、義務教育学校という新しい取組なんかもしておりますので、こちらに関しては非常に、大いに発信ができるものじゃないかなと感じていますし、7項目め「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」という項目、これは村民出資での電力会社も立ち上がっていたりとか、あとはクロス発電という取組、これ日本初のもので、ぜひこういったものなんかも再エネの取組としては有効なんじゃないかなと思っていますし、非常に発信しやすいものかなと感じています。また、17項目めの「パートナーシップで目標を達成しよう」という項目では、飯舘村も大学との協定を結んでおりますし、企業や大学との連携の成果の結びつきやすいものなんじゃないかなと感じています。またさらには、第6次総合振興計画掛けるSDGsのような非常に分かりやすい考え方の中で取組を行っていくということもいいのかなと感じています。グローバルな視点で評価もできますし、飯舘村らしい「グローバル」な取組にもつながるかなと感じていますので、この辺に関して少しご意見いただければと思っています。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 今後の取組についてのご質問であります。

今、例をお示ししていただいたように、かなり飯舘村の中でこの目標に沿ったといえますか、目標の中に含まれる取組があるということをおどもも認識はしております。例えば、議員に出していただいたことのほかにも、2番目のゴールである「飢餓をゼロに」などというところでは、まさに産業の持続性と食料の安全性、こんなものが求められているわけですが、今やろうとしています農業の再生と振興の取組であったり、あるいはゴールの3で「すべての人に健康と福祉を」という中には、実は交通安全に関するような項目も入っておりますから、例えば先般達成いたしました交通死亡事故ゼロ1,000日なんていうようなことも含めた今後の取組であったり、さらには「住み続けられるまちづくりを」ということでありまして、11番目の目標であれば、今策定中の防災計画であったり、あるいは国土強靱化計画の見直しの中にこの考えを入れていく。最後に、6次総の関係でいえば12番目の「つくる責任 つかう責任」というところで、持続可能な消費と生産のパターン、まさに6次総の「ものは引き算、こころは足し算」のところ

含まれてくるのかなと思っております。まさに今、議員が「グローバル」という言葉をお使いになりましたけれども、この目標はグローバルでありながら、それでローカルな取組の中でこのSDGsの考え方、理念を取り入れていくということが今後必要なんだろうとは感じておりますが、前の答弁でもちょっとお答えしましたように、そういった視点を持ちながらではありますが、その根底にある元となるものとしては、やっぱり今村が直近で取組もうとしている第6次総合振興計画の基本理念であり、そういったものであるかと思っておりますので、あくまでそこをあまり外れ過ぎないといえますか、そういったところは慎重に考えながら、この理念の中でどれが取り組めるのかということを考えていく必要があるかなと思っておりますし、その発信の仕方について、例えばホームページなどで今の取組をSDGsのロゴをつけて発表する、発信する、ロゴは調べたところによりますと営利目的でなければすぐに使えるようなものではあるそうなんですけれども、そのようなやり方だけで果たしていいのかどうかとか、そういったところも含めてこれから、我々もちょっと勉強して検討する必要があるかなと思っております。

以上です。

2番（佐藤健太君） SDGsという部分、どう使うかということに恐らくなってくるんですけども、6次総合振興計画の中で取り組む内容、これは17の目標を達成するためにこの6次総合振興計画をやるのではなくて、6次総合振興計画の中でこの17の目標に結びつくところは何なのかなというふうに考えていくという視点で見えていくと取り組みやすいというか、私たちの村づくりをする中でそれがグローバルな視点でこういうことにつながっていくんだなということで取組をしやすくなるとか、そういった思いで生かしていくのもいいのかなというふうに感じておりますので、ぜひその辺ご検討をいただければと思います。

最近では、学校教育のほうでもSDGsを生かした教育が行われています。こちら、義務教育学校では何か取組は行っていますか。

教育長（遠藤 哲君） まず、現在のところ、教育委員会、そして学校も含めて特に意識して取り上げていたり、あるいは教育課程に位置づけてはおりません。ただ、17のゴールの中身を見てみますと、例えば人権の問題であるとか、ジェンダー、平等であるとか、エネルギー、気候変動、環境問題、こういったものは既に各教科あるいは道徳、特別活動、総合的な学習時間等で指導している内容も多く含まれております。先ほど、議員からありました昨年度ラオスとの交流、あるいはオリ・パラ選手との交流などというものも深く関わっていると思っています。今後、さらにやはりこういった指導を重点化して、そして発信していきますとともに、SDGsに基づいた指導とするかどうかということについては村の方針と併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

2番（佐藤健太君） 例えば、小学校でSDGsの取組をする場合には、教科学習の中から、先ほど教育長から話がありました、教科学習の中から位置づけを探すというものであったり、社会科の中で行われる食料自給率の問題からは貧困であったり、海洋資源、陸上資源などの話につながりますし、戦争や平和という話題からは差別や平和教育、そう

いったことについて考えることができますし、また理科では気候変動などについても非常に分かりやすく学べるのかなと感じていますし、通常学習から一步踏み込むことでこのSDGsにつなげるということが出来る、そんなに負担がなくて出来ることではあるのかなと思っています。また、総合学習の時間を活用して、先ほど話も出ましたが、ジェンダーであったり、福祉、健康などの教科に結びつけていく、課題に取り組んでいくということもつなげることができますし、教科や学年を越えた、学校全体の枠でのレベルに応じた課題に取り組んだりとか、あるいは学年を越えたグループで課題に取り組んだり、保護者や地域の方とも一緒にこの行動計画を立ててみるとか、そういったことが実際にアクションとして起こせて成果につなげるということも、具体的にやっている学校もあるようですので、そういうところも見て検討してみたいかなと思います。

これに関しては、取組という部分をよく検討していただいて、実際にできるかできないかということも出てくるでしょうし、これをまたさらに教えるという部分というか、そういった部分でのスキルなんか少しあるので、そういったことも含めて今後に生かしていければと思いますので、ぜひ検討してみたいと思っています。

続いて、5番目の飯舘校についてであります。

相馬農業高等学校飯舘校においては、再利用の検討をする上で内容や準備不足の中において見切り発車をすべきではないという議論もありまして、一旦ストップをしたという経緯がありますが、村の復興拠点の目の前にあって、県道沿いでもあるという非常に立地のいい場所でもありますし、今後はぜひ枠にとらわれない柔軟な考えで県に提案できるようなものを出していくべきだなと思っていますので、これに関しては県の施設ということもありますのでなかなかこの場で答えをもらうことは難しいかと思っていますので、ぜひ熱量を持って議論を、協議を進めていただきたいと思っていますので、これに関してもいいものにまた生まれ変わっていくというか、転換していくということができれば、道の駅と総合的に発展していくのかなと思いますので、ぜひここも前向きにお願いしたいと思っています。

続いて、6つ目の村内環境整備についてでございます。

この桜のてんぐ巣病についてですけれども、一度の除去では難しいと、村内広いですし、桜の木もかなり多いですので3年ほどかかるということは非常に理解はできます。しかしながら、剪定においては、私の経験上もあるんですが、桜の開花時期、花が咲いているという時期よりは葉っぱが落ちてからの剪定、または開花前の状況のほうがてんぐ巣病は実は見つけやすいという状況があります。この桜の剪定ですが、本来は落葉後の11月がベストだというふうに使われています。それからさらに、桜の剪定ですけれども、「桜切るばか梅切らぬばか」ということわざがあるくらい桜を切るのにもある程度の知識が必要になってきます。桜の切り口は非常に腐敗菌が繁殖しやすく、枯れやすいということで、太い切り口なんかには保護剤なんかを塗ったりそういった手間もかかりますし、正しい時期と正しい手順で切らないと、桜の木自体を枯らしてしまうというおそれがありますので、そういった配慮も必要になってくるんじゃないかと思っています。

しかしながら、震災から10年という非常に長い時間が経過した中で、桜も非常に、場所

によっては枝が伸びてしまっていて、はしごをかけても届かないという部分で、非常に高齢者にとっては危険な作業も伴うなど感じる場所も多々ありますし、こういった場所においては業者に委託をかけなければならない場所も出てくるんじゃないかなと思っています。また、私有の桜も併せてやらないと、菌ですので、先ほどの説明でもありましたように伝染するということがありますので、様々な桜を一度になるべく多く処理をしていかないと効果が出ないということもありますし、切った枝もそのまま切りっ放しにしておくことができないというものでありますので、こういった部分でも回収をして処分をしなければならない。こういったことも含めての補助という部分でやらないと効果が出ないのではないかなと感じていますので、これに関して何かあればお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） 桜のてんぐ巣病についてということでもありますけれども、かなりの量があると認識はしております。長泥地区、桜の、いわゆる七曲りのところですね、そこについては今年度、今現在ですけれども、桜の木のこけの落とし作業は行っております。その前に、てんぐ巣病のところの病巣も取ったというところも確認はしています。長泥につきましては、まだ帰還困難区域というところがあって、容易に住民の方、そういった作業ができないということがあって委託をかけたというところでもございました。ただ、ほかの地域の部分につきまして、やはり本数が多いというところもありますし、なかなか村でそれを全てというわけにはいかないかなと考えているところでもあります。今のところは、答弁の中で申し上げましたように、地域づくり補助金、この中の環境美化という部分がありますので、そういったところを活用いただきながらお願いしたいなというところでございます。

2番（佐藤健太君） この桜ですけれども、先ほど桜を使って集客なんかも見込めるんじゃないかというようなニュアンスの答弁もありましたが、村内、やっぱり美しい村という部分がやっぱり皆さんのイメージでもありますし、春の桜、来たはいいけど葉っぱばかりだなというふうなイメージだと、やっぱりどうしても村のイメージも悪くなりますし、この辺、花を大事にする村でもありますので、この辺はしっかり予算を取っていただいて、やる時にしっかりやるということも大事なんじゃないかなと思っていますし、これは個人に任せるということにもしかしたらなるかもしれないですけれども、それではちょっと手に負えない範疇のものでもあるのかなという思いもありますので、一度ここはしっかりと手をかけて、手をかけた後はこれ以上広がらないようにそれぞれお願いしますねということでやっていくほうが効果が出やすいのかなというふうに感じていますので、その辺も含めて来年の予算組みの中にこういったものも入ってくれば、さらにいいんじゃないかなと感じています。

これに関しては、桜の時期という部分もあります、剪定時期という部分もありますので、非常に時間はかかるんだけど実は時間がないということでもありますので、前向きに検討して早急に答えを出していただければと思っています。

続いて、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと住民票の活用法なんかもこのふるさと納税につなげることができるんじゃないかなと考えているんですけれども、例えば、ふるさと納税をしていただいた人に発行す

るものとして、ふるさと住民票自体はそういった位置づけではないんでしょうけれども、そういったものにちょっと変えていったりとかしながら、例えば先ほどきこりの料金の件もありましたが、きこり等の割引なんかがそれを持っているとできる、村内宿泊施設を使う場合に幾らかの割引が受けられるとか、そういったことで活用するのはどうかなというふうに思っています。これについていかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ふるさと納税をしていただいた方へのいろいろな特典といえますか、そういった措置ということでもあります。

確かに、ふるさと納税をしていただいた方には、これまでは、制度中止になりましたけれども、村を訪れる際の旅費半額補助というものがありませんでした。一方、今出ましたふるさと住民票の方は、ふるさと納税の方とはちょっと別の性格の事業になるんですけれども、その方については飯舘村のいろいろな情報、広報紙みたいなものですね、そういったお便りのものを定期的に送付したり、あるいは村の中でイベントなどの参加の情報を出したり、さらには1日村長などということ望む方にはやっていたりなんていうことがありました。これまで確かにふるさと納税をしていただいた方に対してのその措置という点では、今の制度だけだったかなとは思っています。基本的に、ふるさと納税につきましては、ご承知のように返礼品というものがございまして、いただいた納税については一定程度感謝のしるしといえますか、そういうところがあるわけですが、なおその上で、そんな大したことは例えばできなくても、ちょっと心温まるような何かができないかということを含めて検討させていただければと思います。

2番（佐藤健太君） ふるさと住民票的なもの、2年前でしたか、北海道の東川町に視察に行ったときに同じようなカードがあつて、ふるさと納税をするとそのカードが送られてきて、それを持っていくとその町での宿泊する場所を無料で使わせてもらえるとか、そういった特典がつくということで、ふるさと納税を行っているという事例もありますので、そういったことを見ついたりしながら、こういったふるさと住民票という、住民票のカードはもらったけれども何に使うんだらうというところなんかもありますので、その辺も含めて、いい利用方法があればいいんじゃないかなと思っていますし、またそれをきっかけにまた村にお越しいただくということも、こちらから戦略的に行っていくということも大事なんじゃないかなと思っています。

さらには、飯舘村を応援したいよと思えるような内容と、より積極的に、ふるさと納税に関しては食品に限らないもので村の生産物であったり、村内産、村外産にこだわらない村民が作ったものであれば柔軟に返礼品に取り入れていくというようなことも、この後検討していかなければならないんじゃないかなと思っていますが、この辺に関してはいかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ふるさと住民カードにつきましては、先ほどのに加えて、特典的なものですね、それが追加できるかどうかについては、なおちょっと検討させていただければと思います。

そして、ふるさと納税そのものの返礼品に対しましてのご質問でありますけれども、いろいろと、これまでも議会からもご指摘をいただきまして、やはり村外の産品ばかりで

はなくて村内のものをということでご意見をいただいております。それを踏まえまして、実は昨年度も今飯館村の旧草野幼稚園のところに刃物工場さんが入っていただいているところではありますが、それを返礼品に加えるなどして、今のご質問のように、食べ物にこだわらず村の方あるいは村の事業所の皆さんが作ったものなどということを加えるということは、これまでもやっておりますし、ぜひこれからもやっていきたいと思っております。実は、そのためにいろいろと障害といたしますか、考えなければならないのが、いわゆる注文があったときにそれに対応するための商品数といたしますか、ロット数といたしますか、そういうものの問題があったわけではありますが、最近そういった観点からいろいろと検討しておりますと、どうやら実はその辺も、ある程度期間限定とか、個数限定という形であれば対応できるということも、ふるさと納税と一緒にやっている事業者のほうからも伺っておりますので、ぜひともそういう観点を大事にしながら、少数であってもそれが喜ばれるものとか、丁寧に作られたものであれば、村のふるさと納税の返礼品の中に加えていくというようなことを考えながら、これからラインナップを充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（佐藤健太君） まさに今、私が言いたかったことではあるんですけども、やっぱり今までロット数がそろわないから使えませんよということをよく聞いていたわけですけども、限定で、例えば5個でも10個でもものがあればそういったものをふるさと納税で取扱いができるというふうになれば、逆に言うと毎年5個、6個しかないものを定期的に毎年購入くださるとか、納税くださるといようなそういったリピーターというか、そういった流れをつくっていけるのかなとも思いますので、そういったコアなファンを大事にしていくという取組も大事かなと思っていますので、どうせ変えるのであれば今のこの既存のやり方じゃなくてももしかしたら行けるのかもしれないし、様々手数料なんかもかかりますので、ここまで非常に大きな役割を果たしていただけて非常に感謝はしているわけですけども、そういったことの変更なんかも含めてやっていってもいいのかなと感じています。

あと、例えば、先ほどSDGsに取組をしているということも含めてふるさと納税の中にうたうということも、できればさらに効果も増えるというか、こういった取組も飯館村としてはしているんだなということを感じてもらった上で、そういう視点の人たちもまたこのふるさと納税のほうに納税いただくということもつながってくるのかなと思いますので、ぜひ、持続可能で誰一人取り残さないという柔軟な取組という部分を、この後の予算編成含めて、そういった村政に大いに期待をしながら、今回私の一般質問を終わりにしたいなと思います。

以上でございます。

議長（菅野新一君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

続いて、3番 長正利一君の発言を許します。

3番（長正利一君） 令和2年12月ということで、定例議会最後の最後ということで質問させていただきますけれども、本当に、長時間にわたって皆様方の対応、やはり今までもそ

うでございましたけれども、相違感を感じております。やはり、飯舘村も24年ぶりの村長が替わったということで、しかも初めて立候補する方が、無投票で当選ということは、末永村長以来ではなかったかと私は覚えていますけれども、やはり、この杉岡村長が44歳、これも調べてみますと県下最年少ということで、本当に飯舘村、知名度の高い飯舘村もさらに、杉岡村長44歳という一つの流れが、飯舘村を応援する方も増えてくるのかなど。さらには、後から質問しますけれども、やはり目に見える、自分が、普通であればですよ、安定した公務員を残り相当の期間あるわけでございますけれども、普通の方であれば村長という4年に1回の荒波にもまれて出るというのは、私だったら考えられない。しかしながら、飯舘村が発災以来このような状況で10年を迎える、そして長きにわたった菅野村政が築き上げてきて、もう自分は勇退するよと、それと同時にこの決心をする杉岡村長に、私は感動と感銘を受けた一人でございます。やはり、村民のこの杉岡村長だったら飯舘村を任せられるよというような思いが無投票につながったのかなど思っています。これにおごれることなく、飯舘村の再生、復興のために、ご尽力をいただきたいと思います。そのためにも、副村長というその札がまだ倒れていますけれども、いち早く人選をしていただいて、共に飯舘村のためにご尽力をお願いできればなという願いを込めて、これから4つの質問をさせていただきたいと思います。

私の場合は、やはり、検討しますというこの議会音、定着していますけれども、やはりこの震災で、今避難している方が数多い中で、いち早く飯舘の地に戻って頑張りたいとか、飯舘の地で再度農業をしたい、土づくりをしたい、そのような思いの高齢者が特に多いというのを私は実感しています。若い何もない時代で、事故等がなければ、検討もそれなりに検討してもらえれば結構でございますけれども、我々は今戻ってきて何が村民が不自由をしているのか、どのようにすれば元の飯舘村、6,000人の飯舘村になるのか。やはり、そのような築き上げられるような提案、提言をしていかないと、ただ10年の時が過ぎて、結果はまだまだという部分あっては困りますので、そういう点も含めて、私に対しては回答をお願いしたいなと思います。

まず1点は、新村長になって、村長の後援会から出ている部分も手にしてはありますが、同僚議員がいろいろその思いを何度となく聞いて、私も分かりますけれども、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと、これを柱に5つの分野に分けて、今杉岡村長はやろうとしています。そういうことで、こういう点も含め6次総とマッチングさせて、どのようにこれから向こう4年間のかじ取りをしていくのか、ひとつお伺いしたいと思います。

あと、2点目でございます。冒頭にも申し上げましたが、やはり帰村者が一番困るのは買物です。いろいろ村もバスを出したり、宅配をやったりしていますけれども、これで賄うことは完全ではございません。時間的に余裕のある方についてはバスに乗って、隣の町まで買物へ、それはそれで結構。食材も、宅配もそれは結構でございます。でも、勤めている方とかそういう方について、ちょっと店舗内を見て、たまには魚を食べたい、刺身を食べたい、その他生鮮産品と言われるものが、こういうものを目にして買いたいというのが多分にして起こってくるんだと思っています。飯舘村に戻ってきているから

こそ、これを日々痛切に感じている。私も含めてそういう声が多いわけです。新村長は、ここにも書いていますけれども、そういう点もやっていくんだという部分書いてあります。環境を充実させると。どういう意味でこのような言葉を使っているのか、その点をお伺いします。できれば、1,500人くらいの人口の中でお店屋さんをやるというのは大変なことだと思います。もうからなければやる意味はございません。しかし、我々は人災を受けた、天災ではございません。東京電力原発というものの被害を受けて、元あったエコープも含め、村の商店街も含めて皆去っているわけでございます。もうけを度外視しても、まず既存者に対してちょっとしたミニスーパー的なものをいち早くやっぱり設置する、それは義務があるんじゃないかと。ちょっと飛躍すれば、東電マークをつけて、飯舘村のためにそれくらいの店舗設置はしてもいいんでないかと。極端な話でございませぬけれども、そのようなことでお願いしたい。

あとは、3番目でございます。この長泥問題が、一番前村長が心残りでありましたけれども、やはり20行政区全域が解除されて、本当にあれから10年たって、1行政区だけがまだ困難区域、さらにはこの前の新聞等をにぎわせておりますけれども、拠点外のものについては公園を造って、せめてここにこういうものがあつたんだよというようなあかしづくりを今進めようとしていますけれども、村長になって、6町村からの脱退ですね、同じような思いをしての、前の村長が脱退をしたというような報道をされましたけれども、新村長になってこういう点も含めて、肅々と私は進めるべきだと思っていますけれども、その思いを伺いたいと思います。

あと、最後でございませぬ。いろいろこの震災等々で我々飯舘村の村民もいろいろな恩恵を受けてきましたけれども、やはりその中では毎年やってきます税の申告相談です。二、三年前から私も、ある人から話がありまして、なぜまだ避難、7割福島市、あと南相馬市等にいるのに、せめてこの期間中の数日はそれなりに会場を設営して、相談日を設けてくれないものかと。ましてや今、夫婦で働かなくちゃいけない家庭が大半でございませぬ。余裕のある家庭はそうないと思います。余裕のある方は飯舘村のここのいちばん館で申告すればそれはそれで結構でございませぬけれども、せめて今、先ほど申し上げましたけれども避難場所での開催、さらにはどうしても平日休みが取れない方についての土日くらいの設定を、数回くらい設けていただけないかというようなお声がありますので、この4点を含めて回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

村長（杉岡 誠君） 3番 長正利一議員のご質問4点のうち1点目、村政運営についてお答えいたします。

村政運営方針の中で述べましたとおり、私たちが目指すものは明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとであります。そのための原動力は、このたびの災害から立ち上がろうとする村民にあり、また村を思い、村とつながって様々な立場で協力していただいている、あるいはこれからしていただく方々の営みにあります。このようなふるさとの担い手が主役であり、またプレーヤーでもある施策を展開していきたいと考えているところであります。

また、産業の再生と発展、健康と生活環境の整備、情報通信技術ICTの活用、ふるさ

と資源の最大限活用、生き生きとした学びの場づくりの5つの方針の下、村第6次総合振興計画など諸計画との整合性を図りながら、明確な目標を定め、今後の施策を展開してまいりたいと考えております。

これからのふるさとの再生、そして発展のためには、課題が数多くあることも事実であります。村民をはじめとするふるさとの担い手の皆様の声やご意見を丁寧に伺いながら、また議会の皆様からのご指導をいただき、国県、関係機関と緊密に連携して、課題を一つ一つ解決してまいりたいと思います。

他の質問については、担当課長よりお答えいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、ご質問2、インフラ整備、買物インフラについてのご質問について、他の方への答弁と重複するかもしれませんがもお答えをいたします。

生鮮食料品を購入できる店舗がなく不便であるという村民の声は以前よりいただいており、商工会など関係機関と協議をし、共同店舗の開設やスーパー等の誘致に努めてきたところではあります。経営的に厳しいとの理由から開店にまでは至らなかった経過がございます。しかしながら、要望の声を多く聞いておりますので、引き続き関係者、関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。また、今年度は、村社会福祉協議会への委託事業として実施しております生活支援ワゴンにつきましても、週2回の運行で、11月までに延べ270名のご利用をいただいていることから、村民の皆様の買物の支援の足として重要な役割を担っているものと考えております。また、業者の宅配、移動販売等も利用されていると存じます。今後も、生活の利便性向上に係る施策につきましても、様々な状況を分析し、総合的な検討が必要であると考えておりますので、関係機関並びに村民の皆様の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問の3点目、帰還困難区域の避難指示解除についてのご質問にお答えをいたします。

長泥地区の解除要件及び解除見込みについては、特に長泥地区の特定復興再生拠点区域につきましても、さきに避難指示が解除された他の区域と同じく3つの要件により解除の判定がされるものとの判断でございます。1つ目は、空間線量率で推定された年間積算量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること。2つ目はこの後の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗し、日常生活に必要なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧していること。3つ目が、県、市町村、住民との十分な協議であります。

解除の時期につきましては、この要件を踏まえながら、計画に記載の令和5年春を目指し、現在進められている除染や環境再生事業等の状況を見定めた上で、今後住民、村議会と解除に向けた協議、検討をしてみたいと考えておりますが、区域外の避難指示解除につきましては、現時点では避難指示解除の要件が国から示されておりません。したがって、今後国から示されるものがありましたら、内容をしっかりと精査し、長泥地区住民の意見をよく聞いた上で、議会とも相談してみたいと考えております。

以上です。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の4点目、確定申告についてお答えいたします。

来年の納税相談は、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行いながら、来年2月8日から3月15日までの日程で実施し、今回から午後4時までの受付時間を1時間または2時間延長する日を、平日であります。設けることを考えておりました。現在準備を進めております。詳細につきましては、別途、お知らせ版等で周知いたします。

なお、ご質問にありました日曜日の実施につきましては、職員体制や人数集中を避けるための予約制導入の有無など調整する事項がありますが、避難先の遠方から来られる町民も多いことから、利便性のある納税相談の実施に向けて今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（長正利一君） 村長、各課長のほうから答弁いただきました。本当に答弁も分かりやすく、これ以上質問するのもいかなものかというふうに思っていますけれども、1点、2点、質問させていただいて、よりよい村づくりの一つにしていきたいと思っておりますので、無理な質問かもしれませんが、それはそちらのほうでそしゃくをして、ご回答いただければと思います。

まず、1点目の向こう4年間の思いについてお伺いしましたけれども、一口で村長はこの4年間、誰でも分かりやすいように「私はこうやる」と、わくわくするとおっしゃっていますけれども、この5つの柱の中で特にこれは一丁目一番地の私のなすべき仕事だよというのは何かございますか。

村長（杉岡 誠君） 5本の柱、方針についてはどれも全て私が実現させていただきたいと、実現しなければならないと思っているものなので、甲乙ということはなかなか難しいことではあります。やはり皆様方の生きがいとなりわいの力強い再生、発展ということが一番先に来るのかなという思いもあるところであります。やはり、自分がここに住んでよかったと、暮らして誇らしいと、そう思えるようなそんなふるさとづくりのためには、やはり生きがいという大きなファクターがあり、また収入とかを含めてのなりわいという部分が両立しなければこれはなし得ないだろうと思っておりますので、それぞれの年齢層によっては関わり方が随分違うかなと思いますけれども、生きがいとなりわいの力強い再生と発展というところをまず私としては力を入れさせていただきたいと、そのように考えるところであります。

以上であります。

3番（長正利一君） ありがとうございます。我々農業の村、考えてみれば先祖代々、極端な話を言えば農業しかない、観光も少ない、本当に中途半端な村でありましたけれども、しかしこの10年を機に村民一人一人の変わり方が、急激になってきたのかなと。同僚議員の中にも質問した方がありますけれども、もう百姓やらなくてもいいんだよという声も聞いたと、これも確かにあろうかと思えます。私が一番危惧するのは、この広大な農地、今まで先祖代々頑張ってきたこの農地を、今基盤整備等、側溝等やっていますけれども、これだけ整備をして、やはりきちんとした担い手を探して、どんな形にしる飯館村をつくり上げていかないと、さきの除染ではありませんけれども、きれいに除染はし

てもらった、除染のときにはこうなさい、ああしなさいとつきっきりでこの除染作業を見守っていた村民がですよ、ある部落に行けばそれ以来草刈りも何もしていない、もう草ぼうぼう。挙句の果てイノシシの跡。それを見ると、何のために全国から応援を受けて、1日でも早い農業、飯舘村、被災地含めて元に戻そうとしたものが、もうこの中心街外れれば悲惨なものがいっぱいあります。そうしたものを、やはり、形は変わっても飯舘村に住んで農業をやりたいという方については積極的に応援をして、この農地を守っていくような方策を村長には講じていただきたい。今まで以上に、やはり村長は農政通でございまして、やはり村民が期待しているのは農政通であった杉岡村長に期待度が大きいわけでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

後の問題にも出てきますけれども、やはり年代が変わってもいろいろありますけれども、健康で生き生き楽しく暮らせるふるさとを目指す中に、お買物環境を充実させるんだよと、産業振興課長の答弁もありましたけれども、そういう声は聞いていますよというような回答でございました。聞いている、関係機関とこれから相談をするということで、それはそれでなくてはならないシナリオですから、それはそれで結構でございますけれども、この9年間、10年間というものについて、やはり一丁目一番地というのは衣食住の中でやはり食べること。携帯電話もつながらないところがありますけれども、それはそれで。ただ、この買物をするところがない、隣の町まで行かなくちゃいけない、週2回のバスに乗らなくちゃいけない、せめて深谷のあの拠点に試行錯誤しながらミニスーパー的なものやっつけていかないと、飯舘村に住みたくても買物がないとそれではなという声が私の働く場所でもやっぱり聞こえてくる。もうかることは、普通商売でございましてから、もうけがなくてはできませんけれども、昨今村民の、農協からいえば組合員の声があつて、コイン精米機、あれもこの議会を通じて各同僚議員からも話がありましたけれども、これも本当に大変だよと。せめて農協で精米機ぐらい設置してくれないかと。それを運動し、採算度外視してもですよ、あそこの農協前に設置をし、今は相当、相当ってどれくらいの数値で相当かというのはちょっとオーバーでございますけれども、利用度があつて、喜んでる声が聞こえる。だから、誰がそういうふうな、今困っている者の話を聞いてやるのか、これ村あとは関係団体、農協も含めてですが、もうかるからいい、もうからないから駄目だと、これは飯舘村ではちょっといかなものか、人がいないからできない、これではいかなものかと思ひます。杉岡村長がここに書いたということは、私は前向きに私の思いと一致する部分があるのかなと拡大解釈しながらも、再度確認したいと思ひます。

村長（杉岡 誠君） 今、お話しいただきました多様なお買物環境の構築という部分については、まさしくさきの答弁にもさせていただきましたが、様々な形を検討させていただきたいと考えております。店舗の誘致ということだけに限定をすると、今ご提案いただいたような、例えば復興拠点の道の駅の中での販売ということが後づけになってしまったりしますので、ある意味同時並行的に検討するものがあるだろうと考えております。村としては、今コイン精米機のお話もありましたけれども、農協さんご自身が合併の前からの要請の中で村の水稲再開をぜひ牽引をしたいということで要請をいただいて、

あれから足かけ2年、3年たっているかと思いますが、飯舘村のライスセンター、低温式倉庫が今年度中には竣工するという運びになっております。これも、力強い、自らやっていくんだというそういう声を上げてくださったから、今そういう支援ができているんだなと思っております。村民の方々の中にも、移住者という形で農業にこれから従事、今も従事されている方もいらっしゃいますけれども、3件、4件出てきているというところもあります。いずれにしても、村としては自ら何かをなしたい、やるという方に対する支援については、ある意味非常に得意といいますか、いろいろなことを模索しながら、いろいろな風穴を開けながらやってきたのかなと思います。片や、何かお願いして引っ張ってくるということは、実はある意味苦手な部分があるのかなと、私は個人的に思っておりますので、やはりプレーヤーというものをしっかり模索をしながら、商業的な部分で採算度外視ということがあるやもしれませんが、少なくともそこで働く方については、しっかりと収入が得られるような形を模索をしながらすべきことだろうと思っておりますので、何ていうんでしょうか、一つの商店あるいは買物だけを単体で見えていくと、今までの検討にとどまってしまうという部分があるかと思っておりますので、私としては例えば健康づくりとか、そういうこととの連携という中でのお買物環境というものもあるだろうという検討も今進めておりますし、今官民合同チームというところもありますので、そういうところにもいろいろ実は検討を、今投げかけているというところもありますので、予算編成までに間に合うかどうかというのはありますけれども、様々な形でこれから皆様にもご協議をさせていただきたいと思うところであります。以上であります。

3番（長正利一君） ぜひ、前向きにお願いしたいと思っております。

あと、その同じ2番で、この前地区別の懇談会に参加させていただいて、我が部落の方からいいクリニック、週2回、それと付随してやはり歯医者がなくて困ったと。週1でいいのか月1なのか、それはちょっと詳細は別にしても、この歯科医をやはり設置する時期に来ているのかなと思いますけれども、ここにこの思いは入っているのでしょうか。いいクリニックの機能的な活用を推進しますという部分で、内科的なものについては分かりますけれども、プラスこのクリニック内の歯医者さんの診療ができるようなものとして、この文言の大きな中身に入っているのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） いいクリニックと、あとホームの機能的な活用ということで、私としては書かせていただいているかなと思いますが、もちろん震災前に整備した中で今まだ活用できていない、あるいはいろいろな機器の交換も含めて、コスト的なものを含めて、なかなか再利用に至っていないものもあるかと思っておりますので、そういったものも幅広く検討していくということは当然頭の中に入っていることでありますので、これから様々な検討を、あるいはこれまでの検討を含めて再検証していきたいと考えております。

以上であります。

3番（長正利一君） では、次にインフラ整備については、1番で書いていただいております。ぜひ、検討して、できるものとできないものがあるかと思っておりますので、やはりここに帰

村している方については高齢者でございますので、私も後期高齢者の仲間入りの時期になりますので、若者は30分かけても40分かけても買物はそれは結構でしょうが、やはり村内にいる高齢者については近くで買物できる場所、せめてそれくらい飯舘村の復興の拠点の一つにしていだけないかなと思いますので、ぜひのご検討をお願いしたいと思います。

2番目の質問は割愛させていただくということでよろしく申し上げます。

3番目の、長泥の避難解除の時期、これについてお伺いしますけれども、この拠点内の事業については、進捗状況は順調なんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 長泥地区におけます特定復興拠点区域内の進捗状況ということでございます。

ご承知のように、元長泥地区の集会場がありました中心地といいますか、あそここのところ2ヘクタール余りのところがまずは居住促進ゾーンということで定められております。居住促進ゾーンにつきましては、今実施設計の部分ですね。一応、集会場の跡の施設ということで建物が建つことと、あとは近くを公園的に整備をしたり、防災のための倉庫を造ったりなどということが検討されて、実施されようとしているわけではありますが、その実施設計のところが現在進捗中であります。このまま予定どおり設計が、今年度中には開発許可がこの後許可になりまして、それが許可になって設計がまとまりましたら来年度から工事に入るといったような進捗であります。また、その居住促進ゾーン以外の、いわゆる農の再生ゾーンであるとか、そういう部分につきましては、今区域内における除染作業のほうはほぼ終了したということで、環境省からの報告を受けております。来年度につきましては、農地のほうの地力回復という形で進められるということでございます。

以上です。

3番（長正利一君） この長泥行政区の皆さんについては、本当に私が議員になって質問した中で、この準備として、ちょっと数字、47戸か49戸くらいの戸数で、180人近く戻ってくると、それがニュース化されました。本当にすばらしい我がふるさとに思える愛着ですね、私はそれ、覚えています。そういう中で、ある人が言いましたけれども、工期が1年2年ずれることによって、我々はそれに年を重ねていけば、今やる気があってもできなくなると。ですから、その工事の内容も含めて、事業進捗も含めて、透明化をしていただいて、その戻ってこられるような、再び長泥で農業ができるようなことを私らは望むんだと、そういうふうなある代表の方が言っていましたけれども。確かにあの49戸くらい、今拠点内の方が、見違えるように農地、高低差も多分にしてなくなって、本当に農業のやりやすい地域になるかと思えますけれども、せっかく整備をしてもできなくなったのではこれは残念でありますので、この予定どおり進むような作業をしていただきたい。ただし、いろいろな住民の声もあってしかりでございますけれども、やはり、一人一人の声を大切にさせていただいて、ご理解をいただいて、気持ちよく帰村していただけるような、やはり行政の責任はあると思います。一部の人の声が特化したのではこれまたいかがなものかというふうになりますけれども、やはり、大方の方がこれでよし

というくらいの賛同を得るような体制づくりをお願いしたいなど。あと、拠点外についても、これはあそこから外れた十五、六件くらいあるんですか、そういう部分では、せめて皆さんと同じような除染をし、解体をしていただきたいという要望の下で、除染の仕方は違いますけれども、ほぼ近いくらいの除染を進め、さらにはその曲田の公園を造っていくんだなと私は理解していますけれども、同等にして異論がないように、そして令和5年に村長が替わったから振出しになるようなことがないように、精査して修正するのはそれは当然あるかと思えますけれども、思いを長泥のために、一日でも早い帰村ができるように、完全な除染をしていただければと思いますけれども、この件について村長いかがですか。

村長（杉岡 誠君） 長泥行政区の方々については、帰還困難区域ということで今もってあそこにお住まいいただくことはまだできない状況がありますので、環境省による家屋解体、除染等をしっかり進めていただきながら、また環境再生事業ということ、あるいは居住促進ゾーン等々の整備ということを併せて、並行して、今実施していただいているところであります。除染については、おおむね終わったということがありますが、来年地力回復工事ということがありますので、今年度から地元の方々に営農再開支援事業を使って草刈り等々少しできる範囲でということで、除染が終わったところをお取り組みいただいているというところであります。その中でも要請といいますか、いろいろなお考えも出てきたのかなとお伺いしますので、そういったことも含めてしっかり地元の方々の声をお聞きをして、様々な政策につなげていきたいと考えております。

また、透明化ということについては、今環境省のほうにもしっかり指示をさせていただいておりまして、先般環境再生事業の運営協議会のほうも、一部であったかなと思えますがテレビ放映等々含めて、かなりオープンな形で今進んでいるという部分もありますので、そういったものも含めて、村も含めて、情報のいろいろな形でのおつなぎということをしっかりやっていきたいと考えているところであります。

区域外については、除染という言葉を使っていないという部分が内閣府についてはありますが、線量低減措置実証という形があるようでもありますけれども、そこについては、私が常々申し上げているとおり、地元の方々のご意向というのをしっかりこの目と耳で確認をさせていただいて、何が正しいのか、何が望みなのかという部分もしっかり把握をさせていただいて、見定めていきたいと考えておりますので、まだその見定め部分がまだこれからという部分もありますけれども、しっかりやっていきたいと考えているところであります。

以上であります。

3番（長正利一君） ぜひ、声を聞いて、一日でも早い帰村宣言ができるような体制をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、この税の申告についていかがでしょうか、課長。

住民課長（山田敬行君） 納税相談の日程の見直しにつきましては、利便性向上のためにできるものはやっていくということで先ほど答弁しましたとおり、平日のみであります、時間延長ということでもあります。ただ、答弁しましたとおり、1か月間の納税相談、長

丁場の日程の中で、税務職員全員が対応しているというその辺の職員体制の確保の問題、それから昨年の実績でいきますと行政区内の指定日程内で、昨年50人から90人という人数にお越しいただきました。日曜日開催に当たって、それが集中するとなるとその辺の対応も考えていかなければというのも考えておりますので、その辺、今後全くやらないというのではなくて、その辺の課題を含めながら検討していきたいと考えております。

3番（長正利一君） 職員が、本当にこの期間大変でしょうが、ただ問題は、今、昔だったらこれが普通でよろしいかと思えますけれども、今は避難をしている、例えば土日しなくても、福島市1回、南相馬市1回くらいの中で対応するとか、1時間から2時間時間延長、これも高く評価しますけれども、こういうふうな避難している中での状況を勘案して、そういうのも一つ、行政のサービスという言葉が適切かどうか分かりませんが、やはり村民も役場職員と一体となって村づくりをこれからやっていこうと、そういう声が出るというのは、やっぱり声が出るうちはいいんですよ、これ議会でも何の質問もないよなんてなっちゃったんでは、村が当然崩壊する一歩手前だと思いますので、今回このように多くの同僚が、村を思って、村民を思って、飯舘村の名をこれからどんどん世界に響かせて、本当にさばき切れないほどの観光地、それくらいの事業おこしができればと。何しろ人がいないと何もできないでは、ただ役場の職員だけがいるでは村が崩壊しますので、そんなことでひとつ、無理してもできるところはしていただきたいという思いをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで本定例会の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時20分といたします。

（午後3時02分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時20分）

◎日程第3、令和2年請願第2号 復興アドバイザー田中俊一解任の請願

議長（菅野新一君） 日程第3、令和2年請願第2号復興アドバイザー田中俊一氏解任の請願を議題とします。

審査の結果については委員長の報告を求めます。議会運営委員長 高橋孝雄君。

議会運営委員長（高橋孝雄君） 請願第2号審査結果報告をいたします。

ただいま議題となりました請願第2号 復興アドバイザー田中俊一氏解任の請願について、12月8日及び12月15日に議会運営委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。その結果について報告をします。

本請願は、村が村民に対して摂取を控えるよう要請をしているにもかかわらず、自生のキノコや山菜を自ら摂取するばかりでなく、他者に対し摂取を勧めるなどの行為を行っていることであります。これらの行動は、村方針にそぐわないため、直ちに委嘱を解くことを求める願意であります。

しかし、復興アドバイザーは村が委嘱するものであり、アドバイザーの解任を求める本請願は議会権限外の事項であるため、不採択とすることに決しました。

以上、報告いたします。

議長（菅野新一君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 私の聞き違いかどうか分かりませんが、議会の権限外というふうに申し上げたのかどうか。なぜ予算執行を伴う村の大事なアドバイザーに対して、議会が権限外となるのか、分かるようにお答えをお願いします。

議会運営委員長（高橋孝雄君） 飯舘村議会会議規則、請願委員会付託第92条、議長は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。今、申し上げたとおり、それ以上でもそれ以下でもございません。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 私が質問したことと、答弁違っているんですけども。所管が云々の話は私は今質問はしませんでしたけれども、なぜ議会がこの村民の大切な請願に対して、議会が審議することではないというか、権限外というふうにおっしゃったのかを、理由を聞かせていただきたい。

議会運営委員長（高橋孝雄君） あくまでもこれは、議会権限外のことであります。これは、議員必携にちゃんと明記してありますので、しっかりと朗読をお願いします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 3回目だから、3回目と言われるとあれですけども、私の質問と答弁が全然かみ合っていないんですけども。

議会運営委員長（高橋孝雄君） 議会権限以外のこととなっておりますので、議会では村で決めたことに対する解任する権利はないということです。それ以下でも以上でもございません。今説明したとおりでございます。

8番（佐藤八郎君） 今、私聞いているのは、アドバイザーを解任する権限を議会が必要かどうか、あるかを質問してるんじゃないかと、この村民の請願に対して真摯に議会が対応しないことについて、なぜそういう権限がないと言っているのかを聞いているんであって、この請願に対して採択、不採択した後、この権限あるところに議会として申入れをして、不採択、採択によって違いますけれども、そういう流れになるのではないですか。ですから、私が聞いているのは、議会としてこの請願に対して真摯に向き合わない、権限がないなどという理由を挙げたことに対してどういう意味かを聞いているんです。

議会運営委員長（高橋孝雄君） この件については、先ほど申し上げたとおり、12月8日及び12月15日に議会運営委員会を開催し慎重に審議をいたしました。その結果の報告でございます。ですから、議会権限外の事項であるため、不採択とすることに決しましたと、これ以上でもこれ以下でもございません。

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

7番（渡邊 計君） ちょっと委員長の、最初説明しているときに、第92条とかなんとか、ちょっと聞こえにくかったので、そこのくだり、もう一度、大きい声ではっきり聞こえる

ようをお願いします。

議会運営委員長（高橋孝雄君） 大体、これくらい大きい声だったら聞こえないというのはおかしいんじゃないですか。じゃあもう一回言います。

第92条、議長は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託するということになります。その結果、先ほどお話ししたとおりでございます。それ以上でも以下でもありません。

7番（渡邊 計君） 今言った第92条、確かにこれは各委員会あるいは議運に付託できるというものの文章でありますけれども、それと権限があるとかないとか別なんです。確かに、人事権の権限は全て村長にあります。それは間違いないですね。ただ、それを分かかっていて、議会に投げてきたんです、議会としてどう思うんだと。あとは、これが採択に例えばなった場合に、あとは村長の裁量次第なんです。ただ、このアドバイザーの田中俊一氏というのが、キノコを1キロ1,000ペクレルだったって70キロ食わなきゃ大丈夫だって。しかし、県、村のお知らせ版等にも野生のキノコを食べるのはやめましょうと、食べないでくださいと、そういう文章が載っている中、アドバイザーとしてもっと食べましょう、大丈夫ですって。あるいは、さきおとといですか、テレビでもやりました。その3週間ほど前もテレビに出ていました。私の言うこと聞かないならいいんだと。そういうことまで発言しているその人間がアドバイザーとして適しているのかどうか、ここの問題なんです。ですから、権限外だとか何とか、そういう問題ではないし、今委員長が説明した第92条というのは付託先がどこにできるか、そういう問題であって、本題とは何ら関係ない状態にあると。ですから、権限がないということに関してもう一度ははっきり分かるように説明してください。

議会運営委員長（高橋孝雄君） ですから、議会の権限外ということは、議会では決められないということなんです、はっきりと、答えが出せない。だから、これは、そういうことですので、ご理解をいただきたい。

7番（渡邊 計君） 議会では決められないということであれば、不採択ではなく、もう一度この請願を出した人にお話をするなり、そういうことができるはず。不採択ということは、これ権限あって不採択にしているんじゃないですか。違いますか。

議会運営委員長（高橋孝雄君） これは、あくまでも議会運営委員会で決めて、そしてどうしても駄目であれば、議員の皆様で個々の判断をお願いするしかない。ただ、何度も申し上げるとおり、議会権限外のことでありますので、そこは絶対間違いないように理解していただきたい。

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

8番（佐藤八郎君） ただいま議題となりました復興アドバイザー田中俊一解任の請願第2号について、私は委員会の不採択に対して反対をする立場で発言をいたします。

昨日の一般質問でも私からも言いましたけれども、この方は原発を造って推進してきた

ことが大変な事故を引き起こした、専門家、学者の方々16名の謝罪文を公開をされた一人であります。そういう中で、福島県出身ということもあり、飯舘村の除染作業を今後の自分の人生かけてやって、自分が原発推進したそのことによって起きた原発事故に対して自分の余命をかけるんだということでご相談があり、時の前村長はこのことを拒否したわけでありましてけれども、私は相談されたので、長泥地区の区長さんともご相談し除染作業に入っていただいた方であり、その当時、非常に毎日のごとく会話をし、電話やり取りし、勧めた方でもあります。そういう意味では、非常にその当時の彼の認識からして、放射性物質の恐ろしさ、放射性物質の大変さというのは、プロとして非常に大変なことが起きたんだということで、除染をしなければということでありました。その後、るる経過があつて、原子力規制委員長に戻ったことによって、そこからずっと今に至り、昨年度でしたか、2年前か、アドバイザーに委嘱したというのが流れになっております。

そういう中で、先ほど渡邊議員からもありましたように、請願の趣旨にもありますように、非常に、村が決めた、村民が不安や不満を持ちながら生活しているこの9年間に対して愚弄するような発言、ましてテレビ放映でここ何日か、1週間の間に2回くらい、私の意に合わない声には耳を貸さないまで発言するような、そういう行為に出ているアドバイザーなので、私は今後、新しい村長を軸に、将来希望のあるわくわくできるような安心・安全な自然環境に戻すための村づくりにとっても、非常に危険な方ではないかなと、そういうふうに変質したのかなと思っていますので、この請願に対しては私は賛成であり、委員会の不採択に対しては反対であります。

以上を申し上げて、発言とさせていただきます。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

4番（佐藤一郎君） 私は、請願第2号の審査結果採択に賛成の討論を行います。

今ほど、佐藤八郎議員から田中俊一氏の紹介もされましたが、私からも復興アドバイザー田中俊一は、国においては原子力規制委員会の委員長、そしてまた飯舘村の除染アドバイザーとして、また復興アドバイザーとして村に移住を決意され、また村民でもあります。何かと村にご縁のある方だと私は認識しております。また、村の復興はもちろん、長泥の復興、さらには前長泥区長の復興の相談役ともなり、特定復興拠点、そして拠点外の整備の事業にも一翼を担っていただきながら、飯舘村の復興を願われている方でもあります。

まず、菅野前村長から委嘱を受け、復興アドバイザーとして、そして新村長の杉岡村政に替わったばかりです。今すぐ、解任など到底行うべきものではありません。杉岡村政をしばらく見守ることも大事ではないかなと、私は考えるものであります。よって、委員長報告のとおり、今請願は不採択に賛成するものであります。

以上、私の討論を終わります。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

7番（渡邊 計君） 私は、今回の請願の紹介者でもあり、この委員会が出した結論に対して反対するものであります。

今、佐藤議員からこれまでに村にいろいろアドバイスを送ってきたのでということがありましたが、確かにそういう実績はあります。しかし、ここに来て言っていることが、「私がキノコを食べることで風評被害を飛ばすんだ」と、何か訳の分からないことを言っている。そして、今、村も県も、福島県全体が野生のキノコを食べてはいけません、食べないようにしてくださいと、そういう文章がいつもお知らせ版に書いてある中、「食べても大丈夫なんだ」と。そんな人が、本当にアドバイザーでいいのか。本当のアドバイザーであるならば、この人が新聞にもいろいろキノコとか、放射線のデータをいろいろ取っている。でもそのデータ、ここにいるどなたか見たことありますか。本来であるならば、このアドバイザーとしてやるべきことは、自分がつくったデータ、今村の現状はこうなんだよ、そして放射線から身を守るためにはこうしなきゃいけないんだよと、それこそ防護三原則、そういうものを持ち出して、放射線から身を守るためにこうしなきゃいけないということを知らせなきゃいけない。それを、自ら食べて「もっと食べるべきだ、大丈夫だ。1,000ベクレルのいのはなご飯70キロ食うまでは大丈夫だ」と。これに対して、村民がどう思うか。村民の思いを考えた上で結論を出すべきだと思います。

以上。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

9番（相良 弘君） 9番 相良です。私は、委員長の報告に賛成の立場でご意見を申し上げます。

田中氏は、飯舘村がアドバイザーとして委嘱した人であります。田中氏は、飯舘村の応援隊長でも何でもありません。単に、アドバイザーです。アドバイザーというのは、皆さんご承知のとおり、いろいろな意見を述べます。それは、村の趣旨に反する意見も述べましょう。しかし、それを受け取るのは村であって、それを必ずしも実現しなければならないということはありません。アドバイザーは、その委嘱されたものに対する、聞きにくいかもしれないけれども、反対の意見も申し上げます。実を言うと私は、三十数年間アドバイザーの仕事をしていました。反対の意見も述べました。それで解任されているならば、私は20回くらい解任されています。アドバイザーというのは、そういう仕事であって、それを判断するのは村です。必ず言うことを聞けということではありません。それは、アドバイザーの発言の自由であります。それで、不都合であれば委嘱しなければいいんです。賛成議員だけ、応援部隊長だけを選ぶのであれば、アドバイザーという名前じゃなくて、応援隊長とかで選んだほうがいいと思います。ですから、解任には反対でございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

6番（高橋和幸君） 議長、一時休議、お願いします。暫時休憩をお願いします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休議します。

(午後3時45分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後3時47分）

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

2番（佐藤健太君） 請願第2号に当たり、私は賛成の立場で討論をいたします。

状況はよく理解ができますが、ここにおいて、すぐにすぐに解任ということはいささか早いのではないかと私は考えました。食べることが正解、食べないのが不正解というような捉え方をされる方もいるので、発言には十分に気をつけるべきで、非常に影響力の大きい方ですのでよく考えていただきたいとも思いますし、厳重に注意をすべきとも考えます。よって、私は解任については不採択ということに賛成であります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

本請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午後3時49分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月16日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

相 良 弘

同 会議録署名議員

長谷川 芳 博

同 会議録署名議員

佐 藤 健 太

令和2年12月18日

令和2年第10回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和2年第10回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和2年12月18日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和2年12月18日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和2年12月18日 午前11時20分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並び 出欠に欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 長正利一		4番 佐藤一郎		5番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 高橋萌育	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 者の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	総務課長	高橋正文	○
	村づくり 推進課長	三瓶真	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	教育課長	佐藤正幸	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
	代表監査委員	高橋賢治	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月18日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1号 原賠時効特例法の消滅時効終期の再延長を求める意見書（案）
- 日程第 4 発議第 2号 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しを求める意見書（案）
- 日程第 5 議案第118号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 議案第119号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第120号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第121号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第122号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第123号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第124号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第125号 飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第126号 村道路線の認定について
- 日程第14 議案第127号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更について
- 日程第15 議案第128号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約の変更について
- 日程第16 議案第129号 令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第130号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第131号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更について
- 日程第19 議案第132号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第133号 副村長の選任について
- 日程第21 閉会中の継続調査の件
- 日程第22 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本日、村長から条例案件1件、人事案件1件、計2件の追加議案が送付されております。

次に、発議第1号原賠時効特例法の消滅時効終期の再延長を求める意見書（案）及び、発議第2号原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しを求める意見書（案）が佐藤八郎議員より提出されております。

次に、本日、議会運営委員会が本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、議員派遣についてでありますがお手元に配付のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてそれぞれお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 長正利一君、4番 佐藤一郎君、5番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第132号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。この改正は、令和3年度から第2期復興・創生期間が施行されるに当たり、村の復興・創生施策が多岐にわたること、それに伴い国や県及び関係機関との緻密な連携が極めて重要となる状況を鑑み、各課を統括するとともに庁内横断的な施策を調整し、村長及び副村長の業務を補佐するため、統括参事の職務を設置するものであります。

議案第133号は、副村長の選任についてです。これは、飯舘村飯樋字八和木60番地の高橋祐一君を飯舘村副村長に選任したいので、その同意を求めるものであります。

以上が、提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分）

◎日程第3、発議第1号 原賠時効特例法の消滅時効終期の再延長を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発議第1号原賠時効特例法の消滅時効終期の再延長を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） ただいま議案になりました発議第1号について、朗読をもって提案をしたいと思います。

原賠時効特例法の消滅時効終期の再延長を求める意見書（案）。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力第一原子力発電所爆発事故被害から約9年9か月が経過した。復興は少しずつ進みつつあるが、いまだ元の生活に戻ることができない多くの被災者・被害者がいる。時の経過によって被災地の苦悩への関心が薄れつつある中、被災者に寄り添った復興を早期に実現しなければならない。

こうした中、原発事故被害者に対する損害賠償について2つの問題が発生している。一つは、東京電力ホールディングス株式会社に対する原子力損害の賠償請求について円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）が提示した和解案の受諾を東京電力が拒否し、次々と和解仲介手続が打ち切りになる事態が生じていることである。

もう一つは、時効再延長の要否についての調査の必要が生じていることである。原子力損害賠償については、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律が、第185回国会において成立し、2013年12月11日に公布・施行されている。

この時効延長措置によっても、本件原発事故直後に発生した損害の賠償請求権について、2021年3月以降、時効を迎えることになる。

いわゆる、住居確保損害について、東京電力が賠償を行うことを表明した時期が2014年4月であったこともあり、当該損害賠償の消滅時効の起算点については被害者にとって極めて不明瞭なものとなっている。さらに、高齢者が原発事故による避難によって適切な医療を受けることができず、災害関連死については東京電力に対する賠償請求権行使の可否の判断が難しく、賠償請求権の行使に困難が生じている可能性がある。

よって、このような状況を鑑み、本村議会は国に対し、原発事故による損害を受けた被害者の賠償請求権行使の実態について十分な調査を実施し、消滅時効終期の再延長を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

内閣総理大臣

文部科学大臣

経済産業大臣宛て

福島県相馬郡飯館村議会議長 菅野新一

以上であります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第2号 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しを求める意見書
（案）

議長（菅野新一君） 日程第4、発議第2号原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しを求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） ただいま議案になりました発議第2号について、朗読をもって提案をさせていただきます。

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しを求める意見書（案）。

東日本大震災から10年が経過しようとしているが、今なお本村住民は放射能被害によって苦しめられている。

東京電力は、中間指針に対する独自の解釈を基に、これまでのADRセンターによる和解仲介に対して、何ら合理性のない理由を連ねて強固に拒否している。

東京電力は、事故原因者であることに加えて、不合理な理由で和解案を拒否し続けることにより、被害住民に対して耐え難き苦痛を重ねて与えているのである。この状況について、福島県内33市町村の首長は、毎日新聞によるアンケートに対して、8割超の28人が中間指針の見直しが必要と回答している。

さらに、仙台高裁により出された二審判決では、国の責任を認めるとともに、賠償についても中間指針を超える範囲と金額が認定された。このことは、長く苦しむ被害住民に一縷の希望を与えた大きな前進である。

よって、これらの経緯を踏まえ、中間指針の見直しを強く要望する。

1、住民が被った精神的苦痛のうち、コミュニティー崩壊並びに従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害として中間指針に明示すること。

2、避難指示等による区域は、賠償における絶対の基準ではなく、区域の内外にかかわらず同等の賠償をすべき旨を中間指針に明示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

内閣総理大臣

文部科学大臣

経済産業大臣宛てであります。

福島県相馬郡飯館村議会議長 菅野新一

議長（菅野新一君） これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第118号 令和2年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第118号令和2年度飯館村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 予算書の17ページ。

基金繰入金の総務費雑入の中で、東京電力損害賠償金1億180万2,000円、こういう金額が入っていますけれども、これは説明では村有林と職員の手当分だということですが、金額どうのこうのではなく、東京電力に総額でいろいろなもの含めてどれだけ請求して、今現在どれだけ認められているのか説明願います。

総務課長（高橋正文君） 東京電力の賠償の関係でございますが、総額を申し上げます。

まず、一般会計分、端数切りますけれども、2億3,000万円の請求に対して1億3,300万円。支払い率にして57.8%。この中身については、先ほどあった村有林、分収林の7,000万円何がし、あとは特殊勤務手当の3,000万円、あとはたばこ税の2,400万円ほど、これで合わせて1億3,300万円ほどが入ってきているということでございます。入ってきていないものの大きいのを申し上げますと、事故当時の超勤、約5,400万円請求していますが、これはまだ合意に達していないということでございます。一般会計では、57.8%の支払いということでもあります。

特会については、簡水と農集排でございますが、総額申し上げます。端数切って、3億1,100万円の請求に対して同額3億1,100万円、これは特会については100%入ってきていると。内容については、公営企業会計の逸失利益、使用料等取れなかったという分で、それは3億1,100万円入っています。

あわせて、現在入ってきているものが4億4,400万円、総額で、一般会計と特会合わせて4億4,400万円の賠償をいただいているということでございます。

7番（渡邊 計君） 今、いろいろ書いたんですが、ちょっと追いつかない部分もあるので、もしよろしければ書面で出して、問題ないんであれば書面で頂けるよう議長から請求をお願いしたいんですが。

総務課長（高橋正文君） ちょっと、細かい内容でございますが、総額的なことをちょっとまとめて、議長を通じて提出させていただきます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 21ページにおける役務費手数料、説明で不動産仲介云々ありましたけれども、これ内容としては仲介業者任せなのか、何か、この額面ではそうでしょうけれども、そのほかの手だてというのは何かあるのかどうか。

31ページの、「もりの駅まごころ」の内部修繕と、「あいの沢」のトイレ修繕、これ今年度でなくて来年という流れですけれども、説明ありましたけれども、これ具体的にはどんなことをやられて来年ということになるのか。「あいの沢」のトイレだと、自前でやるようになるんでないかという説明もありましたけれども。もう少し詳しくお聞かせ願いたいと。

あと、33ページの、除雪作業5回分ということでもありますけれども、これ、震災前とかその後の前回70センチも降った部分でなくて、除雪路線というものはどういうふうに変更されての金額なのかと、できれば新しい議員さんもおりますので、除雪路線図を示していただければありがたいのですが。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の21ページの手数料ですね、300万円。これについては、現在川俣町の旧小学校、あと飯野町の旧給食センター跡地ですね、売りに出してございますが、現在のところまだ買取りができていないということでもあります。この300万円につきましては、不動産業者に、もし売れたとき、その関わっていただいた不動産業者に仲介手数料としてお支払いしたいという300万円でございます。現在、どのような形態で売りに出しているかという、県の宅建協会にお願いをして、様々な周知を図って

売りに出しておりますが、まだ買い手はないということでもあります。宅建協会に登録がある不動産業者、たくさんございますので、その中から売買が成立した場合はその成立した仲介業者にお支払いするということでもあります。概算で申し上げますと、売買価格の約3%を仲介手数料としてお支払いすると。ですから、5,000万円で売れると大体150万円ほど業者にお支払いするという内容の手数料として想定しているところです。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、31ページ、もりの駅まごころのこと、それからあいの沢の件ですが、まずもりの駅まごころの内部修繕工事、こちらについての減額であります。当初今年度の事業で行うということでした。ただ、一般の住民の方々から利用の状況、避難前とはかなり変わってきていると。当然、やっていた方、自前で加工場を設けてしまった方がいらっしゃったり、それから経営形態が変わってしまったという方がいらっしゃるので、改めて利用される方々の声を聞いて、中に入る備品等しっかりと精査をして、その上で実施したいということになりまして、来年度に遅らせていただくため減額するものであります。

それから、あいの沢のトイレの修繕、こちらの設計の業務の減額でありますけれども、こちらについては説明の中でありましたけれども、建設課のほうで設計業務を行っていたので、この分については不用になったということでございます。なお、工事につきましては今年度もう既に実施をしております、トイレの浄化槽であったり、オートキャンプ場、それから炊事場ですね、そういったところの修繕ということで行っているということでございます。

以上です。

建設課長（高橋祐一君） 私からは、33ページの除雪作業業務ということで、今回3,000万円載せさせていただきました。作業内容については、除雪路線、1次、2次路線に関しては、震災当初とほぼ同じでございます。現在、住宅がないとかいろいろありますが、震災当時と同じような形でやっています。ただ、業者のほうにつきましては、当初行政区委託等でやっていた部分がありましたが、それを全部業者委託という形で今は進めさせていただいています。

あと、路線図については後で皆様にお配りしたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 今、31ページのもりの駅のことについて、前の関係者との関係やら経営的なものも含めて、今後十分声を聞いて変更もあり得るという理解でいいのかな。

産業振興課長（村山宏行君） 以前は、もりの駅の運営協議会ということをお願いをして運営をしておりました。その後、中の方、自前で加工室を造ったりされている方もいらっしゃいますし、あるいはほかで新たに始まった方、そういった方もいらっしゃいます。また、品目も若干変わってきているのかなと思っておりまして、中に入れる機器の整備、こちらについて改めてそういった方々と協議会なりを設置して、そこで合意の上で新たな機械の整備、そういったことに向けて努めたいと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（高橋和幸君） 私から、何点か質問したいと思います。

資料、予算書の17ページの上段のほうにありますラオス選手団合宿受入れ業務とありま

すけれども、これはコロナ禍によって中止になったということですから、今現在このような状況ですから、今後の見通しというものはなかなか立てづらいものもありますし、難しい考え方でありまして、今後オリンピックがもし開催されるとなった場合に、事前合宿などまた申入れがあった場合に修正などが上がるのかどうかということと、29ページの中段より下のほう、担い手づくり総合支援事業補助金、ご説明で台風19号での施設修繕とありましたけれども、多少のお答えはありましたと思いますけれども、どこを何をどの程度修繕されるのかということとを再度お聞きするということと、3点目、35ページの上段のほうで備品購入費1,791万7,000円ほど上がっておりますけれども、防災センターの設備品ということで、これはいろいろな場所で幾つかの説明を受けておりますのである程度分かるんですけれども、改めまして具体的に、主に何をどの程度設備するのかを再度お聞きします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、1番目の質問のラオス選手団のことにつきましてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のように、今回はコロナ禍のためにオリンピックをはじめ中止ということでこの予算を全て落とすということになっておりますが、来年度につきましては今のところ国の考えとしてはオリンピックを実施するというようなこととありますし、近々聖火リレーのほうも開催されるという動きでありますので、恐らくこのままいけばオリンピックは開催されると思っております。ラオスの選手団につきましても、また国内でのいろいろな選手選考等あるかと思いますが、オリンピックが開催されるという運びになりましたら、その受入れの基準等示される中で、ぜひまた飯舘村に事前合宿にきたいということであれば、ぜひとも前向きに、このあたりのところはやっていきたいと考えております。

以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、29ページ、農林水産業の補助金のところですが、担い手づくり総合支援事業補助金、こちらにつきまして内容でございます。

昨年の台風19号の被害により、冠水が主でございます。内容であります3か所、1か所は二枚橋のいちごランドのハウスです。4連棟が2つありますけれども、冠水によって中の柱が若干沈んでしまったと。それから、イチゴのベッドが並んでいるんですが、それが冠水によって凹凸といいますか、ゆがんでしまったというのがあって、そちらの入替えの補助です。それからもう2か所については、これはアスパラガスとカスミソウのハウスなんですが、それぞれポンプが冠水してしまって駄目になってしまったのでポンプの入替えということになってございます。

総務課長（高橋正文君） 35ページの復興震災記録施設の備品の内容ということでございますが、この1,700万円については、コロナの給付金を財源に予定しております。

購入する内容といたしましては、まずテーブル、これ会議用のテーブル、机、椅子、あとは防災センターでございますので避難した際の間仕切り、あとは震災記録施設ということで震災記録の展示スペースの備品、棚とかになるかと思いますが、椅子とかですね。あとは、そこに食料、様々な消耗品の備蓄品を置きますのでそれ用の棚等、あとは会議室として使う細々した備品ということになると思います。

6番（高橋和幸君） ただいま、3つともご答弁いただきましたけれども、35ページの防災センター備品等、今細かく何を購入するかについてお答え、ご答弁をいただきましたが、数も結構ありますけれども1,700万円、約2,000万円弱、これほど多くの物を準備するくらいの容量、スペース、またその必要性があるのかというのを、ちょっと再度お聞きしたいということと、あとこれはもう一度戻りまして、17ページのラオス選手団合宿受入れ業務ですけれども、今国のほうでもオリンピックは行うという方向性で進んでおりますけれども、スポーツ競技でありますので、行政のほうでもご承知のとおり、スポーツであれば事前に合宿というのはこれはあり得ることでもありますので、もし開催となれば出てくる面ではあるのかなと私思いますので、もしそうなった場合には早めの周知をお願いしたいということを申し上げまして、35ページに関しての備品購入費についてだけもう一度お伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 1,700万円と、なかなか高額であるということでございます。ただ、あそこの旧飯樋小学校はかなりの面積がございますので、これだけの備品は必要となるということでございます。例を申し上げますと、震災後役場職員の机類ですね、交換、更新いたしました。その際が約4,000万円ほどかかっているということ、事務器については結構な高額になるということはお分かりいただけると思います。1,700万円が必要かと申し上げますと、このコロナの財源があるから買うということではございませんので、必要最小限の備品をそろえたいと思っております。その結果が約1,700万円ほど積算されるということでございます。ただ、財源があるからといって、そういう高額な無駄に必要な物まで買うということではございませんので、その辺は購入に当たりましては精査させていただいて、必要最小限の物をその適正な価格で備品を購入させていただきたいと考えております。

6番（高橋和幸君） 3回目になりますので、これが最後ということになりますけれども。備品、備蓄の購入等について、防災センターに限らず飯舘村はいろいろその都度上がってまいりますけれども、今現状下において例えば飯樋にしてもしかり、特に白石小学校とか草野小学校については椅子、机、そういう物が多々、備蓄というか置いたままの状態になっていると思うんですけれども、昔の物が。新品を買うだけではなくて、それらをリフォームとか、今はやりのDIYなどを活用して、ある物を、資源を有効活用すること、これも一部考えていただいて、財源を使うばかりではない方法をしっかりと前向きに検討していただきたいと思っております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第119号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第119号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第120号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第120号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第121号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第121号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第122号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第122号令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第123号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第123号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第124号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第11、議案第124号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第125号 飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第125号飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第126号 村道路線の認定について

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第126号村道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第127号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備
工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更につ
いて

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第127号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業
用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更についてを議題とし
ます。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 私、追加資料を頂いて大分納得した面もあるんですが、ただこの水質検
査についてちょっとお尋ねしたいと思います。

確かにこの水質検査を見ますと、西地区が鉄及びマンガン、鉄にすれば6倍、それでマ
ンガンは15倍ほど高い数字を示している。これ、次の議案の南エリアも関連してくる
んですが、南エリアでは汚濁が6倍程度強いということで今回この装置をつけるという
ことなんですが、そこで、これちょっと水質検査を見ますと、まず第1点に鉄、マンガ
ンの除去装置で一般細菌が100個という水質基準に対して検査が300以上ということが出
ているんですが、これらはこの装置で除去できるのか、それとも何らか別な方法がある
のかと。

2点目に、これらの装置を使ったことによって、この水質基準が認定されたところまで
間違いなく下がるのかどうかということが2点目。

3点目として、この水質検査がこの1回で終わるのか、その後頻度的に調べる必要があ
るのかどうか、その3点についてお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） 伊丹沢畜産施設の井戸水の件ですが、まず一般細菌の件でご
ざいます。これは、畜舎に限らず一般の井戸を掘ったときにもある場合があるということ
であります。どうしても掘削のときに表土をずっと削って、その後深く掘っていくも
のですから、表土のところにある一般の細菌、そういったことが出るというところがあ
るようです。ただ、これにつきましては使用の中で、どんどん水が入れ替わるという
ところがあって、これは自然になくなるという話を聞いております。

次に、鉄それからマンガンの量、このフィルターによって、ろ過機によって、これ基準
値以下になるのかということではありますが、こちらについては、当然この基準を下回る
ようにフィルターを設置していただいております。

そのチェックの頻度ということですが、まずは導入、高額な機器を導入するわ
けですので、業者によって当然アフターフォローの部分で保証期間内はきちんとこの数
値が以下になるようなことのチェックはいただきます。ただ、その後の経過、どんな形
でチェックをしていくか、そちらについてはこの牛舎を利用される方、そちらのほうに
村としては任せたいと考えております。

なお、その部分につきまして、施設整備につきましては村で行いますが、その後のメン
テナンス部分については利用者側の負担ということで合意いただいておりますので、そ
のような形で対応したいと考えております。

7番（渡邊 計君） 今、答弁の中で保証期間ということが出てきましたが、この保証期間というのはどのくらいの期間になっているのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 通常で1年見ております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎日程第15、議案第128号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備
工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第128号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第129号 令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請
負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第129号令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 直接のことではないんですけども、佐須まで大倉からの部分で、全体としては見通し的にはどういうふうに事業そのもの、ご理解しているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 佐須から大倉に抜ける部分の佐須大倉線、小滝大倉線の部分であります。災害復旧で、甚大な被害を受けております。この工期ですが、今回3月25日ということで延長させていただきまして、一番大きく崩れた部分、大倉の部分であります。その部分が残りますが、ほかの部分については全て完了する見込みになっております。その大きく崩れた部分でございますけれども、現在その設計積算というところでやっておるんですが、なかなか進んでいないというのが現状でありまして、それらを本来であれば今の時期に発注しようという計画ではありましたが、いろいろ業者との関係協議がありまして、まだ発注できないというような状況でありまして、発注見込みとしては来年度発注して、実際的には当初5億円、6億円の話が7億円という今概算の事業費が出ていますので、単年度での工事もなかなか難しいかなということになりますので、来年度いっぱいについては、やはりそこについては通行止めという形で進めざるを得ないという状況でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第130号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第130号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第131号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備
工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第131号福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（高橋和幸君） 議案第131号についてですけれども、停電時無停電装置を計画しているということで、使用電源時間が5分であるため30分のもを確保したいということでありまして、この5分というものが停電時というか無停電時、初めから予測できなかったものであるのかということと、実際使用電源時間を30分まで対応できるようにという設備を設置した場合に、その30分で本当にもつのかどうか、大丈夫なのかどうかをお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 当初見込んでおりました無停電装置につきましては5分間というところでありますが、目的としましてはいろいろな機器のバックアップというのがまず一つの目的でございました。ただ、バックアップだけでちょっと、いろいろ通信ができないという、これ中央監視システムと一緒に整備しているわけなんです、バックアップ過ぎてからいろいろ役場の中でそれらの状況を把握する時間ということでの30分ということで、今回30分まで延長させていただきました。当然、時間は長ければ長いほどいいのですが、やはり水道施設なので、30分くらいの間にいろいろ情報を把握して対応していくという考え方で、今回30分という形になりました。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第132号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第19、議案第132号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 考え方として聞いておきたいんですけれども、この条例改正が職員や村民にとってのメリットといたしますか、村民生活にとって何が生かされ、村民のためになるのかちょっと見えないんですけれども。実際、働く職員関係からとかいろいろ見た場合に、どういうふうに発展的に、いい方向で行くのかっていうのを分かるというか、今

考えておられる部分でお伺いしておきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） この職務を設置することでどんなメリットがあるかということでございますが、先ほどの説明でも申し上げましたが、今まで、総務課長という職が庁内を総括していたということでございますが、今度統括参事という職の方が、今まで以上に庁内を横断的に施策の立案から、今までは財政担当課長ということで各課から上がってきたものを調整しておりましたが、その各課の立案の時期から統括参事の方に関わっていただいて、庁内の業務を調整するという予定をさせていただきたいなと思っております。

村民のためにどんなことになるかといいますと、そのようなきめ細かな事業の立案から調整を統括参事にさせていただくということで、村民の方々にもきめ細かな施策の対応ができていくのかなということでございます。あと、もう一つは、現在村長、副村長が中心になりまして、国県等で折衝をいたしておりますが、今度はこの統括の方にもその国県との調整、折衝にも加わっていただいて、関係団体との調整もしていただく業務も担っていただくということで、その面からも村民の方にはかなりきめ細かな対応ができていくのかなというような想定をしているところでございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、統括参事が総務課長の範囲を超えた部分での村づくり全体に関わるということで、副村長、村長、統括参事を置くことのメリットを今言われたことなんでしょうけれども、これを置かないと、今までのような運営状況の中では難しい今後の状況があるという判断なんですか。

総務課長（高橋正文君） 今までもきめ細かな対応をすべくやってまいってきたわけですが、今度の新たな職階の方に今まで以上に責任と権限を、今までより少し持たせていただいて、責任を持って庁内の調整業務に当たっていただくということで、そのようなメリットがあるのではないかとございまして、今までもやっていなかったということではございませんけれども、今後さらにきめ細かな対応をさせていただきたいということでございまして。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第133号 副村長の選任について

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第133号副村長の選任についてを議題とします。（「高

橋祐一課長、席を外してください」の声あり)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論は省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第21、閉会中の継続調査の件

議長(菅野新一君) 日程第21、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第22、閉会中の所管事務調査の件

議長(菅野新一君) 日程第22、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出どおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第23、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第10回飯舘村議会定例会を閉会とします。
ご苦労さまです。

(午前11時20分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月18日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄